

令和6年

富士川町議会3月定例会会議録

令和6年3月 8日 開会

令和6年3月25日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 6 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 8 日

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度富士川町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 5 議案第 4号 富士川町庁舎会議室及び町民ギャラリーの使用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 富士川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 富士川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 富士川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 富士川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 富士川町奨学金条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 令和 5 年度富士川町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 令和 5 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和 5 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和 5 年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和 5 年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和 5 年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和 5 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 令和 5 年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 令和 6 年度富士川町一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 6 年度富士川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 6 年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 令和 6 年度富士川町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 令和 6 年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 令和 6 年度富士川町奨学金特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 令和 6 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 令和 6 年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 令和 6 年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 令和 6 年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 令和 6 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 令和 6 年度富士川町水道事業会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 令和 6 年度富士川町簡易水道事業会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 令和 6 年度富士川町下水道事業会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 令和 6 年度富士川町営農飲雑用水事業会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 4 5 認定第 1 号 富士川町道路線の認定について

午後1時30分

○議長（堀内春美さん）

始めます。本定例会は令和6年、最初の定例会となります。

開会に先立ち、富士川町民憲章の下、住民、行政、議会が一体となって、町づくりを進めていくことの意味統一として、この場で町民憲章の朗読を行います。

起立願います。朗読は、一番宇田川朱恵議員が先導しますので、続いてご唱和願います。それでは、宇田川朱恵議員、お願いいたします。

（町民憲章朗読）

ありがとうございました。

開会の前に相互にあいさつを交わします。相互に礼。こんにちは。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第4号をもって招集されました、令和6年第1回富士川町議会定例会に、議員ならびに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和6年度第1回富士川町議会定例会を開会します。なお、本日は富士川CATVが、町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置して撮影いたしますので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

第1回定例会に先立ちまして一言あいさつを申し上げます。

3月に入り、日中の日差しにも春を感じるようになりました。日本気象協会の桜の開花予想では、甲府は3月22日ということで、ほぼ平年並みとなっております。3月23日からは大法師公園でさくら祭りが開催される予定となっております、桜の開花が待ち遠しい季節となりました。

令和6年は、年初から能登半島地震や羽田空港での飛行機衝突事故など、大きな自然災害と事故が起きました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆さまにお悔やみを申し上げます。また、能登半島地震の被災地の皆さまに、心からお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復旧復興を心からお祈り申し上げます。

さて、世界に目を向けてみますと、依然として、ウクライナとイスラエル・ガザ地区という2箇所戦争が続いており、政治経済ともに不透明性の高い年となる様相です。

国内では、新型コロナウイルス感染症の5類移行後様々な行動制限が緩和され、日常を取り戻しつつあります。2月22日には、東京株式市場の日経平均株価が、約34年ぶりに史上最高値をつけました。しかし、長引く円安と原材料の高騰、それに伴う商品の値上がりに対して、賃金の状況が追いつかず、消費者にとっては厳しい生活が続いているのが現状です。

さて、議会におきましては、山梨県町村議会の部広報コンクールにおいて、最優秀賞を獲得し、それと同時に、山梨県町村の部広報コンクールでも最優秀を獲得しましたことは大変名誉なことでありまして喜ばしいことでもあります。この編集に携わってくださった皆さまのご苦勞に、感謝を申し上げます。

さて議会はこの4月で新体制となって3年目に入り、任期の折り返し地点を迎えるところでもあります。令和6年最初の定例会を迎え、議決機関としての役割と責任の重さを自覚し、子どもたちの未来のため、住民の皆さまのために、引き続き、慎重かつ丁寧な審議を行って参る所存です。

また、昨今の情勢を踏まえ、感染症のまん延防止措置が必要な時や、大規模な災害等の発生時においても、委員会が開催できるように、委員会条例の一部改正案を最終日に上程することとなっております。

今定例会では、傍聴席を20席としております。一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、1階町民ギャラリーのテレビで映像を流しますのでご利用ください。

本会議では、令和6年度予算、条例制定、条例改正などについて審議をお願いすることとなります。令和6年度の当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、分科会方式で審議し、その後、全体会で討論をすることとしております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な議論をお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番望月眞君および8番小林有紀子さんを指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から25日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から25日までの18日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名および監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

今定例会までに受理した請願は、請願文書表のとおりです。請願は、所管のひとつづくり常任委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては11日の本会議で議事日程により、審議をお願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和6年3月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。また日頃から町政推進のため、格段の御理解と御尽力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

はじめに、1月に発生した能登地震によりお亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さまにお見舞いを申し上げます。この困難な時を乗り越えるために、富士川町でも、町民の皆さま、ならびに各種団体と連携しながら、様々な支援を続けています。町民との連携による支援のひとつとして、石川県から山梨県に避難されてきた日本航空高校石川の生徒たちへの支援が挙げられます。彼らが日常を取り戻し、安心して学業に励めるよう、春の選抜甲子園の出場を決めた野球部には、旧増穂商業グラウンド、また、サッカー部の生徒たちには、いきいきスポーツ公園グラウンドを、提供しています。特筆すべきは、20を超える町内の様々な団体による支援の申し出があったことです。被災者に寄り添い、苦しい境地にある方々に対し、炊き出しなどの多くの支援が集まる地域であること、その心と行動こそが、富士川町の誇りであり宝であると感じています。日本航空石川の生徒たちの頑張りが、震災で傷ついた能登半島の希望の光であると同時に、富士川町の希望でもあると感じています。

さて、令和6年度は公民連携をより一層加速させ、これまでまいた町政進展の種を、丁寧に育てていく年と位置付けております。

具体的には、農村RMOの取り組みを加速させ、地域力創造交付金の拡充などにより、各地区が自主的に自立し、持続可能なまちづくりを進める礎を創ること、ふじかわまちづくり公社の組織の充実を図り、活動をより活性化させ、自主財源確保の機運をさらに高めること、県内トップレベルの子育て支援策をさらに新鮮進展させること、グローバル社会の進展に伴い、国際交流を積極的に行い、次世代を担う若者の国際感覚を高めるための施策を展開し、人を育む施策を加速させること、スポーツの振興とスポーツ環境の確保のために、体育施設等の充実を図ると同時に、アーバンスポーツ競技の核となるエリアを整備すること、町のランドマークである道の駅富士川を中心とした、リバーサイドパーク構想をさらに進展させる取り組みを国・県とともに実行することなど、これまでまいてきた、発展の芽を伸ばしていく成長の年と位置付けて行きたいと考えています。

また、令和6年度は町制施行15周年を迎える記念すべき節目の年です。町の歴史を振り返り、これからの発展をともに考える機会として様々な記念事業を展開して行きます。併せて、重点支援地方交付金の使途についても、今定例会で提案いたします。この交付金を活用

し、医療機関への重点支援や、貨物運送事業者向けの物価高騰対策補助金に加えて低所得世帯への給付事業を行うことにより、地域経済の安定と発展に寄与する取り組みを強化していきます。これらの支援が、町民の皆さまの生活基盤をさらに強固なものにしていくことと、確信しています。

さらに、「ふじかわスマイル商品券（第3弾）事業」も新年度に展開していきます。昨今の原油価格・物価高騰の影響を緩和するため、1人一律3000円分の商品券を発行し、住民の生活支援と地域経済の活性化を図るものです。この商品券は、町内の取扱店で使用できる買い物券で、500円券を6枚で1冊として大型店と町内店との共通券3枚、町内店専用3枚となっており、令和6年6月1日から11月30日まで使用できることとなっています。

また、商品券の配布につきましては、5月中に全世帯にお届けできるよう準備を進めて参ります。基準日となる4月1日に住民基本台帳に登録されている方に、1人一律3000円の商品券を配布します。また、児童扶養手当受給世帯などの特定の世帯には、さらに3000円分の商品券を配布することとしています。

このように、新年度においても町政や発展のための様々な施策を展開して参ります。一方で、令和4年度に予測した財政シミュレーションの示す、右肩下がりの硬直した財政状況の大きな改善には至っていません。これまでの事業による借入金の増大などにより、将来負担比率は年々悪化し、さらに厳しい財政状況になっていくことが予測されており、その改善の道りは険しいものとなっています。このような厳しい財政状況を乗り越えていくためには、自主財源確保のための各事業のブラッシュアップが必要です。今後予測される困難を乗り越えるためには、皆さまの力が必要です。連携し、支え合い、私たちの富士川町の未来を共に切り拓いて行きましょう。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、その概要をご説明申し上げるとともに、主要な事業への取り組み状況を申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

はじめに、令和6年度当初予算についてであります。予算編成に当たりましては、徹底した行財政改革の実行に努め、行政の効率化を図るため、事業全般を精査し、併せて、継続性、緊急性などを考慮し、予算を編成しました。

その結果、令和6年度の一般会計当初予算は87億841万3000円となり、前年度比では8.5%の増額となりました。この当初予算の増額な主な要因といたしましては、人事院勧告による給与費等の増額分として9100万円余を、新庁舎整備事業における東別館解体工事費等として2億6300万円余を、ふじかわまちづくり公社への補助金等として3000万円余を、新中学校建設工事等設計費として1億1800万円余、公営企業会計の負担金として4億4100万円余を計上したことによるものであります。

令和6年度の新規事業としては、町制施行15周年記念として執り行う山車巡行祭や、落語「鰻沢」の事業費として1200万円余を、農村RMOの形成支援事業交付金として1100万円を、在宅育児応援金として240万円を、産後ママ応援事業費として150万円余を、計上したところであります。当初予算案の詳細につきましては、後ほど提案理由で述べさせていただきます。

次に、ふじかわRMO未来会議の設立についてであります。昨年3月に、「農村RMO形成推進事業」に取り組む方針を表明し、今年度地域の皆さまとともにこの取り組みに対する検討を重ねて参りました。そして、春米区・平林区・穂積区の3地区における協議が整い、2月2日に18の団体で構成する協議会「ふじかわRMO未来会議」を設立しました。今回の取り組みは、首都圏で初の取り組みとなっており、令和6年度には、国が実施する「農村RMOモデル形成支援交付金」の申請を行い、協議会の活動が本格的に動き始めます。地域の宝を次世代に継承し、未来に向かって魅力と活力あふれる地域を創るため、そしてこの活動を町全体に広げていき、町の未来をより明るいものにしていくために、地域の皆さまと力を合わせて、この事業を推進して参ります。

次に、第3次富士川町子ども子育て支援事業計画の策定についてです。町では、教育・保育・子育て支援の充実を図るための計画として、令和7年度から令和11年度の5年間で1期とする第3次富士川町子ども子育て支援事業計画を策定します。この計画では、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもと向き合える環境を整え、子育てや子供の成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しております。

次に、就学援助費の入学前支給についてです。新入学児童・生徒学用品費の就学援助費の支給につきましては、現行の制度では、前年の所得状況に基づいた申請により、毎年6月以降に支給しているところであります。しかし、最近の電力・ガス・食料品等の価格の高騰により、子育て世帯においても経済的な不な負担が増えています。そこで、入学時の負担軽減を目的に、令和7年度以降の対象者に対して、入学前に就学援助費を支給できるよう、今定例会に所要の経費を計上したところであります。

次に、中学校統合に係る指定制服等購入費助成金についてです。令和7年4月に開校する「富士川中学校」については、現在、新中学校開校検討委員会や学校現場の教職員を中心に準備・検討を進めているところであります。こうした中、中学校の統合に伴い新たな制服体操服を購入する必要が生じます。保護者の負担を軽減するため、買い替えが必要な二つの学年に対しての補助金を交付するため、今定例会に、所要の経費を計上したところであります。

次に、消防団員の報酬出動手当の見直しについてです。地域住民の安全を守る消防団の活動は、地域社会にとって不可欠な存在です。しかし、近年、県下の消防団員の数は減少傾向にあり、当町においても、地域防災の担い手不足が深刻化しています。この課題を克服するため、若手団員の積極的な参加促進とベテラン団員の慰留を目的として、消防団員の報酬および出動手当を見直すこととしました。これにより、責任ある役職を担う若手団員を中心に、活動意欲の向上を図り、消防団活動の魅力向上と団員の積極的な確保を目指して参ります。

次に、天神ゆずっこ保育園と改称する第1保育所の駐車場整備事業についてです。長年の課題となっておりました、駐車場整備は本年度、地権者様の協力のもと、保育所東側の用地を購入いたしました。明年度は、駐車場整備工事を計画しており、所要の経費を当初予算に計上し、今定例会に上程しております。園舎近くに専用駐車場が完成することから、より安心安全な園児の送迎が可能となり、保護者の利便性が高まることと考えております。

次に、在宅育児および産後ママ応援事業についてです。

まず、在宅育児応援金支給事業についてであります。0歳から2歳児の保育を家庭で行う保護者に対し、オムツ購入費、その他家庭での保育にかかる費用の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長の促進を図ることを目的とする、応援金の支給です。

次に、町内に住む産後6か月までの産婦さんにお弁当を提供する、産後ママ応援事業であります。お弁当を提供する際の会話を通じて、子育ての不安や悩みを軽減し、この富士川町で安心して子育てできる環境作りを目指して参ります。

次に、電気自動車購入費補助制度についてです。町では、再生可能エネルギーの有効利用を促進し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。令和6年度から、電気自動車購入者に対し、1台当たり10万円を上限に購入補助制度を実施するため、電気自動車購入費補助金交付用要綱を制定し、令和6年度予算に計上したところです。この補助制度を実施し、電気自動車の更なる普及促進を図ることで、自動車から排出される二酸化炭素を削減し、地球温暖化対策により一層取り組んで参ります。

次に、地域猫活動支援事業費補助制度についてです。町では、県が実施する補助制度を活用し、地域猫活動を行う自治会または団体に対し、猫用の餌、餌やり道具、清掃用具、保護用器具等の購入に要する経費の一部を助成することといたしました。補助金の額は、1地域当たり10万円を上限とし、事業実施に必要な経費を令和6年度当初予算に計上したところです。

次に、富士川町犯罪被害者等支援条例についてです。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めることにより、町の責務および町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための基本となる事項を定めるものです。支援する内容につきましては、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減並びに生活の再建を図るため、遺族見舞金、重症病見舞金を支給することとし、この条例制定にかかる経費を、今定例会に上程したところです。

次に、国民健康保険税の税率の改定についてです。本町の国民健康保険税は、急激な医療費の増加を理由に、平成27年度に税率を引き上げ、その後は財政調整基金の積み立てを行うため、税率を据え置いて参りました。町の国保財政は黒字が続いており、財政調整基金についても十分な積み立てがなされています。また、県から「県内市町村の保険税水準の統一を目指す」ことが示されたため、町では、令和6年度以降の国保税率を引き下げるという改定案を町国保運営協議会に諮問したところ、2月13日に答申をいただき、本定例会に、国保税条例の改正案と当初予算案を上程したところです。

以上、本定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて申し述べさせていただきました。今定例会に提出いたしました案件は、専決処分承認案件1件、条例制定案件3件、条例改正案件13件、補正予算案件8件、予算案件15件、組合規約変更案件1件、道路認定案件1件、合わせて41件の議案を提出しております。提案理由につきましては、議案ごと申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第10号））

を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に承認第2号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君

○財務課長（望月聡君）

それでは、承認第2号の補足説明をさせていただきます。タブレットの3ページをご覧ください。

（以下、専決処分書・令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明をいたします。タブレット8ページの事項別明細書、表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第5 議案第4号 富士川町庁舎会議室および町民ギャラリーの使用に関する条例の制定について

日程第6 議案第5号 富士川町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第7 議案第6号 富士川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について

以上の3議案は、条例制定案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第4号について補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第4号の補足説明をさせていただきます。タブレット12ページをご覧ください。

本条例につきましては、町民の利便性を図るため、地方自治法第238条の4第7号これが行政財産の目的外使用に基づき、町の職務に支障がない範囲において、1階会議室および町民ギャラリーの使用に関し必要な事項を定めるものであります。

第1条および第2条では、条例の趣旨および用語の意義を定め、使用できる範囲、会議室、町民ギャラリーを定めております。第3条では、使用できない日、会議室においては、年末年始。町民ギャラリーにおいては、休日は使用できないことを定めております。第4条では、使用の許可を事前に受けることを定め、第5条および第6条では、使用の制限および使用許可の取り消し等を定め、急な選挙等において職務が生じた場合は許可を取り消す場合がある旨を定めております。次ページに移りまして、第7条、第8条では、別表で主要時間および使用料を定め、第9条では、公益上特に必要と認めたとときのみ、使用料を減額または減免することができることを定めております。原則、有料とさせていただきます。第10条では、使用料の不還付を定めておりますが、町の都合で使用許可を取り消した場合は、還付することとしております。第11条では、使用权の譲渡禁止を、第12条では、原状回復の義務を定めております。第13条の損害賠償では、庁舎備え付けの備品等を破損した場合は賠償しなければならず、使用者が持ち込んだ備品や展示物に損害があった場合では、その責務を負わない旨を定めております。これは自己管理、自己責任の徹底を図っていただきたいという趣旨でもございます。それから、第14条では規則に委任することを定め、施行日は令和6年4月1日としております。以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に議案第5号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長 望月聡君。

それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。タブレット15ページをご覧ください。議案第5号、富士川町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。これは、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう、支える地域社会の形成を促進するため、犯罪被害者等への支援に関する事項を定める必要があることから、定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。富士川町犯罪被害者等支援条例第1条は目的であります。犯罪被害者等のために、施策に関する基本理念を定め、町・町民等および事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援を推進することによって、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、軽減および生活の再建ならびに犯罪被害者等の権利の利益、保護を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らせるよう、支える地域社会の形成を促進することを目的としております。第2条は、定義でございまして用語の意義を定めるものであります。第3条は、基本理念を定めております。次のページをお願いいたします。第4条につきましては、町の責務を、町は基本理念にのっとり、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的

に推進するものいたします。第5条は、町民等の責務、町民等は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮および支援の必要性について理解を深めるものとしております。第6条は、事業者の責務です。第7条は、学校等の責務を、次のページをお願いいたします。第8条は、相談および情報の提供を、第9条は、見舞金の支給等があります。犯罪被害者が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給の支援を行うものとする。見舞金の対象となる者につきましては、見舞金額その他前項の支援に関し必要な事項は、町長が別に定めるものであります。

見舞金額につきましては、遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円を予定しております。第10条につきましては、日常生活の支援を、第11条は安全の確保を、第12条は居住の安定を次のページをお願いいたします。第13条は雇用の安定を、第14条は理解の増進を、第15条につきましては、教育活動の推進を、第16条は人材の育成について、第17条は民間支援団体への支援を、第18条は支援の制限について定めております。第19条につきましては、委任ということでこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関しまして、必要な事項は、町長が別に定めるものいたします。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第6号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それでは、議案第6号の補足説明をいたします。タブレット21ページをお願いいたします。この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づいて、成年後見制度の利用を促進する基本的事項を審議するため、協議会の設置に関して、富士川町成年後見制度利用促進協議会設置条例を制定するものであります。

まず第1条では設置を、第2条では所掌事務を、第3条では委員は法律関係団体や、医療福祉関係者など、10名以内で組織するとしております。第4条では委員の任期について、第5条では会長および副会長について、第6条では会議について定めております。次のページに移りまして、第7条では守秘義務について定め、第9条ではこの条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとしてしております。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。また、附則第3項に、富士川町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正として、この協議会の委員報酬についての項を加えるものとしております。以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時29分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

- 日程第 8 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および富士川町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 富士川町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 富士川町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 富士川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 富士川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 富士川町奨学金条例の一部を改正する条例について

以上の13議案は条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第7号から第19号までについて補足説明を求めます。

はじめに、議案第7号および第8号について補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

それでは、議案第7号富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。タブレットの23ページをお願いいたします。この条例は、町立小中学校の学校医の報酬の均衡を保つため、小規模校である増穂南小学校の学校医の報酬の見直しを図り、額の改定をするため、条例を改正する

ものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。25ページをお開きください。別表、増徳南小学校校医の項中、年額4万円を8万円に、3万2000円を6万円に改正するものでございます。前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたします。

続きまして、議案第8号の補足説明をいたします。26ページをお願いいたします。議案第8号富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。地方教育行政の政府組織および運営に関する法律に基づき、設置しております学校運営協議会の委員の報酬額を定めるため、条例を改正するものでございます。改正の内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。28ページをお開きください。別表中、いじめ問題専門委員会委員の項の次に、学校運営協議会委員、年額3000円を加えます。前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたします。以上、議案第7号および第8号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第9号について補足説明を求めます。

防災交通課長、長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

それでは、議案第9号富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および富士川町消防団員の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。今回の改正は、厳しさを増す団員の確保の現状にあって、その処遇を改善することで、対策の一助とし、安定した団員の確保を図るものであります。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。タブレットの31ページをお開きください。まず、富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例関係ですが、こちらは年額報酬において、主として若年層の処遇改善を図ることを主眼とし、低い階級ほど手厚くしております。別表第2条、第3条関係、団員の報酬1万5000円を2万円に、機械系の報酬1万7000円を2万1000円に班長の報酬2万円を2万2000円に、部長の報酬3万1000円を3万2000円に改めるものです。続いて、タブレットの32ページをお開きください。次に、富士川町消防団員の定員、給与、服務等に関する条例関係でございます。こちらは出動手当につきまして、改善を図るものであります。出動手当につきましては、第14条第1項中の水火災等の災害1回につき4000円。（ただし、4時間未満は2000円）を、水火災等の災害1回につき5000円。（ただし、4時間未満は2500円）に改めるものであります。タブレット30ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。以上、議案第9号富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および富士川町消防団員の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第10号および11号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、議案第10号および議案第11号の補足説明をさせていただきます。はじめに、議案第10号富士川町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。タブレット33ページをご覧ください。今回の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法および内閣法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員に支給される手当の名称について、改正するものであります。それでは、タブレット35ページをお願いいたします。新旧対照表ですが、改正前の給与の種類第2条第1項の名称、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めるものであります。タブレット34ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、議案第11号富士川町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、であります。タブレット36ページをご覧ください。今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に鑑み、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することについて改正するものであります。第1条関係では、富士川町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の改正であります。それではタブレット39ページ、新旧対照表をご覧ください。改正前の会計年度職員の給与の第3条1項中の、および期末手当を期末手当および勤勉手当に改める。期末手当第15条中の第21条を第25条に改めまして、同条の次に勤勉手当、第15条の2の1条を加えるものであります。次のページに移りまして、第25条中この条の次に、および次条を加え、同条の次にパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当、第25条の2の1条を加えるものでございます。タブレット42ページをご覧ください。第2条関係では、富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。育児休業をしている職員の期末手当の支給第7条第2項中、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く」の文面を、削るものでございます。タブレット38ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。以上、議案第10号および議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第12号について補足説明を求めます。

町民生活課長 一之瀬三千さん。

○町民生活課長（一之瀬三千さん）

それでは、議案第12号富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット44ページをお開きください。富士川町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正の主な内容は、県の国保運営方針案で示された令和12年度の保険税水準統一を目指し、急激な税率変更を避けるため、段階的に国民健

康保険税率等を引き下げるものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。タブレット46ページをお開きください。新旧対照表第3条から第5条では、基礎課税額の所得割額の率を100分の9.0から100分の7.8に、均等割額を2万8500円から2万5500円に、次のページに移っていただき、平等割額を2万9400円から2万6300円に改めます。第6条から、次のページの第7条の2では、後期高齢者支援金等課税額について、所得割額の率、均等割額、平等割額をそれぞれ改定しています。第23条では、国民健康保険税の減額について、次のページの1号が7割軽減、51ページに移っていただきまして、2号が5割軽減、53ページに移っていただきまして、3号が2割軽減について改正となります。次のページに移っていただき、2項については、未就学児の均等割の軽減となります。1号が、基礎課税額の均等割額、次のページに移っていただき、2号が、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、それぞれ未就学児1人について、定める額を改定しています。タブレット45ページに戻っていただき、附則につきましては、令和6年4月1日から施行し、適用区分として、この条例による改正後の富士川町国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第13号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それでは、議案第13号富士川町介護保険条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。タブレット56ページをお願いいたします。今回の改正は、介護保険法施行令の改正に基づいて、第1号被保険者の所得区分を、多段階化するとともに、所得状況等にに応じて区分されている保険料の算定に関わる基準が見直されたことに伴い、区分ごとの保険料額を改正しようとするものです。このため、令和6年度から8年度までの事業計画期間における介護保険料については、現在の月額6200円を6100円としまして引き続き低所得者の保険料軽減の強化を実施して参ります。また、今回新設する所得区分の段階、第10から13段階までに関わる割合は、現行の第9段階の割合と比べ高く設定をいたします。それでは、タブレット58ページの新旧対照表をご覧ください。第6条第1項中、第1号から第13号が第1段階から13段階の所得区分の段階を示し、保険料について、改正された金額が示されております。また、第2項から次のページ第4項は低所得者への介護保険料軽減となっており、第2項は、第1段階の保険料を、基準額に0.285を乗じた2万870円とし、第3項は、第2段階の保険料を、基準額に0.485を乗じた3万5510円とし、第4項では、第3段階の保険料を、基準額に0.685を乗じた5万150円に改めるものであります。第8条については、段階の追加に伴う文言の改正であります。タブレット57ページに戻っていただいて、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。また、経過措置として、改正後の第6条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以

前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上、議案第13号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第14号について補足説明を求めます。

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

それでは、議案第14号富士川町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をいたします。タブレット62ページをお願いいたします。今回の改正は、市町村が定める当該条例の従うべき基準となります、内閣府令の一部の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、タブレット63ページをお願いいたします。本条例の第23条に規定しております、各施設の運営規程や職員の勤務体系などの重要事項につきましては、その当該施設に掲示をすることと定めておりますが、今回の改正によって、その内容をインターネットを利用し、ホームページ上で公衆の閲覧に供さなければならないことを加えることとしたものです。また、タブレット64ページとなりますが、本条例の第53条第2項第2号では、各種の書類の提出は書面のほか、磁気リスクなどの特定記録媒体での提出を求める規定について、今回の改正に合わせて、新たな通信情報技術に対応できるよう、特定の媒体を示さない形に見直しを行うものでございます。タブレット62ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとします。以上で議案第14号の補足説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第15号および第16号について補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、議案第15号および第16号の富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。タブレット66ページをお開きください。富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例、富士川町特別会計設置条例の一部を次のように改正する。今回の改正は、令和5年1月14日に開催しました鰯沢町有林財産区議会におきまして、今年度をもって所有財産を処分する方針が可決となったことから、鰯沢財産区特別会計についても廃止する必要があることから行うものでございます。詳細につきましては新旧対照表にてご説明をいたします。次のページをご覧ください。第1条中第8号の鰯沢財産区特別会計鰯沢財産区事業を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げます。前のページに戻っていただき、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。また、経過措置として、改正前の富士川町特別会計設置条例の規定による鰯沢財産区特別会計の令和5年度の収入および支出並びに決算に関しては、なお従前の例によるものとしております。

続きまして、議案第16号の補足説明をさせていただきます。タブレットの69ページをお開きください。今回の改正は、令和6年2月8日の臨時会において、甲州鯉沢温泉かじかの湯の指定管理者の承認をいただいたことに伴い、令和6年度から、かじかの湯の指定管理運営は、町の直営から指定管理者へ移行されることから、行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。次のページをお願いいたします。第1条中第10号の富士川町かじかの湯事業特別会計かじかの湯事業を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とします。前のページに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。また、経過措置としまして、改正前の富士川町特別会計設置条例の規定による富士川町かじかの湯事業特別会計の令和5年度の収入および支出並びに決算に関しては、なお従前の例によることとしております。以上、議案第15号および16号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第17号および第18号について補足説明を求めます。

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

それでは、議案第17号の補足説明をさせていただきます。富士川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、タブレット73ページの新旧対照表にてご説明させていただきます。今回の改正は、地方自治法の一部改正による条ずれに伴う改正でありまして、第5条中、第243条の2の2の第8項を第243条の2の8第8項に改めるものです。1ページ戻っていただいて、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第18号の補足説明をさせていただきます。タブレット75ページをお開きください。富士川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律が施行され、水道法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては次のページの新旧対照表にてご説明いたします。まず第1条関係で、富士川町水道事業給水条例の一部改正であります。第5条第1項および第33条第2項中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。次のページをお願いします。次に第2条関係で、富士川町簡易水道事業給水条例の一部改正であります。第5条第1項および第35条第2項厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。次のページをお願いします。次に第3条関係で、富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準および資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正であります。第4条第1項第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣および環境大臣に改めるものであります。タブレット75ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。以上で議案第17号および議案第18号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第19号について補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

それでは、議案第19号富士川町奨学金条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。奨学金の貸付を月額で貸し付ける方法から、希望によりまして、年額で貸し付けることができる方法を追加することによりまして、利用しやすい制度にするため、条例の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。次の次のページをお開きください。小学生の要件第3条中第2号、品行方正で身体強健な成績優良なものとするものを、学業に意欲的に取り組もうとするものに改め、奨学金の貸付額等第4条中、月額2万円とあるのを、年額24万円以内と改正いたします。さらに、第7条奨学金の廃止第7条中、第3号不正手段とあるのを、不正の手段に改めるものでございます。前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたします。また、経過措置につきまして、この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富士川町奨学金条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれ、この条例の相当規定によりなされたものとみなすいたします。以上で、議案第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第21 議案第20号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第11号）
日程第22 議案第21号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第23 議案第22号 令和5年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第23号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第25 議案第24号 令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第25号 令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第26号 令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第27号 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第3号）

以上の8議案は補正予算案件でありますので一括して議題とします。

町長から、この本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

ここで、暫時休憩を行います。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時27分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

次に、議案第20号から第27号までについて補足説明を求めます。

はじめに、議案第20号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、タブレット84ページをお願いいたします。

議案第20号令和5年度富士川町一般会計補正予算（第11号）の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。タブレット992ページ、事項別明細書、表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次にタブレット90ページにお戻りください。次に第2表繰越明許費補正について説明いたします。

（以下、第2表繰越明許費朗読説明）

次のページ、91ページをお願いいたします。次に、第3表地方債の補正について説明いたします。

（以下、第3表地方債補正朗読説明）

次に、タブレット、108ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をご覧ください。地方債の現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が、当該年度末の現在高の見込み額となり、94億3875万6000円となります。なお、左の欄の区分3その他（3）臨時財政対策債につきましては、これは本来国が地方交付税として交付すべき金額について、国の財源が不足しているために、その不足分を起債として借り入れたものでございます。こうした目的の記載でありますので、借入分の元利償還金については、その相当額全額が年度の普通交付税として算入されるものとなっております。以上で議案第20号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第21号および第22号について補足説明を求めます。

町民生活課長 一之瀬三千さん。

○町民生活課長（一之瀬三千さん）

それでは、タブレットの109ページをお開きください。議案第21号令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算第4号の補足説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの113ページ、事項別明細書の次のページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

続きまして、タブレット119ページをお開きください。議案第22号富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の補足説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

(令和5年度富士川町の後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算の予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの123ページ、事項別明細書、表紙の次のページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で議案第21号および議案第22号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 (堀内春美さん)

次に、議案第23号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長 (遠藤悦美さん)

それでは、タブレット126ページ、議案第23号令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算第4号の補足説明をいたします。表紙の次のページをお開きください。

(令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

次のページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット130ページの次のページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上、議案第23号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 (堀内春美さん)

次に、議案第24号から第26号表について補足説明を求めます。

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長 (依田正紀君)

それでははじめに、議案第24号の補足説明をさせていただきます。タブレット133ページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット138ページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

次に、議案第25号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いします。

(令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット146ページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

タブレット144ページに戻っていただきまして、第2表地方債補正についてご説明いたします。記載の目的、下水道事業補正後の限度額は9970万円であり、利率および償還方法は変更ありません。なおタブレット150ページからは、地方債の残高見込みに関する調書となっておりますのでご参照ください。

次に議案第26号の補足説明をさせていただきます。タブレット151ページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット157ページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

タブレット155ページに戻っていただきまして、第2表地方債補正についてご説明いたします。記載の目的、下水道事業補正後の限度額は90万円であり、利率および償還方法は変更ありません。なお、タブレット159ページからは地方債の残高見込みに関する調書となっておりますので、ご参照ください。以上で議案第24号、議案第25号および議案第26号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (堀内春美さん)

次に、議案第27号について補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長 (望月奈緒美さん)

議案第27号の補足説明をさせていただきます。タブレット106ページをお開きください。

(令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算の朗読)

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレット165ページの事項別明細書をお開きください。

(以下、令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で議案第27号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いをいたします。

○議長 (堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第29 議案第28号 令和6年度富士川町一般会計予算

- 日程第30 議案第29号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計予算
 日程第31 議案第30号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第32 議案第31号 令和6年度富士川町介護保険特別会計予算
 日程第33 議案第32号 令和6年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
 日程第34 議案第33号 令和6年度富士川町奨学金特別会計予算
 日程第35 議案第34号 令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
 日程第36 議案第35号 令和6年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
 日程第37 議案第36号 令和6年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別
 会計予算
 日程第38 議案第37号 令和6年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
 日程第39 議案第38号 令和6年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
 日程第40 議案第39号 令和6年度富士川町水道事業会計予算
 日程第41 議案第40号 令和6年度富士川町簡易水道事業会計予算
 日程第42 議案第41号 令和6年度富士川町下水道事業会計予算
 日程第43 議案第42号 令和6年度富士川町営農飲雑用水事業会計予算

以上の15議案は、令和6年度の当初予算案件でありますので、一括して議題とします。
 町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第28号から第42号までの15議案については、委員会条例第6条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号から第42号までの令和6年度富士川町各会計予算は予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ここで委員名簿を配布します。

（ 書記が委員名簿を配布 ）

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は、配付しました名簿のとおり決定しました。

ここで暫時休憩します。予算特別委員会の委員は、正副委員長互選のため議員控え室にご参集ください。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時34分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

予算特別委員会委員長に青柳光仁君、同副委員長に井上光三君がそれぞれ互選されました。なお、議案付託表、予算特別委員会分科会名簿、日程表につきましては、会議終了後、配布しますのでご了承願います。

○議長（堀内春美さん）

日程第44 議案第43号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更および規約の変更について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に議案第43号について補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第43号の補足説明をさせていただきます。タブレット631ページをご覧ください。本組合規約の一部改正につきましては、甲府市を除く26市町村並びに東八代広域行政事務組合および峡北広域行政事務組合で行っている入札資格者申請業務の共同処理について、新たに三つの組合が加入することによる改正であります。

次ページの新旧対照表において説明をさせていただきますので、お開きください。新旧対照表の別表第2第3条関係、第3条第5号に掲げる事務は、競争入札に参加する者に、必要な資格の審査に関する事務になってございます。入札参加資格者名簿への登録申請の審査業務でありますので、本表の下線部にあります、一つ目の東山梨行政事務組合、三つ目にあります峡南広域行政組合、五つ目、最後の富士五湖広域行政組合の三つの組合を新たな枠組みに加え、共同処理を行うものであります。前のページにお戻りいただき、附則といたしまして、この規約は、令和6年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、この規約による改正後の別表第2第3条第5号に掲げる事務の項の規定は、その有効期限の始期が令和7年4月1日以後である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務について適用し、その有効期間の始期が同日前である。競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関す

る事務については、なお従前の例による。ものであります。以上、議案第43号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第45 認定第1号 富士川町道路線の認定について
を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、認定第1号について補足説明を求めます。

議長土木整備課長 山形謙一郎君。

それでは、認定第1号富士川町道路線認定についての補足説明をさせていただきます。タブレット633ページをお願いいたします。この認定路線につきましては、民間事業による6区画の宅地分譲開発に伴い、路線認定をするものであります。路線名は、長澤38号線であり、起点は、長澤542番1地先、終点は長澤535番10地先であります。道路延長は64.3m、幅員は6.0mから9.4mでございます。場所につきましては、タブレット634ページの位置図をお開きください。この路線は、第1保育所から300m東に位置している路線でございます。以上で、認定第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会とします。起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時43分

令和6年

富士川町議会3月定例会

3月11日

令和6年第1回富士川町議会定例会（2日目）

令和6年3月11日
午後1時30分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 3 議案第 4号 富士川町庁舎会議室及び町民ギャラリーの使用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 富士川町犯罪被害者等支援金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 富士川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第10号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 富士川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第18号 富士川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 富士川町奨学金条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第20号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第11号）

日程第 2 0	議案第 2 4 号	令和 5 年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 1	議案第 2 5 号	令和 5 年度富士川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 2	議案第 2 7 号	令和 5 年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 3	議案第 2 1 号	令和 5 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 4	議案第 2 2 号	令和 5 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 5	議案第 2 3 号	令和 5 年度富士川町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 6	議案第 2 6 号	令和 5 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 7	議案第 2 8 号	令和 6 年度富士川町一般会計予算
日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 6 年度富士川町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 0 号	令和 6 年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 1 号	令和 6 年度富士川町介護保険特別会計予算
日程第 3 1	議案第 3 2 号	令和 6 年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 3 3 号	令和 6 年度富士川町奨学金特別会計予算
日程第 3 3	議案第 3 4 号	令和 6 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 3 5 号	令和 6 年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 6 号	令和 6 年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 7 号	令和 6 年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 8 号	令和 6 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 9 号	令和 6 年度富士川町水道事業会計予算
日程第 3 9	議案第 4 0 号	令和 6 年度富士川町簡易水道事業会計予算
日程第 4 0	議案第 4 1 号	令和 6 年度富士川町下水道事業会計予算
日程第 4 1	議案第 4 2 号	令和 6 年度富士川町営農飲雑用水事業会計予算
日程第 4 2	議案第 4 3 号	山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
日程第 4 3	認定第 1 号	富士川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	会 計 管 理 者	河 原 恵 一
教 育 次 長	秋 山 忠	政 策 秘 書 課 長	中 込 浩 司
財 務 課 長	望 月 聡	管 財 課 長	渡 辺 成 昭
税 務 課 長	長 澤 康	防 災 交 通 課 長	長 田 博 幸
町 民 生 活 課 長	一 之 瀬 三 千	福 祉 保 健 課 長	遠 藤 悦 美
子 育 て 支 援 課 長	大 久 保 公 生	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
都 市 整 備 課 長	井 上 勝 彦	土 木 整 備 課 長	山 形 謙 一 郎
上 下 水 道 課 長	依 田 正 紀	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	井 上 誠		

5 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 原 田 和 佳
書 記 井 上 直 人

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。こんにちは。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和6年第1回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、質疑の日程になっておりますが、補正予算案件の議案第20号、第24号、第25号、第27号は、質疑終了後、討論・採決を行ないますので、よろしくお願ひします。

なお、議案第4号から第6号までの条例、条例制定案件については、お手元に配布しました、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

また、議案第28号から第42号までの当初予算案15件につきましては、予算特別委員会へ付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりといたします。

議会運営に、ご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第10号））

を議題とします。

これから、承認第2号について、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって承認第2号について質疑は終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 議案第4号 富士川町庁舎会議室及び町民ギャラリーの使用に関する条例の制定について

日程第4 議案第5号 富士川町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第 5 議案第 6 号 富士川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について
以上の3議案は、条例制定案件でありますので、一括して議題とします。なお、本案件は、所管の常任委員会に付託しましたので質疑は大綱のみに留めてください。

これから、議案第4号から第6号までについて、質疑を行います。質疑は、ありませんか。
9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは条例制定について、議案第5号、P15ページですけれども、富士川町犯罪被害者等支援条例の制定について一点だけお伺いしたいと思いますこの条例、本町で他町もあんまりしてないようすけれども、本町の条例の中に見舞金という項目が入ってしまして、事前説明では、条例の中に金額が明示されていませんけれども、要綱の中では、犯罪被害者に遭われた方で、亡くなられた方には30万円、怪我を負われた重症の方には10万円と、いうことなんで明記されてるんですけども、それを読んで思ったんですけども、国の方では、いろんな犯罪被害に遭われて亡くなられた方がいっぱいいて、そういうことで、その方たちの補償をしようということで、いろんな制度っていうか、具体的にはその後の家族等への生活が成り立つように、あるいは立ち直るまでの間の生活保障するという意味で、いくつかの試算をしながら、助けていくと、金銭的助けそういった制度があるわけですけれども、私が思うのに、国の制度っていうのは、実際には被害に遭われて、そういったお金が手に入るまでに結構長い時間がかかるというのが現実だと思います。ですから、見舞金を送るのもいいんですけども、むしろその期間、かなり生活が苦しくなる方がいらっしゃるだろうということを考えるならば、例えば町の方ですね、無利子無規則の国からの支援が届くまでの間の補助金なんていうかな貸付金を行うような制度を作った方がむしろいいのではないかなと感じたんですけども、その点についてちょっとお考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまの質問にお答えをいたします。この富士川町犯罪被害者等の支援条例につきましては、見舞金の支給等というところで議員さんおっしゃるとおり、遺族の見舞金30万円、この内容につきましては、故意の犯罪行為で死亡した人の遺族、また殺人などの重大犯罪の遺族に配る。見舞金を設定をしたものです。また、重傷病の見舞金として10万円をこの内容につきましては、1か月以上の療養期間が必要な重い傷病を負った被害者等に重傷病の見舞金を配布する予定です。この内容につきましては、山梨県の条例も加味しながら、参考にさせてもらいながら、この見舞金を支給するというところで、担当と町長および担当で決めさせていただきまして、今回はこの見舞金、遺族見舞金と重傷病見舞金をお支払うことを決定をしたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。これはまた委員会の方で、条例制定ということで、審議されますので、ただ今言ったように、単に見舞金という形ではなくして、国からの補助制度が確定するまでの間の長い期間に渡ってを、助けていくシステムをできれば委員会でも審議しながら、より良いものができればいいかなと思って質問させていただきました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第4号から第6号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第 6 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務党に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び富士川町職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 13号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 14号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 15号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 16号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 17号 富士川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 18号 富士川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 19号 富士川町奨学金条例の一部を改正する条例について

以上の13議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第7号から第19号までについて質疑を行います。質疑は、ありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第8号富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について、タブレット24ページ並びに明細書の次のページで、年額です、3万2000円を8万円、失礼しました。4万円を8万円に、3万2000円を6万円と大幅アップになってるわけですが、これって今までは多分、児童数の中でこういう報酬額が出てたと思うんですが今回こだけ大きなアップになったのは、校医さんたちの方からの要望なのかあるいは、その他の状況を鑑みた中で引き上げになったのかその要因について伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

最初に確認をさせていただきます議案8号で内容が7号の内容でありましたが、7号でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 了 承 ）

○議長（堀内春美さん）

はい。小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ありがとうございます。ただいまの質問にお答えいたします。峡南医師会の方から学校医の報酬について、県内の部分と比べて、富士川町の学校医の報酬の部分が高いところがあるというようなことで見直しのご要望をいただきました。その結果、私どもで検討をしまして今回、小規模校の南小の部分が金額が低かったため条例案のとおり、改正をすることを検討をいたしました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

7番 望月眞君。

○7番（望月眞君）

医師会からの要望があったということで理解してよろしいですね。はい。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ではタブレットです、25ページの今お答えいただいた南小の学校医の件につきましてですけれども、この南小だけ少なかったというお話は今もお聞きさせていただいたんですが、全協のときに、ほかの学校のも合わせた格好でさせていただきましたというようなお話をいただいているんですが、合わせたっていうのがよくわからなくてお聞きするんですが、ほかの学校増穂小学校、鰍沢小学校、人数がそれぞれ違うと思いますが、いくらずつになっているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

わかりました当初予算の方、確認させていただきますので結構です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

質問者は、大綱のみにとどめてください。これ、条例の制定だ。

ほかに質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也くん。

○9番（齊藤欽也君）

報酬ということなんですけど9号の、これも特別職ということで消防団員の報酬がいくらか上がってはいるんですけれども、これはご承知のとおり、どこでも非常に消防団の確保も難しい。それは単に給与だけではないと思いますけれども、わずかのアップのですね、算出根拠的なことを、お伺いしたいと思いますけれども。

○議長（堀内春美さん）

防災課長 長田博幸君。

○防災課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。現在、県で取りまとめております。消防団員の報酬につきましては、市町村の方に配ることができるものが、令和4年度のものでございますが、令和4年度の消防団員の県の平均部長職が3万2130円。班長が2万1074円。班員が1万5389円であります。機械係というのは特に県の方では定めていないので、ありませんので、班長と班員の間ということで今回定めさせていただきました。この金額に令和4年度の県の平均に近いところに今回引き上げさせていただきます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

こういったものは、ほかの市町村とのバランスってことももちろんあることは承知してます。でももう一点先ほど、その県の平均という話をされましたけども、ちなみに高いところってのはどのくらいになってるかちょっとお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災課長 長田博幸君。

○防災課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。部長級で言いますと、県の一番高いところ、これが8万円です。南アルプス市になります。峡南で言うと、南部町の5万円になります。班長で言うと、一番高いところ県の一番高いところが、南アルプス市で3万9000円峡南で言うと早川の3万6500円機械係というのは県の方ではまとめていないんですけども、峡南で言うと早川の3万6500円で団員で言いますと、県で一番高いところは南アルプス市3万7000円峡南で言うと、やっぱ早川の3万6500円になります。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。これからもまた議会の中で議論しながら考えさせていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第7号から第19号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第19 議案第20号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第11号）

日程第20 議案第24号 令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第25号 令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第27号 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第3号）

以上の4議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。これから、議案第20号、第24号、第25号、第27号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

議案第20号令和5年度一般会計補正予算の中でいくつかお伺いしたいと思います。はじめに、タブレット97ページ21款諸収入、3項の雑入ですね。リニア中央新幹線の保証金3000万円と、239万1000円減額になっておりますけれども、これは予算を立てたということは、今年度、用地買収が進まなかったとかそういうことで、次年度はいただけるのでしょうか。一つ伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。今回のJRとの3000万につきましては道路水路のつけかえ補償となっております。年度協定については補償費を年2回の支払いに分けております。今年度当初、6000万円を納入していただきまして、残りの3000万円を納入する予定でしたが、先程おっしゃられたとおり用地交渉の進捗によりまして、今回当初より充当した6000万円分で、今回実績となったことから、3000万円の減額となったのであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

11番 青柳光仁君。

○11番議員（青柳光仁君）

わかりました。続いてタブレットの103ページ7款商工費1項商工費の3目観光費ですね。プラス3500万円の補正ということで、内訳は説明をいただいておりますけれども、この中でですね、リニューアルという表現が使っておりますけれども、ほとんどが修繕であるので、やらなきゃならないものは、ここで長期休業を取らないで、一括して直すというところは理解しております説明を受けましたから。ただ、この中で気になるのはバレルサウナについて、まず何人用か、まほらの湯のを何処の辺へ設置するのか、伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。指定管理者の方と協議をする中で4名から6名ほどのサウナの方が適切ではないかということで、場所につきましては露天風呂付近に設置ができるかどうかというところを今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

11番 青柳光仁君。

○11番議員（青柳光仁君）

続けて営業で設置する場合は、あの公衆浴場法ということで保健所の許可があると、あるいは消防法の制限があると、あるいはまた建築基準法上の制限があるというような制約がかかってきますけれども、その辺の確認はされておるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。先日の全員協議会の方でもご説明させていただきましたとおり今回、サウナの設置ということが特殊な作業ということでありますので、今後調査研究をしながら必要な手続きを進めていきながら、設置の方を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

11番 青柳光仁君。

○11番議員（青柳光仁君）

特に保健所なんかの許可はですね、時間もかかるかと思うし、事前相談した方がいいというようなことも伺っております。本日の採決が済まないに進められないってことはわかりますけれども、事前相談なんかも必要じゃないかなというふうに感じました。続いてですね、150ページになります。タブレットの150ページをお願いします。下水道事業なんですけれども、これは地方債の表があります。この表を見ていくと、年々、償還が進んで本年度の記載見込み額が約1億円と、当該年度中の残高は27億3700万、前年度が28億9000万、前々年度が30億8800万というように、起債が少なくなって償還が進んでるんですけど、これはあれですかね、下水管を付け替えをするというようなことの事業計画が遅れてるよう感じますけど、それはないですか。ちょっと気になったんで。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

ただいまの質疑にお答えします。議員のおっしゃられたような事ではなくて、順調に進んでいるということであります。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○11番議員（青柳光仁君）

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

議案第20号令和5年度富士川町一般会計補正予算質疑をさせていただきますタブレット100ページです。2款総務費5項企画費6目生活推進費、負担金、地域公共交通活性化協議会の、この内容についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災課長 長田博幸君。

○防災課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えいたします。これは地域公共交通活性化協議会会計において不足が発生したことによるものです。この会計の歳出におきまして、まず、委託事業者、これはタクシー会社3社になります。タクシー会社3社に対する負担金が増加したということです。このまた更に要因ですけれども、タクシー会社が受けるべき申請している国庫補助金が見込み額よりも少なかったことが原因です。この額で61万円になります。

次にもう一つ、タクシー会社に支払う委託料が増加したことが原因です。この委託料につきましては、これは運行日数、これが当初見込みよりも増えたことによる増額になります。この額で8万3000円歳出の方で合わせまして69万3000円が、会計の方で不足したということなんですが、この会計の方におきまして歳入こちらが前年度の繰越金が確定しまして、これが予算化されました。この額が32万円あります。この歳入歳出の差額が36万4000円となりましてこれを活性化協議会の方で不足ということで今回負担金として計上させていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はいありがとうございました。続きましてタブレット103ページです。7款商工費1項商工費3目観光費のまほらの湯かじかの湯リニューアル工事の件について質疑をさせていただきます。まず、今回ちょっと詳しい表を見せていただきまして、先程青柳議員の質疑にもありましたがリニューアルというよりは修繕の色合いの方が強いのかというふうなことを感じましたけれども、トイレについてなんですけれども、まずいつ壊れたのか。ということをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。壊れたトイレというのがまほらの湯のトイレのことだと思いますが、こちらにつきましては指定管理者の方から、トイレが壊れたという情報

の方は入っておりませんでした。今回リニューアルをするにつきましてこちらの方確認をしたところ、故障しているような状況を確認したところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

1 番 宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵君）

はい、えっとですね、あと詳しい料金表をいただきまして、そここのところに脱衣籠という項目がありました。私もちょっとまほらの湯を見させていただいたところやはり、もうかなり古いということも感じましたし数もちょっと少ないのかなということも感じたんですけれども多分この籠は、単純に計算すると一つ1万円くらいになるかと思うんですが、通常考えると少し効果かなというふうを感じるんですけれども何か理由か何かあれば、お伺いしたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。こちらの脱衣籠につきましては現在まほらの湯で入れております脱衣籠を基に算定をしたものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵君）

そうしますと、また同じようなものを入れるという形で。はい、わかりました。ですね今回の籠とあと椅子、それからテーブルなんかもちょっと上がっていたんですけれどもこちらの方は壊れてしまったから取り替えるというための購入なのか、それともまたあの不足しているためにも新たに買うというものなのか、そちらをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。脱衣籠、椅子につきましては、あの現在、古くなったものを入れ替えるものでございます。テーブル椅子につきましては、新たなものを購入したいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

2 番 神田雅也君。

○2 番議員（神田雅也君）

はい、ありがとうございます。タブレット103ページ先程から出てます、まほらの湯かじかの湯のリニューアル工事につきましてですが、先程ですね、トイレの改修はいつわかったんだというような、壊れていることがいつわかったんだというような、お言葉をいただいたわけなんですけど受けていなかったということを言われたんですが、私の調べによると11・12月には、もう既に報告を入れてありますということ指定管理者の方から聞いて

おりましたその中でですね、このリニューアル工事がですね、あるからというようなお話を今の指定管理者さんにしているのかどうなのかを確認させていただきたいんですが。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。全員協議会でもお話をさせていただきましたとおり、こちらのトイレの改修につきましては、今後、4月から始まる指定管理者の方からの要望もあるということで今回のリニューアルの中に入れさせていただいたものでございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。わかりましたあくまでも聞いてなかったということによろしいかですよ。わかりました。リニューアル工事の中身を見ますと、厨房の改修というものが一切入っていないんですが、厨房の改修というお話は、なかったのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。指定管理者の方は、収益を上げるために厨房の改修もしたいという要望の方はございました。ただ今回お示しさせた予算の中では、そちらの方の厨房までは改修ができないということでご理解をいただいているところでございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいでは、最後の質問をさせていただきたいんですが、今の厨房のお話というのがですね、今後4月以降に指定管理者が代わった際にですね、あの今後直したいというお話がまだ続くかと思いますが、直す予定があるのかないのかを教えてくださいたいんですが。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。当面そちらの方にかかる費用が用意ができる見込みのないところもございます。今後4月から実際に営業をしていただいた中でどのような改修ができるかというところも検討はしていきたいと思いますが、現時点では改修する予定はないということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。3回になりましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

先ほど神田議員が言われたと同じところで、タブレット103ページの商工費3目観光費まほらとかじかのリニューアルなんですけど、細かいことじゃなくて、ちょっと一つだけ聞きたいんですけど。例えばトイレが壊れたって言えばすぐ普通直しますよね。そういうところほっておくと、営業で考えれば、本当に営業するつもりがあれば、それはすぐ修繕しないといけないんで、ちょっとその辺で今後、はっきり言ってまほらの湯かじかの湯をやってくつもりがあるのかその姿勢がちょっと問われると思うんですよ。だからそこをちょっと含めて、お願いしたいんですけど、言い方が悪かったかもしれない、だから今度は改修をするということで、それは必要だからすることは賛成なんですよね。今後お金もかかってくるけど、例えばトイレをとりますけど、なぜすぐ直さなかったのかと、いうことで、見るかってもそういうことも思われるということなんですけど、なぜトイレがすぐ直さなかったんですかね。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。現在の指定管理者の方から、トイレの改修についての要望がなかったところがございます。全員協議会の方でもお話しましたが、その中で使えるトイレを使用していただいたということだと考えております。以上でございます。つきましては今後改修をして新しい管理者が、営業する時って、する中では改修をしていこうということなので今回計上させていただいているところがございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい、わかりました。できるだけ先ほどちょっと外れちゃったかもしれないけどそこを踏まえて、ぜひ細かいところにも目を入れて、たくさん来ていいお風呂になるように願いたいです。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質問させていただきます。103ページ同じですね、103ページの7款商工費1項商工費3目観光費のところですね、まほらの湯かじかの湯リニューアル工事について、質問をさせていただきます。まず一点ですね。この詳細をいただいたんですけども、この中に、まほらの湯の、南側の風呂の天井に亀裂が入ってるというということがもう耳に入ったと思うんですけど、亀裂が入っていると、亀裂が入っているとあれは鉄筋コンクリート造なので、その亀裂から水分蒸気がだんだん入っていて、中が腐食して場合によってはコンクリートが

落ちてくるというような危険性があるよという町民から話がありました。今回のそのリニューアル、改修には入ってないんですね。これは優先的にやるべきものだと思うんですけど、この辺についてのお考えを聞かせてください。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。とこちらのクラックが入っていることは管担当の方でも承知をしているところでございます。こちらが天井が非常に高いものですので、工事をするとすると、足場を組む等々のかなり大きな工事になることと考えております。今回も業者さんの方にそこがすぐに緊急性があるかというところを確認した中で、すぐにそこが落ちてくるとか、そういう状況ではないということを確認しておりますのでそちらにつきましては、また今後業者、また新しい指定管理の方と相談する中で必要があれば予算の方に計上させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

そういうご見解であれば、わかりました。二つ目の質問に入ります。詳細見積もりをいただきました。3000万を超える予算になります。非常にこれも皆さんの税金から出すもので、少しでも安くしたいという思いがやっぱり皆さんにもあると思うんですね。それで、今いただいた見積もりなんですけど、私が見た感じ、ちょっと高いものが常識から外れてるような高いものがありますので、例えば、納入業者の変更および納入品機種変更、特に購入費に関しては、替えてですねコストダウンをすることは可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。こちらで出させていただきました詳細につきましては予算という形で今現状をとっているものがございます。いずれ契約案件また入札案件になるかと思っておりますので、その中でしっかりした金額の方を提示しながら、契約の方、入札等々をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

三つ目の質問に入ります。この中でですねリニューアルではないんですけど一緒に入るので、質問させていただきましても、まほらの湯の井戸ポンプ購入費ってのはあるんですね。250万ですかね。まほらの湯、今はこれ壊れると動かないと思うんですけども、今もう稼働しておりますね。今回のこのポンプを変える理由について教えてください

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。こちらの購入財産購入費となりまして買い入れをするものでございます。こちらの温泉、井戸につきましては、現指定管理者の方が、温泉利用者に対し利便性の向上を目的とした設備として揚水設備の設置についての協定書が以前提出されまして、町が承認したものでございます。この井戸水はサウナの水風呂と清掃に使用をしております、水風呂については、水道水に比べて井戸水特有の冷水で利用者の評判も良いことや水道料の節減にも効果があると聴取しておりますので、引き続き町の設備として購入するものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりましたこの詳細がないので私はですね、お湯をポンプアップするものと勘違いしておりました。今聞いたら、冷却のための水の物だということ、節水にもなるということなので理解いたしました。以上で私の質問は終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

同じくタブレット103ページ7款商工費1項商工費3目観光費工事請負費、まほらの湯かじかの湯リニューアル工事についてですけれども、この財源ですね、財源について詳しく教えていただきたいと思っておりますけれど。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。この工事請負費および購入財産購入費の財源につきましては、タブレットの96ページ19款の繰入金、が財源となっております。96ページの19款繰入金1項基金繰入金3目公共施設整備事業基金繰入金の1453万円また、都市計画総務費への充当分がですね、1500万円減額をされていることなどが含まれております。また、一般財源はタブレットの96ページ、同じページの20款繰越金1億5982万3000円のうちの、500万円これを財源といたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、わかりました。

次にですね、このリニューアル工事、指定管理者の計画書が提示されておられませんので、計画書のない中でどこまで改修をするのかっていうのが心配なところなんですけれどもそれがわからないところなので今後追加先ほどもキッチンっていうのもありましたけれども、そうい

うふうに今後さらにまた追加をしていくっていう、可能性があるということで考えていっていいということでしょうか。その計画書のない中でお話をされて、私達も提示されていませんのでどこまで改修するのかっていうのがちょっと見えなところがあるんですが、そこは今後やっていく中で、今までお話を指定管理者の中からいただいた中でこういうものをリニューアルしたいっていうものを今後はそれを追加していく財源の中でまた予算を組んで追加していくっていう方向性が考えられるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします指定管理者の方からは、色々な要望が出たところでございますが、今回のリニューアルの掲載させていただいたとおり、すぐに必要な修繕というものが多々あります。こちらの両施設につきましては建築から26年以上経つ老朽化した施設でございます。さらに年間約4万人、8万人を超える利用者が使用する施設でありますので、設備の消耗もでございます。このことから、今後も緊急修繕に加え、利用者が安全かつ快適に利用していただくための修繕が必要となってくると考えております。この中で、またし、新しい指定管理者の方の要望に応えられるかどうかというところは、予算、また協議する中で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。今回ね、2月に指定管理者が決まって4月にオープンということで、本当に短期間のわけですのでそういう部分で、とても心配をしている部分なんですけど、しっかりその指定管理者の方々のその考えのもとに計画書のもとに最初からきちっと方向性を進めていくっていうことの方がやはり焦らず、慌てず計画を持って、リニューアルしていった方がいいのではないかなというふうに思っていますので、少し休館をしてでもきちっとあの段取りを踏んでやっていったらいいのかと思っていましたので、そういう部分で、ちょっと早いのではないかなというふうなね、不安というか、心配があるもので、そこら辺をちょっとお聞きしたんですけれども、しっかりとその計画を進めていく前段階という方向で、今回はしたということでもよろしいでしょうか。これ答えられる範囲で。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。新しい指定管理者からは、事業計画に沿った要望が大変多くございましたが、クリーンな清潔なイメージを重視したいということで、トイレの改修をまず挙げております。あと指定管理者の方で、それ以外に一番に要望していることにつきましては、利用者が安全かつ快適に利用していただくための修繕ということで、お話を伺っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

先ほどから話題になっている商工費、103ページリニューアル工事の件ですけれども、全協での事前説明の中で、課長さんはトイレなんかについて要望あったけども、お金がなかったんでやらなかったという話を最初されました。最後の方で、要望はなかったみたいな話を答弁をされて、今お伺いしても、要望はなかったんだと、でも、常識で考えて運営している人がトイレが壊れていて、みんなが使うのに、そのままほっとくのかという思いもあります。私もこの関係者に聞いたところ当時、事務方には要望したと。けども、今ちょっと待ってほしいという答弁があったというふうに聞いてるんですけど、今、課長はなかったと。何度も断言されてこれは事実ですか。もし間違っていれば大きな問題になります。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。齊藤議員様の質問内容につきましては手元に資料がございませんので、後刻答弁をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

手元に資料っていうのはよく理解できないんで、よろしくをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

はい今の質疑はですね質疑の趣旨である議題になっている事件に対して疑問点をただすものでなければならないという部分から逸脱しております。自己の意見を述べることができないというのが質疑の趣旨ですからしっかりと議員その辺を踏まえて質疑をしていただければというふうに思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

これって質問回数に入るのかどうかちょっと困るんですけども、要は、これは今回リニューアル工事という形で、老朽施設も一緒に直すということなんです。そん中にトイレがあると、私が言いたいのは、先ほども出てましたけども、トイレが壊れているなら、早急に直すべき事態でこの間も臨時会もありました。今年に入っても、そういうときに出さないで、何で今なんだと、もっと早くやるべきではなかったんですかということ。次にもう一点だけ聞きたいと思います。今回ですねリニューアル工事費が計上されましたこれは繰越明許になっております。できれば急いでやりたいという気持ちは、わかるんですけども、なんで

補正なのか、今日3月定例会当初予算を今から分科会で、あるいは予算特別委員会で審議しますけども、何で今ここで、しかも繰越明許するこれをここで補正予算として出す必要があったのか、そこについてお伺いしたいと思います。それは町長でも結構です。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

はい質疑等は議題に供された事件について疑義をただすものです。議題に供されていますからなんで出したか出さないかっていうのはここで議論する場じゃないということで、ぜひとも本会議の品格をしっかりと保っていただくような質疑をしてください。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

と言われっぱなしで引き込めませんので、はっきり言ってこれはリニューアル工事費として計上されているしかも繰越明許になっている。この理由を聞いてるんですよ。わかりますか。もういいです。聞いても多分かみ合わないんでここで私の質問を終わります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案第20号ですね。補正予算ですけども、ページ数がですね、91ページなんですけども、地方債の補正ということで、補正前補正後が載っているわけなんですけども、この中で利率ですね、今現状ではですね、現状では高い安い、どういう状況か教えてください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまの質問にお答えをいたします。この起債の種類、すべてにつきまして利率は同じものでは、ございません。今ここで高いか安いかっていうところは現状では答弁をすることができません。ご了承いただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

今の質疑はですね、高いか安いかではなくてですね、大筋で何%から何%ぐらいなんですよということで、ここに表示されている5%以内ということであれば、あまりよくわからないという意味で、質疑したわけなんですけども、

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

今答弁をできませんので、後刻ご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願

いたします。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

ここに表示する上で5%以内、今の現状、段階、今の時代っていうのか、5%以内っていうのが現実的じゃないので今後いろいろな面でこれ表示方法を考えてもいいんじゃないかなっていうふうになっちゃうんですけどその辺はいかがですかね。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。ここに記載してある利率につきましては、上限を記載をさせていただいているところでもあります。今後ですね必要とならば検討を研究をしたいと考えております。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

はい、終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

同じく、議案第20号令和5年度富士川町一般会計補正予算について質問いたします。簡潔な質問です。タブレット106ページ教育費10款教育費1項教育総務費18節負担金補助金のところの関東大会等選手派遣補助というのは新たに11万6000円具体的にこれ多分中学生ではないかと思うんですけど、具体的にどんな大会でどんな内容なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。鯉沢中学校の女子バトミントン部2名が全国大会に行く費用と、あと空手の男子が1人、全国大会に行く費用の補助金でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

わかりました多分これ決定に則った算出だと思いますので了解いたしました。

同じく同じページの10款教育費5項保健体育費18節負担金補助金および交付金の中で、地方創生支援事業補助金1400万の減になっていますが、この減になった要因についてお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。クリーンファイターズ山梨に対する地方創生事業であります令和5年度の運営費としてクリーンファイターズ山梨さんから申請のありました額を精査いたしまして支出をしたところでありまして、当初予算では1億400万計上しておりましたが今回9000万ということで申請がございましたのでその残額の1400万を減額補正したところがございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

はい、了解いたしました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

それではですね議案第20号一般会計補正予算タブレット103ページをご覧ください。まほらの湯かじかの湯リニューアル工事3250万円、まほらの湯井戸ポンプ設備購入費、250万円、合計で3500万円ですが、6年度予算の指定管理料2800万円を含めると6300万円になります。非常に初歩的なことを質問させていただきます。町営と指定管理で行う場合を比較したとき、指定管理で経営するメリットはどこにあるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君、ちょっと補正予算とは違うと思いますが。

○4番議員（深澤一幸君）

はい。ということであればですね、次の質問も同じようなことになります。ここでは質問を控えさせてもらいます。終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、一般会計補正予算、多くの議員が質問したところになりますけれども、103ページの商工費ですね観光費、まほらの湯かじかの湯リニューアル工事ですが、一点先ほど、齊藤議員が、ここに補正で上げた経緯を質問したときに町長から、それはこの質疑と、食い違っているというような話ですが私はそこも聞こうと思ったんで、なぜここで今補正に出たのかって聞こうと思っていましたけども町長の答弁がありましたから、そこは後でまた検証させていただきます。一点、同じところで確認をさせていただきたいんですが、先ほど財源のところ、質問したときに、1500万弱は基金

○議長（堀内春美さん）

井上光三君途中ですが、暫時休憩いたします。それではご起立ください。

東日本大震災により犠牲になられましたすべての方のご冥福をお祈りするため、1分間の黙祷を捧げたいと思います。黙祷。

午後 2時46分

午後 2時47分

お直りください。着席ください。

それでは休憩を解いて再開します。はい、どうぞ。

○12番議員（井上光三君）

財源のところですね、一つは1500万弱を基金から、それから500万を繰入金から、あとは歳出のやりくりでということですよね全員協議会のところでお伺いしましたら、まほらの方がこのリニューアルの方だけでいきますとまほらの方が1950万かじかが1200万これおそらくまとめてではないんでしょうけれども、かじかの湯を例えば1200万を一括補修するというふうな項目でいくと、私はこの財源として、過疎債が使えるんじゃないかというふうに思ったんですが、その辺は検討されたんでしょうか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今回の補正予算の財源の内訳には、過疎債は入ってはおりません。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

入ってるか入ってないかじゃなくて、過疎債を検討されたのかどうか検討したけれども、工事内容がこうだから使えないとか、あるいは全く検討されなかったのかとですね。ただこれもこの財源でいくとやっぱり過疎債を借りた方が有利になるんですよ。これだと丸々財源を使う過疎債だと、かじかの湯だけば、後ほど交付税で半分返ってきますよということで検討されなかったということではよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

議員おっしゃるとおり、検討はしなかったということではございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

はい。それからもう一つですね同じ項目のところのポンプこれ250万ですね、このポンプについては、現状の指定管理者から再三要望があったと思うんですがその辺を確認したいんですが、お願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの井上議員の質問に対して、反問権の許可を願います。

○議長（堀内春美さん）

どうぞ。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの井上議員の質問についての要望というのは、何の要望があったかと具体的にお伺いしてもよろしいでしょうか

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

指定管理者がポンプを購入して、町の方に支払いをお願いするという事なんですこれ
は。そういうやり取りが、現状の指定管理者から、あったのかどうかということですね。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。こちらの井戸のポンプにつきましては、先ほども
ご説明させていただいて、お答えいたしましたとおり、現指定管理者の方が利用者に対し、
利便性の向上を目的とした設備として、掘削をしたものでございます。今後、指定管理者が
代わるにつきましても、この井戸を町の設備として使用したいところから、現指定管理者の
方と協議をした中で購入をすることを決めたものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

はいわかりました。また後で色々調べたいと思います。今回あの質問は終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第20号、第24号、第25号、第27号について質疑を終わります。
それではここで暫時休憩といたします。

午後 2時53分

午後 3時 7分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

先ほどの質疑の件で秋山仁君と井上光三君の質問につきまして答弁保留となっておりますが、財務課長望月聡君から答弁の申し出がありましたのでこれを許可します。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

先ほど、秋山仁議員の質問に対しまして、タブレット91ページの起債の利率の質問がございました。この答弁につきましては、借入状況や返済期間により利率が異なります。また、借り入れる金額でありまして直近の令和4年の庁舎の合併の特例債の利率につきましては、0.8%でございました。そこに利率として5.0%以内と計上をしてあるのは、上限の数字をそこに計上をさせていただいている状況であります。この先ほども言いましたがこの中の1個合併の推進債につきましては0.8%の利率ということでお願いをしたいと思っております。また今後、ここに利率を入れられるようであるかどうかの検討をして参りたいと考えております。以上でございます。それとですね、井上光三議員の過疎計画に入った失礼しました、まほらの湯かじかの湯リニューアルの予算の関係ですが、この予算につきましては、軽微な修繕には過疎債を使える可能性が低いと判断しまして、また今年度借り入れの協議につきましては、すべてもう終了してしまっているということでこの時期については、この過疎債を使えるかどうか、もう協議が終了してしまっておったので過疎計画の過疎債を使わずに予算を計上させていただいたところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

これから、議案第20号、第24号、第25号、第27号について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第20号、第24号、第25号、第27号について、討論を終わります。

これから、日程第19議案第20号、日程第20議案第24号、日程第21議案第25号、日程第22議案第27号について、一括して採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、第24号、第25号、第27号については、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第23 | 議案第21号 | 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第24 | 議案第22号 | 令和5年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第25 | 議案第23号 | 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第26 | 議案第26号 | 令和5年度富士川町箱腹農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |

以上の4議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。これから、議案

第21号から第23号までと、議案第26号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第21号から第23号までと、議案第26号について、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第27 議案第28号 令和6年度富士川町一般会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和6年度富士川町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和6年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第32 議案第33号 令和6年度富士川町奨学金特別会計予算
- 日程第33 議案第34号 令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第34 議案第35号 令和6年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第36号 令和6年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第37号 令和6年度富士川町通級指導教室共同設置特別会計予算
- 日程第37 議案第38号 令和6年度富士川町充指導主事共同設置特別会計予算
- 日程第38 議案第39号 令和6年度富士川町水道事業会計予算
- 日程第39 議案第40号 令和6年度富士川町簡易水道事業会計予算
- 日程第40 議案第41号 令和6年度峡南地区下水道事業会計予算
- 日程第41 議案第42号 令和6年度峡南地区営農飲雑用水事業会計予算

以上の15議案は、当初予算案件でありますので一括して議題とします。なお、本案は予算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。これから、議案第28号から第42号までについて、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは大綱だけということなんで、大綱だけをお聞きしたいと思いますまず、ページ数、220ページですね一般会計の予算の件でですね、22ページの2款総務費1項総務管理費2目財産管理費、ATM野外ブース設置工事というのが、ここに1087万9000円というのが計上されています。これは役場庁舎内に、ATMのブースを設置するということだと思うんですけど、この予算を計上するまでに至った経緯をですね説明してほしいんですね。これは庁舎建設当時からいろいろ要求もあったんですが、一時は無理だということでATMは費用もかかるし、ランニングコスト、無理だということで一旦は放冷になったと聞いています。しかしここに、新たに計上されていたこの今まで1年かかったんですけども、経緯についてですね、説明をお願いします。以上です

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの小林議員のご質問にお答えいたします。ATMの屋外ブースの設置工事につきましては、各銀行の方針によって、旧庁舎にあったATM部分は銀行の方針で撤去という方針で、一度撤去された経緯がございます。その後、ブースがある状態がしばらく続いた折に、役場の方へ来庁するATMを利用したくて、駐車場に入ってくる車がブースを潰すまでの解体するまでの間、毎日のように、という経緯もございます。その部分でATMが役場にあると便利であるというような町民からの要望も毎日のように窓口の方にはあったことは事実でありますので、その部分、それから新庁舎になって、ATMを庁舎内等に設置できないかという部分は、設計が終わった後に、そういうような状態になりましたので、検討したんですが、庁舎内を設置するという形になると設置箇所等を決めながら、ATMの専用の設置工事等も必要になることから、可能なところを提案しながら、山梨中央銀行、それからJAの農協の方と、協議を重ねた結果、JAのATMについては、ブースのみ設置を役場でしていただければ、その他の費用は一切、JAの方で負担をする電気代から維持管理、保守関係をすべて持ちますよというような条件を提示していただきましたので、今回当初予算の方へ計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

経緯はわかりましたそれでは、あまり詳しく言うとあれなので、大綱だけなのでですね、今度ページの233ページ2款総務費5項企画費2目計画調査費委託料ってのがありますね。この中の、新しいものが出てきたChatGPT用Webサイト構築業務っていうのは、640万ほど計上されています。これについてですね、大綱だけなので、640万をかける価値があるのかどうか。その価値について説明をお願いします

○議長（堀内春美さん）

小林和良君、大綱のみにしていただいてまた予算特別委員会の方で、その質問をしていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりましたそれではその質問をさせていただきますので、ご準備のほどよろしく申し上げます以上で私の質問は終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかにありますか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは令和6年度一般会計予算案についてちょっと大綱のみということで質問させていただきます。町長が初日のあいさつの中に、今年度は今までにまいた種を实らせる年だっ

ていうようなお話があったかと思えますけれども、今回予算の中で、本当町長が力を入れて、町長の政策的な部分っていう予算がどのように盛り込まれているのかお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質疑にお答えいたします。まずはですねまちづくり公社の強化という部分ですね、ここがいの一番に来なければいけないというふうに思っております。所信でも申し上げさせていただいたとおりですね今後ですね非常にですね町の財政が厳しくなる自主財源の確保という部分が必要になってきます。人口減少が進んでいき、また企業誘致というのものがすぐに指を鳴らすようにできる状況ではない。その中で国県からのお金という部分もですね期待できない部分の中ですね、どうやって自主財源をこの町で作っていくかここをですねすぐですね短期的に加速させなければいけないというふうに思っておりますですからまちづくり公社ふるさと納税を活用してですね短期的にしっかりとですね、自主財源を稼いでいく、そして地域の資源もですね合わせて磨いて光らしていくという部分をここが非常に大事なポイントかなというふうになっております。まほらの湯かじかの湯のリニューアルまた指定管理に出すという部分もですね、この一環と捉えていただければと思っておりますしまたですね子育て支援策ですねここを力を入れていかないですね移住定住、の政策またこの地域で子育てをする方々ですね町外流出の部分もですね、防いでいかなきゃいけないということでですね、オムツ等ですね補助事業そしてですね、ホッとす等ですねお母さん方にですね宅配するというこういう事業ですね。この辺も力を入れていきたいと思っております。大枠で話をいたしますと短期的にはしっかりと自主財源を稼いで、なるべく一般財源に手をつけずに新しい事業をしていく、その事業というのは長期的なビジョンの中で人口増加そして企業誘致、長期的な財源確保ができる、そして自立できる町、そして持続可能な町作りを作っていく。そのキーポイントとしてはやはりですね、農村RMO各中山間地域が自立して輝いていくという部分、ここもですね大きなポイントになってくるというふうに思っておりますまだまだ言い足りないんですが雑駁ですが大きな枠の中ではそういったビジョンの中で自立できる町を作っていきたいということで考えております以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

はいよくわかりましたありがとうございます。また明後日から予算特別委員会の方で、その辺もしっかり審議しながらいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありますか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

先ほど丁度鮫田議員さんのときにも町長から出たんですけども、まちづくり公社、今年度も、まだまだ未熟な段階だということは承知しているんですけども、それでは町としてもか

なり考慮していることは承知してはいますが、これからこのまちづくり公社と町との関係を、より良くしていかななくては、どのような形でまちづくり公社との成長度合いについていうか、町との関係はどのように考えてしていこうとそこだけお聞かせ願いたいと思います。できれば町長お願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今年度の6月末、誕生しまして、また観光庁の方へ登録しました。今現状、ふるさと納税部門、この部分を業務を行う中で、次年度以降は今度観光の部分に向けてどの辺までできるかまだちょっと見通しは立っておりませんが、この6年度の予算の中でまずは、人員の体制その辺も拡充そこを十分にできる体制をとるように公社独自で人を見つけまた採用していく。その中で現在町の職員の方がかなり関わっておりますが、今後は公社独自で動いていけるように、その辺につきまして、今現在の取締役の方からもいろんな助言をもらう中で、その新たな人材確保にも向けて動いていながら、少しずつ独立というか独自で動けるような、企業、そういった株式会社を目指していくといった考えでおります。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要は自立化ということだと思っただけで、今年を目標にするのか、まだあと来年なのかその点、どのくらいの目標に考えてらっしゃるのか、今の段階で結構ですはい。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。6年度まず先ほど述べましたこの人員の確保、その分を含めながらよりこのふるさと納税の確保に向けて、より進んで参りたいとまた7年度、まずその次の年になりますが、その部分についてはふるさと納税の確保も加える中で今度は本来のDMOの目的であります。そちらの部分でちょっとどこまで手をつけられるのか。ちょっと6年度の人を確保する中で、そういった目標、また目指していきたいものが、6年度中の後半ではまたお示しできればと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

できるだけ来年あたりにはある程度めどがつくような形で支援もしながら関わっていただけだと思います。以上で私の質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第 28 号から第 42 号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 42 議案第 43 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

を議題とします。これから、議案第 43 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第 43 号について、質疑を終わります。

日程第 43 認定第 1 号 富士川町道路線の認定について

を議題とします。これから、認定第 1 号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、認定第 1 号について、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会とします。起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

令和6年

富士川町議会3月定例会

3月12日

令和6年第1回富士川町議会定例会（3日目）

令和6年3月12日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告	1番	9番	齊藤欽也	議員
通告	2番	4番	深澤一幸	議員
通告	3番	5番	小林和良	議員
通告	4番	1番	宇田川朱恵	議員
通告	5番	6番	秋山仁	議員
通告	6番	8番	小林有紀子	議員

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	宇田川朱恵	2番	神田雅也
3番	依田誠司	4番	深澤一幸
5番	小林和良	6番	秋山仁
7番	望月真	8番	小林有紀子
9番	齊藤欽也	10番	青柳光仁
11番	鮫田洋平	12番	井上光三
13番	堀内春美		

3 欠席議員

なし

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	古屋三千雄	会計管理者	河原恵一
教育次長	秋山忠	政策秘書課長	中込浩司
財務課長	望月聡	管財課長	渡辺成昭
税務課長	長澤康	防災交通課長	長田博幸
町民生活課長	一之瀬三千	福祉保健課長	遠藤悦美
子育て支援課長	大久保公生	産業振興課長	望月奈緒美
都市整備課長	井上勝彦	土木整備課長	山形謙一郎
上下水道課長	依田正紀	教育総務課長	小林恵
生涯学習課長	井上誠		

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	原田和佳
書記	井上直人

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。
令和6年第1回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。
議長から報告します。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
本日は一般質問の日程になっております。
一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願
いします。
なお、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し
て撮影いたしますので、ご了承願います。また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の
対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（堀内春美）

日程第2 一般質問

質問の通告者は6名であります。
これから通告順に一般質問を行います。
それでは通告1番、9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。
9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは通告に従って一般質問して参りたいと思います。本日はたくさん私項目設けてお
りますので、できるだけ簡潔な答弁をいただければと思っております。
それではまず最初に、大きな一つ目、去る1月25日に町長がですね、中心となって町民
対話集会在、町民会館で行われました。前提として言うておきますけど、この集会って
いうのは、町長が、全て説明をし、そして町民の質問に町長全て答えると、いう形式で行われ
ました。
そこで気になった点が三つほどありますので、その点について一つずつお伺いしたいと思
います。一つ目は、ここに対話集会の資料ありますけれども、財政状況、特に将来負担比率
について、説明をしていましたけれども、その内容というのは、将来負担比率が下がった大

きな要素として、基金の取り崩しがなかったということと、それと、いわゆるふるさと納税、特に企業版ふるさと納税ですけれどもが多かったと。

この結果、将来負担比率が下がったんだと。聞きようによっては、だから経済は改善してるとだというふうな説明をされました。これは間違っているのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。1月25日に開催した町民対話集会では、本町の財政状況を考察するためのいくつかの財政指標の中から、将来負担率に注目し、令和3年に発表された全国の市町村の将来負担比率ランキングや、県内の令和3年度の令和4年度の決算における将来負担比率ランキングを交えながら説明をしたところであり、令和4年度に作成した財政シミュレーションにおける本庁の将来負担比率は、令和4年度の予測値が92.1%でしたが、令和4年度決算後の確定値では、68.2%に改善されたことも併せて説明したところであります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

あの財務課長がお答えになったんでお伺いしますけれども、将来負担比率っていうのはなぜ必要な数字なのか、お答えください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

将来負担比率につきましては、将来の町の財政の状況に非常に重い数字でありまして、今町が借金をしている金額、その金額を求めるための数字であります。

この数字が高ければ町の財政状況につきましては非常にこの失礼しました。将来負担率につきましては、町の財政状況に関しまして非常に重要な数値でありますこの数値の将来負担比率の財政シミュレーションについて、1月25日にお話をさせてもらったところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要は将来負担率っていうのは、町の借金を将来にどういうふう負担していかなくちゃいけないのかということを示す、要するに町の借金がどんだけあるのかってことが一番重要な問題だと思う。さてところでいくつかの資料の中で、とりわけこれをピックアップした理由をお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の財政健全化判断比率ってのがございまして、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その様々な指標がございまして、その将来負担比率も含めまして、全ての数値を予測することは極めて困難であります。財政への、今後の見通しを作成する根拠として、それらの数字を用いまして、財政見通しの試算をしたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町長の説明にもありましたけども将来負担比率はふるさと納税が増えれば、極端に下がるという数字ですか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まず将来負担比率、今後将来負担比率が上昇する要因についてお答えいたします。将来負担比率はですね町が背負ってる借金の総額、地方債の現在ですね、これが分子となります。そのため今後の事業計画により借入額が増加すれば、比率も上昇する要因となります。また、分母の基礎となる標準財政規模が人口減少などにより減額なる見通しというものでございます。

それとあと全体的なですね町の財政見通しの中でですね、チェックしなきゃいけない、そして短い時間の中で説明する中でですね、やはりポイントとしては実質公債費比率と将来負担比率の部分ですね、あの場で説明したかったんですが、時間がすごくタイトだったですから、一番変化が大きい部分ですね、非常に心配している将来負担比率のところだけ特別ピックアップして、あの集会ではですね、話をさせていただいたということでございます。

町の財政の健全化比率等の指標にはですね、実質赤字比率や連結実質赤字比率実質公債費比率将来負担比率等々ですね、様々な指標がある中でですね、よりわかりやすく端的に説明するために将来負担比率をあの場では発表させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町長にお伺いします。時間が短かったのかどうか40分ほど町長は説明されたんで、短いかわかりませんが、今言われた要因というのは非常に重要な部分でして、ここを絶えず意識していかないと、町の財政は成り立たないと。

ですから事業をやる場合でもかなり選択して、公営性とあれをしなくちゃいけないと思っています。であるならば、安易に極端に言うと、今回の将来負担比率は他の数字に比べて、極めて極端に下がったんですね。なんでこのここだけを取り上げたのかって実は非常に気になるというのは町長が努力したという成果はもちろん示したいっていうのもあるんだろうけ

れども、これは逆に言うと、町民非常に大きな子が当たると思うんですその点いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。まさに成果の部分をですね、町民の皆さんに知って欲しかったですから、ふるさと納税また企業版ふるさと納税によって先ほどお話しした基金の部分が増えてきたということで非常にこのですね分子の部分がですね地方債現在高がですね、大きくなったため、若干ではあるが、これまでの令和4年に、想定したシミュレーションより、将来予測が若干では現実的には良くなっているよというところをですね、成果として、町民の皆さんにお示ししたかった。こういう形でどんどんどんどんですねその財政の健全化を図っていく、そして財政の好循環を図っていくための努力を続ければ、町の未来予測っていうのは良い方向に我々の力で変えられるんですよ。

こういうのをですね町民の皆さんにわかりやすく示したかったということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の点については、あまりなんていうか極端な数字っていうのを、そこだけを持ち出すという説明は今後やめた方がいいのではないかなということを感じました。

それでは二つ目。ドッグラン整備事業の経済効果の説明内容。これは町長がお答えになってますけれども、町民の中から、経済効果、1400万ということについて、その根拠はという説明がありましたが、しかし、正直その根拠についての説明はありませんでした。

その点についてですね、ちょっとお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。経済効果につきましては、ドッグランを整備することにより、ペットツーリズムの推進が図られ、イベントや観光客を誘致することにより、町内への波及効果が生まれ、年間約1400万円の経済効果があることを説明したところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

経済効果についてはですねどうも根拠はよくわからないと。ただ、この中でですね町長はこのようなことも同時に言いました2500万円確か整備事業費でかかったということなんですけれども、これが2年で回収できるというご発言があったんですけどもご記憶ありますか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えします。そもそも回収という感覚ではありません。これはですね原資がですね、ふるさと納税ですね、企業版、主に企業版です。ですから寄付をいただいて、このお金でまちづくりをしてくださいよというお金が一般財源を通して整備事業に当たったと。ですからもう、回収というのではなくて、もうゼロスタートなんですよ、これで使ってください、それで整備する。ですからこれから効果がある経済効果、これはプラスに積み上がっていくものだというふうな感覚でいます。そのような回収というようなこういう感覚ではないということを申し添えたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それではあのときおっしゃられた2年で元が取れるみたいな説明されたのは間違いだったということなのか、それとも、言葉足らずだったということなのかその点だけお願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。回収と言ったかどうかちょっと記憶にないんですが、私の意識の中では企業版ふるさと納税等で、もう既に寄付をいただいたんですよ。これ私努力しました。いろいろ各事業所を歩きまして、ぜひまちのために企業版ふるさと納税してください。では町のためにですね有効な形で使ってくれといったものが原資ですから、これでゼロスタートなんです。全然町の一般財源使っていないんですよ。そこからさっき言ったように経済効果が毎年積み上がっていくということです。プラスアルファ、ペットツーリズムという部分でですね、非常にですねソフト面も計画された事業だというふうに考えております。ですから先ほどの回収という部分ですね、そこんところはちょっと私も当時、うっかり発言したかもしれませんが感覚としてはそういう感覚です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

どうしてもですね、この間の町民対話集会は、ある意味、町長の個人集会的な様相もあったんで、町長のこの2年間の成果をやっぱり町民に知ってもらいたいっていうのは多分かなり強かったんでしょう。ですからその流れの中で、多分言われたんだろうと思いますけれども、とにかく誤解のないようなことには気をつけていただきたい。三つ目ですけども、中ですね、町の財政逼迫の原因は前市政のヒラタケとされた事業にあるんだということをおっしゃっておいりました。私もそう思います。ただその場合にですね町長本人はですね、どういところがよくなかったのか、何がまずかったのかということについてどのように認識しているのかお答えください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率は、全国の自治体が財政状況を測る物差しとして用いおります財政健全化判断比率の中で、将来負担比率や実質公債費比率は、地方債の借入額や償還額が指標に大きく影響してきます。そのため、7大事業における地方債の借入額の増加や、今後の償還の開始が、財政シミュレーションにおける将来負担比率や実質公債費比率の数値の上昇の一因として考えられると説明をしたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

失礼ですけど今これ、財務課長がお答えになったんですけども、これは町長にお聞きしている。町長がどのような認識なのかということを知りたいんですけど町長いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。先ほども答弁をさせていただきましたが、7大事業におけます地方債の借入額の増加ですね。今後の償還の開始が、将来負担比率や実質公債費比率の数値の上昇の一因として考えられると、説明をしたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

時間がないのであんまりしつこくやりたくないんですけども、要は7大事業の何が間違いだったのか、あるいは何が問題だったのか、この進め方なのか、予算の取り方が問題だったのか、その点をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。町長。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。7大事業が財政に与えた影響ということでございますが、大型事業の実施により財政指標は悪化をしておりますが、当初ですね経営計画しましたシミュレーションの数字、想定していた財政指標の数値より財政指標の悪化はですね、抑制されている。ということで、大型事業の実施により財政指標は悪化したというところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

正直わかります今の説明が、私が聞いてるのは7大事業のどこが何をどういうふうにして悪かったのかってことを聞きたいんで、町長が喋ったこの間の対話集会の原稿は全部財務課

長が作られたんですか。財務課長がお答えになってますけども。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

この前の対話集会の原稿はほとんど私がですね、作らせていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

であるならば先ほどから私が聞いていることに、町長自らお答えください。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

齊藤議員のですね財政悪化のその大きな要因はですね、7大事業にあるのかということとそのやり方がどうだったのかということをお聞きになっているというふうに思います。やはりですね、必要なものは必要なときにやっぱり作らなきゃいけないこれはわかるんですが、合併推進債に頼りすぎてしまっていたという部分でですね、私の感覚で言いますとですね本来他の市町村等ですね事業の形態を見ますと、まずは基金をためてですね、大型公共事業等はですねその基金をもとにですね将来に少し借金をしながらですね展開をしてきた今回の7大事業というのはですね合併推進債ってのは非常に頼りすぎてしまってそれをあるうちに使ってしまうと、このあるうちにやろうというこういう発想がですねそもそも間違いだったのかなというふうに私は個人的には感じております。でもですねこうやってですね庁舎もできましたし、様々な必要な施設、これがですね、できたというこういう成果もあります。ただ思った以上にですね将来的に将来負担比率、先ほど議員がですね質問された。そういった部分とかですね、思った以上にですね将来にかなり財政状況にですね非常に苦しい状況に陥っているという、こういう感想を持っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

大変良い説明をいただきましてありがとうございます。それでは、大きな二つ目に移りたいと思います。ええ。学校校舎の整備についてと、新中学校校舎建設に係る総事業についてですね、この間議会でも議員も絶えず聞いてきています。今年度予算には既に実施設計、が1億円あまりもられているという中で、一体どんだけかかるのかという説明がですね、今持っていないと、これでは、私達もどういう判断をしていいのか、町民も新しく作ることにについては賛成の人もたくさんいる。けども問題は今、町長がおっしゃられた、あまり金がかかりすぎる。合併推進債に頼るような形での今基金貯めてますけども、というような形でも、将来には問題を残すということで、皆さん、私達も含めてですね判断する必要がある。ここで実際このまま進めていくかどうか、場合によっては改修という選択肢もあるわけですから、何で今もって出ていないのか正直に、実際どうなっているのかを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長、小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。新校舎建設につきましては、現在、基本設計において教室の配置や内装、学習機器設備等について検討中であり、今後、外構工事の内容を検討していく予定であります。また新型コロナウイルスの感染拡大以降、資材の価格や労務単価が上昇し続けている状況であります。こうしたことから、現時点において、新校舎建設に関わる装置事業費につきましては、明確にお答えすることができません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町長は対話集会では、20億から場合によっては25億という、これはそれなりの大雑把な話です。当初は20億ということで20億でいいだろうと私も思ってましたよ。でも聞いていくといや30だ35億だちゅう話まで出てきちゃうと、これはどういう根拠なのか私にはわからない。35億あるいは30億35億って言われたらこれ考え直さなきゃいけないし、そういう際どい線になるわけですよ。ですから、これが今もって言われないうてことが不思議で仕方ない。もうかなり詰めてるわけですよ。この間も設計のアドバイザーをお願いしたりしているわけで、もういい加減出してもいいんじゃないかと思うんですけども、今回ここです、今年度当初予算で実施設計をも認めるかどうかというのは非常に大きな話になると思います。その点についてお伺いしたいと思います。町長でもいいですその点は、はいどちらでも。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。私ども事務レベルで想定金額というものは、当初から20億から始まり想定金額というところはあるところがございます。あくまでも想定金額は、予算等見込みのための職員の知識での見込みであるため、町民の皆様にお伝えする金額は、専門の設計委託業者による基本設計後の、より現実的な積算額がわかった際にお答えさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それではあれですね今回当初予算にもられてますけども、実施設計1億ちょっと、これはそれが出て後で議会で考えればいってことかな、そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長、小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

当初予算の方に計上させていただいております基本設計の委託金額につきましては、事業

費としまして、基本設計と合わせての見込みの額を繰り越ししているものでございますので、そのままの審査をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

もちろん私承知しております。継続費として、昨年基本設計と併せてやったと。ですから、ただし、これは継続費であって、継続は単年度予算ちゃんともらわないかんわけですよ。そこで採決を得なければ使えない。だれども採決しようにも、このまま進めていいかどうか私達決められないですよ、町民にも説明しなくちゃいけない、町長が以前ですね、なられてばっかの3月議会の望月議員の答弁の中で、町民にやっぱり説明しなくちゃならんですよ。以前の町長のときにはわずか1回しかやらなかった。これではね、町民の理解も得られないし良いまちづくりができないと。ですから町民にやっぱり説明できる資料、数字をしっかりと出してもらわないと困るんですけども、いつ出してくれるんですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

先ほども答弁させていただきましたが、基本設計が固まり次第、概ねの金額が固まり次第、町民の方にも説明をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

これは町長にお伺いした方がいいと思うんですけども、こういうことであれば、改めて次の定例会なり何なりで今回例えば議会が否決してですね、もるということでよろしいというお気持ちがあるかどうかそこだけお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

学校建設につきましてはですね計画的にですね、今できる範囲のですね数値等をですね、お示ししながらですね丁寧に進めているつもりでございます。ですから、是非ともですね、今定例会はですねしっかりと議員の皆さんにご理解をいただきながらですね、予算等を通していただければというふうに思っています。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の中学校の統合の問題についてはですね、私達が議員になった年ですから、令和4年の夏以降かな。2度ほど確か統合についてどう考えるのかという、集会がありました。町が主催の。いろんな意見が出た。その中では概ね統合はいいだろうろうと。統合した方がいいだろうということでは合意できたというふうに私も認識。ただその場でもですね、新築するの

か、改修して予算を抑えながらやるのかという議論は、基本的には意見はあったけども、議論としてはあんまりなかったんで最終的には令和4年の11月の総合会議で作りますという決定をしたんですよね。ところが、丁寧に進めるとおっしゃるけれども、それ以降一度もこの新築しますということについての町民説明会なり意見の交換の場ってのはなかったと私は思っています。PTA等の学校を巡っての行きをどうするかこうするか、制服はどうするとかって話が議論されたっていうことは承知していますけれども、それ以外についての説明会は一回もされてない。それは金額が出ないからってこともあるんでしょうけども、丁寧にやるのであれば、そこからもう一回やるべきじゃないでしょうか。町長いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。4番と同じになりますが。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

小学校は当然改修していくということになるかと思えますけども、この計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長、小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。増穂小学校の校舎につきましては、昭和47年に建築され、現在、築51年が経過しております。こうした中、令和元年度に策定した富士川町学校施設長寿命化計画では、築40年を経過していることから、長寿命化改修を行わず、劣化の著しい外壁を令和2年度以降に改修し、その後、おおむね築54年で大規模改造、築65年をめどに改築を検討するとしております。この長寿命化計画に基づき、令和2年度と令和3年度の2か年をかけ、校舎外壁の改修工事を行ったところであります。今後は、校舎内の劣化の著しい給排水設備の改修を令和7年度と令和8年度の2か年で実施し、令和9年度と令和10年度の2か年をかけ、電気および内装の改修を実施する予定であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

小学校の改修の話をしていただいたんですけども、何でこれをしたかっていうと、実は増穂小学校と増穂中学校は、建築年数のわずか1年違いで途中での大規模改修も1年違いなんですよね。そういうことを考えると、小学校は改修するけど中学校建て直しましょうという結論に至ってるわけですこれは結論ですから、それはいいんですよ。町の方針としてやると、どっかに建て替え中に必要になることは間違いないんでね30年40年先には少なくとも、それはそれでいい。そこでお伺いしたいんですけども、今回、こちらは改修こちらは新築という、その判断基準ですね、ここについてどう考えなのか、どういう判断基準でそういう考えが出たのかを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。増穂小学校につきましては、長寿命化計画に基づき改修を実施していく予定であります。また、増穂中学校においては、長寿命化計画では、築50年を経過しているため、長寿命化改修を行わず、必要な修繕を行い、築60年をめどに改築を検討するとしておりますが、統合をするため改築時期を早めたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

統合ということなんですけども、客観的に見て、いずれ小学校も、やはりそういった議論がなされていくことになるのかなと思っております。それでは、三つ目のこの中学校の建築にも伴って周辺地域住民への説明会というのは先ごろ行われ、私も覗きました。覗いてみて何を当局は周辺住民に説明しようとしたのか、その辺がよくわからなかったんですけどもこの目的についてをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。校舎を建設するにあたっては、近隣住民や保護者の皆様のご理解やご協力は不可欠であると考えております。そのため、校舎の位置や教室等の配置について、おおむね決まったところで、できるだけ早い時期に、近隣住民や保護者の皆様に向けての説明会を開催する方向で検討しておりました。

こうしたことから、建設工事やその後の学校生活を進めるにあたり、様々な影響を受けるとされる増穂中学校敷地の周辺にお住まいの皆様にお集まりいただき、現在までの検討状況について説明するとともに、ご意見をいただくことを目的としまして1月19日に説明会を開催したところであります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

地域住民からはですね、工事をやるとなれば、あるいは校舎を北側に作るとなれば、北側の道路狭いでしょとかいろんな意見が出ましたよね。その意見については、どのように生かしていこうと考えてるのか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。1月19日の近隣住民の説明会においては、議員のおっしゃるとおり、学校周辺の道幅が狭いというような意見が大半であったところであり

ます。そういった中、そういったことも事前に教育委員会町では、心配をしていたところでもありますので、今後、周辺の整備をする計画の中に、そういった道の関係も含めて検討に入れて考えていくところでございます。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それで四つ目、先ほどちょっと先走って質問しちゃったんですけども統合中学校、新たに建設することについては町民説明会、これ先ほども私は説明してもらいましたけども、建築費用等々も含めての説明とは一度もなされていないんですけども、この理由について伺います。そしてまた議員さんからも確か以前、一般質問の中でも出ていました。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。新校舎建設につきましては、これまで教育環境を熟知している両中学校の教員にヒアリングを行い、要望や意見を聞く中で、新校舎建設工事の基本設計に反映してきたところでありますこうした中、校舎の位置や大まかな教室等の配置が決まったことから、1月18日に保護者、同月19日に校舎の周辺にお住まいの住民の方に対して説明会を開催しご意見を伺ったところであります。今後、基本設計がまとまった段階で、町民の皆様を対象とした説明会を開催することとしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

仮の話なんですけども、今度当初予算の設計予算が否決されればいいんですけども、仮に通ったとした場合、私は否決すべきだと思ってます。ただ、要するに、説明会が終わらなければ通すべきではないと思ってるんで、今言ってるわけですけども、ちゃんとした説明会をして、丁寧にじっくり議論をしてから、例えばですね仮に予算が通ってるとは言っても、実際の着地するのはそれ以降に当然なるというふうに理解してよろしいかどうか、町長伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

はい今回はですね学校建設による手法の部分で議員からご指摘いただいているというふうに思っております。説明会を先に開け後に開けというこういう議論だと思いますが、説明会をですね先に開かずとも今の進捗状況をこうやって議会の皆さんに説明すると同時にですね、町民の皆さんからの問い合わせには丁寧に今出せる情報をしっかり出しているということでございます。そしてですね、今定例会でですね予算が議決された後しっかりと今答弁があったとおりですね町民の皆様を対象とした説明会を開催するというところでございます。ですか

らですねその進め方いろいろなご意見があると思いますが、ぜひともご理解いただきながらですね、そして、しっかりと町民に開かれたですね、説明をしていくということはですねここはまた引き続きですね、この議場をお借りしてお約束をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解ください。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

一言ちょっと言わせてもらおうと、これは最後の町政についての姿勢のところには多分いうことであると思うんですけども、要は情報開示、あるいは町民との対話集会、そういったのをしっかりやっていくと町長の就任当時のご発言だったんですけどでも、現実には、よくわかんないですね。とにかく進めば進めると、説明は前なのか後になるのか、それはそれですよみたいなこと言われちゃうと、そして私達議員が、何で今こんなところで予算はいくらなんですか質問しなくちゃいけないのかっていう、そういうことも含めて情報開示も何もされてない。ということについて、私は非常に不安をもってます。その点についてお答えください。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。説明会という大きな集会を開かずとも、例えば私のですねほっとミーティングとかですね、様々な場面でですね、個別に説明はしております。そしてですね、先ほども答弁があった通りですね、周辺住民の方を対象に、また保護者の方を対象にというようなことで、また教育委員会を通じてもですね様々な説明をしている中でございます。ですから議員のご指摘のようなですね情報開示、また説明が足りないのではいうご指摘はですね、これには私は当てはまっていないのかなと。ただその努力が足りないということであればですね、また積極的にですね、様々な媒体また様々なですね活動を通じてですね、町民には説明をしていきたいというふうに考えていると。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

非常に言葉は綺麗なんですけれども、実は伴っていないなと感じます。時間がないので、大きい三つ目。町民体育館基本計画検討委員会の開催ということについてお伺いしたいと思います。町長がですね12月定例会かな、12月定例会で町民体育館を前向きに検討していくという発言があってちょっと驚いたんですけどもその関係でしょう。1月15日に再開されたんですけども、その目的についてお伺いしたいと思います。というのは、具体的にどうするこうするっていう話が正直なくて、委員さんからも何で集まったのかよくわからんみたいな話も出てるんですけどその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。令和5年12月定例会の町長、所信および一般質問におきまして、町民体育館について、町の財政状況と入念にすり合わせながら、建設時期について慎重に進めるという答弁と、また当面の間、旧増穂商業高校体育館を、町の社会体育施設として活用できるよう、県と協議し、進めるとしたところであります。

こうしたことから、現状を説明するとともに、今後の町の財政状況を考慮しつつ、利用者のニーズの把握や、候補地の選定を行うことなどといった、当面の方向性を確認することを目的に、委員会を開催したところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

あそこではね、あそこの説明会で言われたのは、差し当たって集まってもらった程度にしか私は見なかったっていうのは長い間休会してましたんで、やってなかった、今の町長になって初めての開催なんですけども、そこで言われてるのは、財源の目途が立たない中で、しかし何とかやっていきたいんで皆さんこれからもご協力お願いしますと。何について議論するのかという明確な、例えば候補地はどうなんだという議論をすると、そういったことは何もなかったですよ。

二つ目に入ります。この中でですね、建設の目処がなければ一旦解散すべきだと私達は8年もやってきたんだよと。今見てたら、財政状況は全然良くないじゃないかと無理でしょうということで解散すべきだというような意見も出されました。だけど最終的にはですね、そうは言っても一応、会だけは残すということになったそうです。そういった皆さんの意見等を踏まえてどのように感じられているのか、当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長、井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町民体育館建設検討委員会を設置して以来8年間、話し合いが行われて参りました。委員の皆様方から、体育館建設に際して、今後も検討する案件が山積しており、慎重に進める必要があるとの同意を得られたことから、今後も必要に応じて委員会を開催し、協議を進めて参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

私の予定時間も2分過ぎちゃったんですけども、町長にちょっと伺いたい。町長になられて初めての検討委員会、12月定例会で町長も進めたいと、私はどうかと思いますけどね、中学校の問題があるので、どうかと思いますけども、そういう初めての委員会だったので充て職的な人たちが2年半もやってなければ変って、役員さんも変わって、任命式も行われたんだけど、町長が本来出るべきじゃなかったのかなと思うんですけども、この点についてどうお考えかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えします。町長が出ないか出るべきではなかったのかということでございますが、本委員会は委員長を中心に所管事項について委員各位が自由に議論し、その検討結果を町長に報告するものと規定されている委員会でございます。このことから町長は委員会に出席をいたしておりません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

非常にさしこまったご回答なんですけども、長らくやってなくて新しい町長におなりになって、今度初めて開いたけど、要は体育館も塩見が来たということなんですよね。体育館検討委員会、あるいは体育館の建設についても、一つの流れができるのかできないのかっていう大事なところなんだよね。それはいいんですよ委員会の委員さんの会議に町長が参加しないのはいいけど少なくとも言って挨拶程度のことはすべきだろうと。その退席すればいいわけであって、私はそれを言ってるわけです。どうですかその点は。

○議長（堀内春美さん）

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。基本計画検討委員会はこれまで6回会議を行っております。それでですね私の出席は第1回検討委員会の委嘱時に今おっしゃっていただいた挨拶をさせていただいて、退席したということでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

この間の1月が第1回ということではないんですか、ちょっとお伺いします。私が何か間違ったのかな

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

すいません訂正いたします。今の基本計画検討委員会の6回会議を行っていて町長の出席は第1回検討委員会の委嘱時のみというのは前町長のということでございます。すいません大変失礼いたしました。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

多分前町長も、自分が諮問機関を立ち上げたということで多分皆さんこういうこと考えてるんでよろしくこれからお願いしますというあいさつされたと思うんですよね。おそらく。

聞いちゃいないですよ。ですから、新しく町長になられたんだから、それは検討委員はそのままかもしれないけども、やはり新しい町長がそういった自分の考えなり、行ってお願いするっていう、これがだって大事な事業ですから、体育館ってのは大きな事業だと思います。もしやるとなれば、あのだから、何で出なかったのかっていうのを私は言ってるということです。もしあれば、一言早く。

○議長（堀内春美さん）

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。しっかりあいさつをしてということ。確かに町長が変わりましてですね私があいさつすべきだったかなというふうには、今のご質問ですね感じているところでございます。しかしながらですねこの基本計画検討委員会というのはですね、特に私が中止しろと言ったわけではなく、体育館議論もそもそもですね私やめるとも一言も言ってないです。これまで始まったところからずっと第1回第2回第3回ということで淡々と進んできたということでございます。先ほど担当課長から答弁があったとおりですね、これまでの8年間、この議論が進んできたということでございます。当初の6年間は前の町長、そしてこの2年間はですね私の任期の方でございます。付け加えさせて申し上げさせていただきますと、これまで体育館が潰れてからですね、プレイ環境とか体育館がなくなった環境ですね一つもこれまで実施してこなかった。しかしながら私が就任してこの2年間の間で、県と協議しまして増穂商業の体育館をまずは確保してプレイ環境を確保しようという、こういう努力もしてきました。そして35億円という大きなですね公共事業、そして年間のランニングコストが2000万ほどかかるのではないかというふうに言われているこの事業ですね、財政検討をせずにですね進めるということは、これはですね無責任ではないかというふうに思っていたもんですからしっかりと財政を紐解いていけるかどうかという判断をですね、しっかりとしてから、それからまた議論を始めて、本当に必要なもの、適正な規模な体育館をですね、また検討していこうという方向を出したということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

まさしくおっしゃるとおり、財政を紐解く大事なことだと思いますよ。これは中学校にも言えると思います。次に、移りたいと思います。

四つ目のリバーサイドパーク構想と、について一つ目としてですね、いろんなところに図が、今回の町民説明会でも図が出されているわけですが、ビーチバレーコートやスケートボード場ヘリポート等と、今後作っていくんだと。ドッグラン事業ってのがです。先ごろ、急遽提案されて、突然提案されてそのときにこれが明らかになった。これは政策的な事業だと思うんですね、将来を見据えた。であるならば、目的や趣旨、そして計画、年度計画なり予算規模なり、そういったものを提示して議論しないとならんだろうと思っています。そういうことを前提にこれについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川リバーサイドパーク構想におけるビーチバレーコートは、現在、県内で1か所しかない状況であることから、ビーチバレーの競技人口増加に対応するとともに、新たなスポーツ観光の拠点となることを目的としたところであります。

また、スケートボード場はオリンピックの正式種目として、競技人口が増加しており、若者を中心とした幅広い層での利用が見込まれております。さらに、近い将来、空の移動手段として期待されている空飛ぶクルマや、観光レジャー目的のヘリコプターが離着陸するヘリポートの需要拡大を見据えて、構想としたところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

説明ありがとうございます。ただ今聞いていても、何でこれが必要なのか全く私には理解できません。ちょっと伺いたいんですけども、これはあれでしょう町長なり政策秘書課が立案してるもんだと思うんですけども、今答弁されたのは、担当部署は、通常は計画が策定され実施段階に入ってやっていくことで町の全体の構想将来構想ってのは秘書課なり、なんなりやってると思うんですけども、そちらからの答弁がないってことは非常に残念に思いますけどいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えします。執行部側の答弁はですね全て私の代理ということでですね答弁させていただきます。ですからどの部署が答えるかというのはこちら側の判断でさせていただきますところであります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

この点はまた最後の質問で触れたいと思います。それでは予算あるいは事業計画、今回の当初予算にも、スケートボード場に関わる予算が入ってたど、私は全くそれ知らないで昨日知ったんですね。富士川いきいきスポーツ公園の駐車場といわれる部分の一部をそういった形で使うと、そのためにはかなり厚い工事をするという事は昨日初めて知ったんですけども、そういうことを前提ですね。あまり、要するにみんなに説明されてないってことを言いたいわけですけど、この事業計画、予算をどのように立てられているのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。富士川いきいきスポーツ公園に計画しているスケートボード場は、令和6年度の予算では、災害時に特殊車両等の一時待機場所となるコンクリート広場として、公園の一部として、整備を計画しておりますので、スケートボード場としてのバンク等の計画の設置についてはこれからになります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

これについては一言だけ言わせていただいて終わりにしたいと思います。要は、本来なら町長の政策秘書が構想について述べると、具体的な実施予定計画は担当課が述べると、これが私の知ってる当局のやり取りなんで、その辺はどうなってんのかなということは感じます。

それでは五つ目、あと5分しかありません。予定よりも半分少なくなりました。町長の政治姿勢についてということで、町長の町政実施における政治姿勢についてお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

反問権を行使させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

はいどうぞ。

○町長（望月利樹君）

はい。答弁の前にですね、今回の質問要旨である町長の政治姿勢というのはですね、議会の申し合わせ事項に違反するものだと考えます。疑問点は申し合わせ事項を読みますと、少なくとも内容に具体性がなければならず、何々についてというものは、抽象的で具体性に欠け、質問の要旨にならないということで、申し合わせ事項に書いてあります。また今回のようなですね抽象的な内容の通告がされたときはこれまではですね、議会運営委員会において事前に審議され、修正または却下されてきたというふうに聞き及んでいます。今回はですね、なぜこのようなルールが捻じ曲げられた質問要旨が、議会運営委員会を通過できたのかというのが疑問であります。その密室での決定過程についてこそ、議会基本条例の8条のとおり、議会運営委員会の責任の中でその全てを明らかにしてから、答弁したいというふうに思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

反問権に対する私の時間なんで、これは止めておいてください。よろしいでしょうか。私の質問ではなくて、向こうの質問に対する私の答えですから。今町長が申し合わせ事項や議会基本条例に反しているんじゃないかということをおっしゃられました。私はですね、町の現在の町政そのもののあり方について町長が進めている内容を先ほどからずっとやってきました。いくつかやってきました。質問も。その中で私は絶えず指摘してきた。情報開示はされない。そして町民との対話もやるのかやらないのか明確な答弁がない。政策的なこと

について、本来なら町長が述べるべきでしょう。あるいは少なくとも政策秘書課が述べるだろう。そういったこともない。果たして、この町政ってのはどうなっているんだということを疑問に思ってます。ですから、町長は、この質問は、要は質問通告に当たらないからやめろというふうにおっしゃったのかどうか分かりませんが、私はそのように考えておりますので町長の政治姿勢、これ町政全般に関わるある意味具体的な質問だろうと思っております。いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

私の反問権の行使した理由という部分がちょっと理解されてないようです。今回のですね、議会運営委員会の議論の経過、これまで上がってきてないもの、これまで、おそらく様々な議員さんがですねこういったものを更に具体的な質問をしてきたにもかかわらず、通告をしてきたにもかかわらず、議会運営委員会で却下されてきた。当然この質問というのは、おそらく齊藤欽也議員も、過去にですね、こういう質問、議会運営委員長でなかった頃に却下されてきたんじゃないかと思う。こういったものですね、この本会議に通ってきて通告して上がってきた、その議会運営委員会の議論こそを、しっかりと町民の前に見せるべきだと。それは議会基本条例8条にのっとりた形で見せていただかないと、ルールをねじ曲げた通告が上がってきたってということで、答弁をすることができないということでございますから、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要するに町長がおっしゃっているのは、何でこんな質問が通ったのかということなんだろうと思いますけれども、私は4年間、議会にいませんでした。ご存知の通り、一昨年、再度議員になったと。それ以前にも、質問事項についていろいろと議論があったのを承知している。ただし、私はこれまでも、こういった町長の政治姿勢そのものについて志村町長の時代、あるいはその前の時代も含めてやらせていただいてきておりました。まずそれを言うておく。どこで切るのか切らないのかっていう議論は当然あります。ふさわしいかふさわしくないかという議論もある。うちの議会は、なぜか他の議会と違うのは、議員さんの一般質問をチェックしましょうみたいな体制になって、これは今改めようとしています。いろんな形で自由に活発に議員が聞きたいこと、そして町民に知らせたいと思うことを質問できる体制を作りましょうということで今議論しており、また少しずつそれを進めてきています。そういう中で今回私の町長の町政に対する姿勢、これが取り上げられたという経緯があります。もし、町長がおっしゃるようにもっと明らかにしろというのであれば、これは町民にもっと知っていただく機会を設けようと、それはそういうふうに思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

今のお話の中で町民の皆さんにですね、この議会運営委員会の経過を明らかにするという
こととお話をされたもんですから経過はともかくですね、今回は通告まで至っているわけ
でございますから、ただいまの質問に対しては答弁をいたしたいというふうに思っています。
私の政治姿勢としては、対話と現場主義による協働のまちづくりを進めていきたいというふ
うに思っているところです。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

いろいろありましたがありがとうございます。今言った、協働と対話ということなんです
けども、対話をするには、情報開示が必要になると思いますが、その情報開示の部分が
議会に対しては少なくともこの間、臨時議会を開く、あるいは今回の定例会の議案にして
もですね、内容が確かに1週間前かな、事前説明するのはありますけども、要領を得ない部分
もある。そういった情報開示ということについて、どれだけ町が努力されているのか伺いた
いと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町の情報開示が少ないのではないかと質問だ
と思いますが、当然ホームページ、また町長の部屋、様々な担当課からの発信、そして郵送
物ですね、最近ではLINEなんかも活用しながらですね、町の方向性っていうのをしかり
と町民の皆さんに発信していつているつもりでございます。そしてですね、情報について
ダイレクトにですね、なるべく早く情報を出すようにということでですね、鋭意努力をして
いるところでございます。議員ご指摘のようにですね、まだまだ情報開示が足りないんじ
ゃないかということであればですね、そのご意見を受け止めながら、今後も情報開示に努力し
ていきたいと、透明性を持った町政を進めていきたいというふうに思っているところでござ
います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。私が言ってるのはですね、今の一般的な話だろうと私は認識して
います。昨日補正予算を採決しました。そのときに一番問題になったのは、温泉施設のリニ
ューアル工事費3250万円とこれの説明がですね、議会開催の本当に前日かな夕方かな、
タブレットにぱっと乗ったと。もちろん土日は、駄目だということなんですけども。これは
議員の中でも、これを急に出されておかしいんじゃないかという議論もありましたけども、
何で、こんなにいつも開示が遅いのか。これって、町長の政治姿勢が、いや直前でいいんだ
ってお考えならば、それともこれはたまたま担当部署の手違いになったのか、その点伺い
します。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君、通告に沿った質問にしてください。今の質問は通告にありません。

○9番議員（齊藤欽也君）

政治姿勢ですからその姿勢の一部です。はい。情報開示ということについての考えを伺っているんです。

○議長（堀内春美さん）

今のは関連質問であって、通告にあった質問に直してください。通告にある質問をしてください。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町政実施ということなんで、一点、これは後になって知ったことですが、町長は町のトップとして行政をグリップしていくと、とりわけ3月定例議会っていうのは、当初予算を組む非常に大事な時期であり、そして同時に、昨日いろいろもめましたけども、補正予算に急遽大きな工事が、本来、当初予算でやるべきような工事が提案されたわけですが、そういう忙しい中でですね、町長が実は町を旅行で開けたという話がありました。これ私、別に旅行に行くのは構わないと思う。ただ、直前にですね、そういったところをすると、

○議長（堀内春美さん）

通告にある質問をしてください。通告にない質問はやめてください。

○9番議員（齊藤欽也君）

いや、町長の町政実施における姿勢、姿勢を聞いている。大事な時期に町を開けたのは何ですかということを伺いたい。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君、町長の最初の答弁に沿って質問をしてください。町長の答弁についての質問にしてください。通告にない質問は認めません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

視点を変えたいと思います。先ほどの町長の答弁についてですね。要は町民との対話をしっかりやっていくということなんですけども、町民は、町長が、実際にちゃんとこの行政を担うトップとして、その立場において、いや活動されてるのか非常に疑問に思ってます。その一例として、私が耳にしたのが、町長が、この忙しい時期に海外旅行へ行ったと。フィリピンへ行ったと。しかも、行くにあたっては公用車で行ったということが伝わっています。こういう姿で町の政治が行われるかどうかその姿勢についてお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。通告に沿った質問をしてください。通告から外れてます。

○9番議員（齊藤欽也君）

要はこの忙しいときに何で行かれたのか、わざわざ行かれたわけで、そこをお聞きしたい

ということです。

○議長（堀内春美さん）

町長の答弁についてのみ質問をしてください。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

いろいろありますけれども、ではなんていうか、町民との対話を大事にされると、当然、議員との対話をもっと大事ですよ。特に議会においては、これ、公の場での議論の場かなということだと思うんですけども、昨日の質疑なんかにおいて、しっかりとした答弁をしようとはされなかった。それでは、町政を担う者の姿勢としていかがかと思えますけれども、昨日のことを振り返りながら、何かお答えが一言あればと思えます。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。町長の最初の答弁についての質問にしてください。

○9番議員（齊藤欽也君）

最初言われた誠意を持って皆さんと対応していくということを最重要にしておりますよということなんですけれども、昨日はそうではなかったという点でお伺いしてます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

取り立て町長の方から言うべきことがないということであれば、これで私の一般質問は終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。そして一言、混乱させたことをお詫びしておきます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告1番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行いません。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時27分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

続いて、通告2番 4番 深澤一幸君の一般質問を行います。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

それでは通告にのっとりまして質問させていただきます。災害に備える対策について質問させていただきます。

災害といっても、風水害、地震、火山、火災、土砂災害と、大まかに分類されています。今回は、全ての災害に共通する部分も踏まえて、特に地震災害についての質問を行います。今年1月1日に発生しました能登半島地震は、新年を迎えたばかりの中で起きた、非常にショッキングな災害となりました。被災されました現地の皆様方におかれましては、発生後約2か月余り経ちましたが、まだ復旧が始まったとは実感できない状況ではないかと推測されます。改めまして、亡くなられました皆様方にお悔やみを申し上げます。また、被災されました皆様方にもお見舞いを申し上げます。1日も早く、日常の生活に戻られることをお祈り申し上げます。そして、災害支援に赴いた町職員の皆様方、大変お疲れさまでした。これからも支援に行かれる皆様に感謝の言葉を述べるとともに、有事の際には、今回の経験をまちのために生かしてもらいたいと思っております。

さて、地震列島の日本においては、過去にもまたこれからも大きな災害をもたらしてくる震災ですが、近々の心配事は、皆さんご存知のとおり、南海トラフ巨大地震ではないでしょうか。30年以内に70から80%の確率で、マグニチュード8無いしは9クラスの地震が発生すると言われていています。富士川町も、残念ながら震度6強が想定されています。非常に被害範囲が広い地震ですので、この地域では2人に1人が被災するのではと考えている学者もいます。電気、ガス、水道、などのライフラインが遮断されれば、生きていく上で全てに影響を及ぼします。その中でも、特に水の確保が重要になります。飲料用、調理用、風呂、洗濯、水洗トイレ等の生活用水です。そこで1の質問です。大地震においては、水道設備が全く使えないという現実があります。生活用水の確保をどのように考えているのか、を伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

それではただいまの質問にお答えします。大規模な地震災害が発生した場合、水道管の破裂等による断水の発生は避けられないことから、町では、日本水道協会山梨県支部および富士川町上下水道指定工事事業者組合と、災害協定を結んでおり、給水能力が速やかに回復できるような協力体制を整えております。

また、日本水道協会の要請により、全国から水道事業者や給水車が応援に駆けつける体制をとっております。

こうした中、生活用水の確保について、飲料水については、各配水地で耐震化がされており、地震もしくは加流量が発生すると、緊急遮断弁が作動し、配水池内の水の流出を止めることができる他、低区配水池では、非常用発電機を備えており、敷地内にある水源から取水が可能となっております。

トイレや洗濯等に使用する水については、雨水タンクの設置や、家庭用の井戸水を利用することが、生活用水の確保の手段だと考えております。

こうしたことから、家庭の井戸を災害発生時に活用できるよう、災害時生活用水協力井戸としての登録制度を実施して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。災害時生活用水協力井戸としての登録制度を実施して参りたいというお考えですが、この登録制度とはどのような制度でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。大規模な地震等の災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、地域の方々へ、飲用水以外の洗濯やトイレの水等の生活用水として提供いただける家庭用の井戸で、広報等により募集をし、登録をしていく制度でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

非常にいい制度だと思います。既に甲府市では協力井戸として、170件余りが登録されているそうです。隣の南アルプス市においても、令和4年より登録制度を開始しております。生活用水確保のための手段としては重要な施策だと思います。

ここにパネルを用意してあります。左側が電動井戸ポンプ、右側が手押しポンプになっております。再質問です。富士川町は水脈も高く、数メートルも掘れば水が開くところもあると聞いております。町内にはどのくらいの井戸があるのかを、町としては把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。上下水道課で把握している家庭用の井戸の数は、下水道区域内における下水道に接続してある数で約350件になります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

思ったよりも結構多いですね。下水道に接続してないお宅も含めるともう少し増える可能性もありますね。登録をしていただくにはやはり個人の財産でもありますし、事前の調査で一定の要件を満たすことも必要となると思います。こういうことも考えると、この350件プラスアルファっていうのは、また少し変動するのではないのでしょうか。

それでは再質問です。町もこの制度を実施していくにあたり、一定の条件を満たした協力井戸には、他の自治体のように標識の作成。協力井戸というマップを作成し、町民に周知させてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この制度につきましては、今後募集の応募状況などを考慮しながら、議員ご指摘のマップの作成に向けてやる方向で積極的に検討して参りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

ぜひお願いしたいと思います。パネルをもう一度をご覧ください。向かって左側の電動ポンプにはですね、甲府市の災害時生活用水協力井戸と、書かれた標識が添えられています。富士川町もこの標識が早く添えられるようになるといいですね。先ほど町長からも力強い答弁いただきましたので、再度、お願い申し上げます。ちなみにですね電動ポンプを所有している私の知人なんですけれども、そのお宅ではですね、非常用に、もし電源が落ちた場合にはということで、発電機も用意しているとのこと。今回この様子をですね、テレビ、議会だより等で見聞きすることにより、協力井戸に関しての認知度が上がり、登録してくれることを、町民の皆様をお願いをします。

それでは次の質問に移ります。災害においては上水道ばかりに目が行きがちですが、食べることと排泄することは同一のものであり、大切なものだと考えます。それでは2の質問に移ります。令和3年9月議会でも、同じような質問をしております。トイレ事情も最悪の状況となり、マンホールトイレも重要になるとは思いますが、整備状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。マンホールトイレとは下水道管にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものであります。

現在本町では、TKグラウンド南側、ここに3基、はくばく文化ホール西側に7基、増穂中学校体育館南側に5基、増穂小学校体育館東側に5基、富士川町児童センターに6基、道の駅富士川の芝生広場南側に4基、富士川町役場庁舎西側に、新たに4基設置し計7か所、個々に34基を設置してあります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。やはり令和3年9月議会の質問において、マンホールトイレは6か所、30機の保守点検はという質問に、児童センターは設置訓練を実施しているが、その他において

は、保守点検は実施していないという答弁をしています。その後、保守点検はしているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。各施設において、設置訓練等において使用しておりませんでしたので、今後は防災訓練等の訓練時に使用点検していくよう努めて参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。当時の質問より設置数では、役場本庁舎の4基が増えて、34基になっています。今課長の答弁のとおり4基増えておりました。鯉沢地区においてはですね、1か所もありません。昨年完成しました合同庁舎にはマンホールトイレが設置されているということですが、町で管理している数には入っていません。数の内に入っていないけれども、災害時には使用できるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。国の整備管理下にある、富士川地方合同庁舎につきましては、3基設置してございます。こちらのマンホールトイレにつきましても、非常時には使用が可能でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。マンホールトイレ用の水源の確保はどのようになっていますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。最も新しい役場庁舎のマンホールトイレにつきましても、非常用電源でくみ上げた地下水を利用することができますが、その他の施設につきましては、水道水の使用が前提でありますので、今後は先ほど上下水道課長の答弁の中にもありましたが、雨水タンクの設置や井戸水等を活用して参りたいと、考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

杉並区ではですね、災害時には避難所となっている区民センターに、先ほども申しましたように停電時でもですね使える手押しポンプを2023年に設置しているそうです。水源確保の観点から、計画的に設置していくことをお願いいたします。

それでは3の質問です。災害協定は既にいくつか結ばれてはいますが、これからも結んでいくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。災害に関する協定は覚書も含め、現在官民合わせて53件結んでおります。今後につきましても非常時の相互協力の体制整備は重要であることから、積極的に締結を進めて参りたいと考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。富士川町地域防災計画、地震編、第2章第7節、広域応援体制の確立、第2協定の充実等の項目にですね、町は近隣市町等との相互応援協定の締結促進を図るとともに、平常時から連携強化に努めるものとする。

なお、大規模地震発生時には、近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない、県内外の市町村との相互応援協定の充実にも努めるものとする、とあります。この協定先には、峡南4町を含め、県内12市町、県外では、静岡市、長野県佐久市、南佐久郡の6町、東京の町田市があります。協定内容は、それぞれどれが違ってはいますが、南海トラフ地震を想定するならばですね、あまりにも近すぎではないかと思えます。被害の少ない遠隔地との協定も視野に入れてはどうでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現在近隣都県以外では、茨城県大洗町との協定もありますが、遠隔地との協定も必要であることから、今後、順次協定の締結に向けて努めて参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

質問に移ります4番です。富士川町地域防災計画の中に食料供給対策の項目があります。災害時用としての食料、水の備蓄計画を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現在町では災害時に備えて、米穀として、アルファ米を3万2600食分、水を2万3520リットル分備蓄しておりますが、発災後は、交通網の寸断等により公的物資等が到着しないことも予想されますので、各自で3日分の備蓄をお願いしているところでございます。

今後については、備蓄物資の目標数値である食料3万6000食、水3万6000リットルに向けて、予算の範囲内で計画的に更新して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。3食3日分として1人9食分備蓄物資のですね、目標数値3万6000食ではちょっと少ないような気がしますがいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。防災計画上の備蓄物資目標数値では、町の最大避難者数を1万6000人としておりますが、この数値を基本とすると、食料飲料水ともに1万6000人かける3食、または3リットルかける3日で14万4000食、または14万4000リットルとなります。この14万4000という数字の数値の内訳ですが、町の備蓄数量が3万6000、全体の4分の1、25%になります。町民が確保する分が7万2000、これが全体の2分の1、50%になります。そして事業所等による流通物資、これは協定します株式会社はくばくさんなどを、あらかじめ協定を結んだ民間事業者からの調達になりますが、これが3万6000、全体の4分の1、25%になります。その合計が14万4000食、またはリットルとなります。

こうしたことから、町民自らの持ち出し品目数量についても、啓発に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。ローリングストックという言葉があります。食材を多めに購入し、賞味期限が近づいたら消費して、また新しいものを追加するといった備蓄方式です。消費期限の近づいたものはどうしているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。備蓄食料につきましては、消費期限の管理を行い更新しておりますが、期限の迫ったものにつきましては、今回であれば、能登半島地震の被災地に災害支援として派遣した職員に持たせ、支援物資として活用しました。また県内のNPO法人への提供も行い、廃棄ゼロを目指して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

全て消費されるということですかね。廃棄するという部分はありませんか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現状としまして廃棄が出る若干廃棄が出ますが、これを廃棄ゼロを目指して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

ただいまの答弁で廃棄ゼロだということなんですけどもおそらく100%を目標にしてもゼロにはならない事態が出てくるかとは思いますが、もしですね、一部廃棄ということになった場合はですね、非常にもったいない話になりますので、ぜひ小中学校やですね、町民に配布して、食べてもらうっていうことも非常に大事じゃないでしょうか。これは仮定としての話なんですけど。私もですねある団体が計画しました避難所の開設という講習会で、実際にダンボールベッドとパーテーションの設置を実際に経験してきました。少ないパーツですが、仲間とですね相談しながら組み立てた経験は非常に貴重なものでしたということで、やっぱり廃棄等がもしあった場合にですね、改めて有効活用する方法ということを考えてもらいたいと思います。

それでは再質問です。備蓄といえばですねアルファ米とか水とかということを思い描きますがですね、成人ばかりではないので、乳幼児用に例えばですね、小さいお子さんですね、粉ミルクとか離乳食の備蓄も必要だと考えますが、今後そういった備蓄計画については乳幼児用備蓄計画についてはどのようなお考えを持っていますか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。子育て支援課の所管となっております富士川町児童センターおよび鯉沢児童センターでは、現在、乳児用として、液体ミルクをはじめ、スティックタイプの粉ミルクなどを合わせて110回分程度、また、離乳食は60食程度の備蓄を行っております。

議員ご指摘のとおり、こちらもローリングストックの考え方で期限のきたものから、実際参加者等に試していただいているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

全世帯にあたる食糧支援をお願いいたします。災害時における備えということで今回一般質問をしたわけですが、いつ発生するということはわかりません。

正直発生してみないとわからないことだらけで、おそらくマニュアルとおりにはいかないことでしょう。今回の一般質問もほんの一部分だけ、という感じが、私自身もしております。災害に備え、対処するということは、間口が広く奥の深い事案だと思います。防災についての考えは、我々町民にもできることもあります。

また、行政でなければできないこともあります。これで完璧ということはないと思いますが、最善と思われることはしていかなければならないと感じます。それだけに官民合わせて防災減災に取り組んでいきたいと思っています。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告2番 4番 深澤一幸君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告3番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

○5番議員（小林和良君）

それでは通告に沿ってですね、質問をさせていただきます。本日は空き家対策についての質問一つに絞って行います。

ちょうど1年前の一般質問で、空き家について質問を行いました。その後1年が経過し、最近、空き家の特別措置法というのはですね、これがつい3か月前に改正されました。12月に施行されました。また空き家対策は町の重要課題であり、先に行われた各地区のまちづくりワークショップにおいても、課題としてですね、多くの地区で上位に取り上げられています。以上のことから、空き家対策に向けてですね、提案を含めた質問を行うことにいたしました。ご承知のように山梨県の空き家率はですね、全国の都道府県でいまだトップです。移住目的のない空き家は1998年から2018年の20年間で約1.9倍に増加しています。おそらく2030年では、47万個になるという見込みですね。今後も全国で空き家が増え続けると予想されています。ここに参加されてる皆さん、また視聴されてる皆さんの周辺はどうでしょうか。周辺に空き家が増えていませんか。また数年後、10年後を考えたときに、周辺がどんなふうになっているか想像できますでしょうか。家族をですね雨風、夏の暑さ、冬の寒さから守ってきた家が、やがて空き家となり劣化して、屋根や壁が崩落して、今度は周辺に悪影響を与えるものに変化してしまうという現象が起きています。苦勞して建てた家が、変わり果てた姿になってしまうことは何とも切ない感じがします。このようにですね、周辺に悪影響を与えるものになる前の対策は、循環型のまちづくりに対しても重要な要素と考えます。

それでは（1）の質問に入ります。空き家はですね、住居可能な空き家、それと管理不全な空き家、それと特定空き家に大きく分けて分類されます。それぞれ現状の町の対策についてですね、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。住居可能な空き家につきましては、空き家改修費補助金を設け、利活用の促進に努めている他、所有者からの申し出により居宅であれば、空き家バンクとして、店舗であれば空き店舗バンクとしてご登録いただき、新たな利活用の対策を行っております。

また、管理不全空き家や、特定空き家となる前の危険空き家につきましては、町の危険空き家等を解体費補助事業について広報紙でお知らせし、所有者やその親族の方からの直接的な相談の他、区長様や組長様からの連絡があった物件については、危険度の調査を行い、権利者に解体を促す通知を発出しております。

こうした対策により本年度は危険度判定を15件行い、このうち7件で解体に至っております。また通知後につきましては、回答のないケースもございますので、最初の通知とあわせておおむね年2回程度、区長様を通じた緊急度によってはそれ以上の連絡を行い、フォローしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。ではですね、町で把握している空き家の現状について、その件数としてはどれくらいの件数を把握しているのか、説明をお願いします

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家の現状につきましては5年ごとに行っております。住宅土地統計調査の件数である1170件、これがベースとなります。ただし、この調査は、件数の調査でありますので、その内数としまして、危険空き家として通知を出した空き家が59件、その結果として解体に至ったものがこれまで31件、特定空き家は0件となります。この他にも一定数の空き家が存在すると考えられますので、確定数を出すのは難しく、前後はありますが、概ねこの1170件程度と理解しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。富士川町ですね世帯数は、6296世帯そして今のお答えの1170件とするとですね、結構な件数になります。店舗も中に入っているでしょうから、一概に言えないと思いますが、それにふさわしいですね空き家があるということですね。それらに対してそれぞれの対応されているようですが、ご報告の状況から考えると、危険空き家というのはですね、もう既に崩壊が始まって、周囲に悪影響を及ぼす危険が及ぼすというのを町の方で判定してその危険空き家として認定するんですけど、すぐに解体しなければ危険な場合、

これを危険空き家とやっていますね。おそらくですね、その危険空き家の場合にも、解体には至らずに、結局管理不全空き家として残ってしまう訳は、おそらく年々増加するというふうに思います。そして、町が抱えている絶対数も増加すると思います。皆さんもきっと、近所にはもう崩壊してる家があると思います。それらのですね、これ危険空き家を含めた管理不全空き家についての課題をどのようなものがあるのか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。管理不全空き家の課題ですが、そもそも空き家の発生する原因としまして相続問題が考えられます。この問題により相続人が未登記の物件も見受けられ、この場合、遠隔地に居住している相続人は、空き家の解体についての意識が希薄となる傾向があります。さらに相続人が、認知、失踪、死亡といったケースもあり、解体が進まないものと考えます。あわせて解体費用の負担についても大きな要因の一つであると考えます。これまで空き家等の適切な管理を促進するための必要な措置として発出した通知に何らかのご対応のお返事をいただけない場合の多くは、こうしたことが原因であると考えられます。このようなことが、管理不全空き家についての課題となると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、課題はわかりました。それではその課題についてのですね、対応策これも考えなきゃいけない難しいとは思いますが、現在どのように対応されているのか。お聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。まず解体費用につきましては、所有者にとって大きな負担ではありますが、解体の意思を応援するために町では、解体費用の2分の1、最大50万円の補助を用意しております。また相続の問題ですが、親族間には様々な問題があり、一時的に解決策を見い出せる課題ではありません。このため、先行する自治体や民間事業者の解体事例等を研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

確かにですね相続の問題が一番大きな問題だと思います。解決にですね時間かかる場合もあります。しかしそれを受けてですね、今回の特措法も改定されたんですね。ですから、ここはですね、その改定を読み加えて、もう一歩進んだ対応が可能になると思われまので、ぜひご検討をお願いいたします。

それでは（２）の質問に入ります。空き家の実態把握および更新は、現在は町民からの情報を基に更新しているようですが、町で把握可能な水道の閉栓データ、要は空き家になるとですね、水道契約料等が発生するので使用しなくてもですね、それをなくするために水道の使用停止を申請するというのがあるんですね。それを使えばですね、空き家の実態把握に活用できると思うんですけどもそれについてのお考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現在町における空き家の実態把握は、５年ごとに行われます。住宅土地統計調査により把握しております。こうしたことから、水道の閉栓データを用いた場合、数値の整合がとれなくなってしまうことから、水道の閉栓データを、空き家の実態把握に活用するということは考えておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

再質問です。埼玉県のパ田市ではですね、最新の水道の閉栓データを基に、要は把握しきれていない空き家がないか、調査を行っているようなんですね。わが町ではいろいろな諸々の状況から困難とのことですが、それでは、新たな空き家の把握については、どのような施策を行う計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家の実態把握につきましては、これまでは地区における区長様や組長様からの情報提供や、所有者からの解体の相談により主として危険空き家について積み上げを行って参りました。今後は空き家や空き店舗バンク、通学路点検時の情報と、庁内各課との連携を図る中で、把握に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

それでは、（３）の質問に移ります。空き家をですね、少しずつ減らしても、またすぐに新たな空き家が発生するという状況は、避けられないと考えます。各家族の問題、あとは昔は昔っていうか、我々のときは長男が家を継ぐという慣習というかそういうものがあつたんですが今はそうではなくて、それぞれ各家族で住むところ所帯ますということから、やっぱり空き家が出る。これはもう自然現象ですね。そこで必要なのはですね、空き家の発生予防対策が必要だと思います。世田谷区では、将来空き家になる可能性のある家、特にここでは独居ので１人で住んでいる高齢者住宅についてですね、訪問をして活動を行っている。ようなんですね。将来どうするかという相談をする高齢者ですから、いろんなことで突然動

けなくなる場合もあるということですね。これはですね、要は複雑な相続の問題が発生する前に早めの対応をするという意味からもあるんですね。本人の意思がはっきりしてるうちに、相続の要は、明確にするということだと思っんです。そこでですね（3）質問ですが、町ではですね、将来空き家となる可能性のある家、例えば高齢者しか住んでいない持ち家等についてどのように把握されているのかお聞かせください

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。将来的な空き家の可能性を、居住者の状態等から判断することは困難であることから、積極的には把握はしておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけどもですね。現在把握してないということなんですが、将来的に空き家になる可能性を把握することはですね、町の長期総合計画、持続的発展計画を検討する上で非常に重要な要素と考えます。高齢者が住んでいる家が全て空き家になることは断言できませんけども、対策をしなければ、おそらく、過半数以上は間違いなく誰も住まない家が数多く点在することになります。空き家の発生は自然の流れで、これは悪いことではないんですけども、これまでのように発生明日からの対応では遅いと考えます。先ほど、管理不全空き家の課題で、相続問題が挙げられていました。対応が遅れると、相続の関係で手続きが停滞することが多々生じます。わが町でも例外ではなく、相続問題で何年も、空き家や土地の活用が進まない事例があり、そうなる前の予防策として、重要な空き家発生予測について、他の方法を含め、町のお考えをお伺いいたし、

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。住宅土地統計調査によるアンケート調査では、75歳以上の独居世帯の数の把握はできますが、場所の特定はできません。こうした空き家の調査につきましては、全数調査のようなアナログ作業では、期間的にも体制的にも現実的ではないことから、今後は区長様を通じてそうした空き家の調査把握が可能であるか検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ですね一歩進んでご検討をお願いいたしますそれでは、（4）の質問に入ります。町内でのですね、空き家を可視化する、見えるようにするマップを作成してですね、町が行う地域開発計画に活用する考えがあるかを、伺いたいと思います。ちょっとパネルをご覧ください。これはですね、ある地区の方をお願いしてですね、そのデータをもとに、私がゴリゴリと作

成した空き家のマップなんですね。赤が空き家、黄色が将来空き家になる可能性が高いこれは70歳以上のご夫婦かもしくは1人で住んでる方の家ですが、お子さんがいらっしやっても戻ってくる可能性は薄いという感じのところを黄色にしました。そして白は、現在居住中の家ですね。このように可視化するとですね、空き家の分布の状態が非常によくわかる。とですね、これが町の長期総合計画、地域開発を行う上で重要なデータになります。数字で何件、この町には何件と言われても、直感ではわかりません。広さもわからないし、こういうふうにもアップすることによってよくわかる。このマップを見るとですね、空き家とか将来空き家のある部分が非常に多いと感じると思うんですけども、実はですね、これ、その地区の実態データに基づいて作りましたので、現状と大きな差はないんですね。ですからこれが実態と思っていただいて結構です。これほど空き家の数は多いということなんですね。これを使えば、例えばまとまっているところは何かここに解決するのではなくて、町としてこの辺を、ある地域にやるといような考えも出てくると思うんですね。このようにですね、実態を把握するために、可視化する、見える化するマップについては非常に有効と考えるんですけどもそれについていかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家マップにつきましては、マップデータを活用して空き家の状態や情報に応じていろいろされたマップの作成を考えております。このマップにつきましては、空き家所有者の意向を確認するなどして、町の道路計画や民間事業者への開発情報として活用を検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

活用検討していただけるということでありありがとうございます。

再質問ですけれども、ではこの空き家マップはですね具体的にはどのような手順で作成することを検討されるのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。まずは、マップデータの入力作業に用いますレイヤーシートをこれを作成し、そこで町で把握する危険空き家やその調査情報、取り壊し情報や空き家バンクの情報などを掲載するなどできるところから着手し、将来的にはその他の空き家に関する情報を順次入力し、町の空き家情報を網羅したマップを作成して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。これができればですね、各地区の状況が把握できて、地域開発の応用のみならず、災害時の避難経路、避難場所にも応用が可能となります。またはその防災の先ほど話が出ました、ここに井戸の存在とかですね、これも連携すればいろんなものに使えると思います。またこれ他町村でもね、おそらく例を見ない試みだと思うんですね。大変と思いますが着手はいつ頃から、考えられていますか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。マップのベースとなる住宅地図のライセンス取得などの準備もごさいますが、明年度にはできるところから着手して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、(5)の質問に移ります。平成26年にですね成立施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法、特措と言ってますかね。この一部が改正されて、令和5年、昨年の12月13日に施行となりました。内容はですね、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空き家の除去等をですね、3本柱にしております。この思考を受けて町では、空き家対策にどのように対応するのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。昨年12月に施行された、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、これまでの特定空き家の前段としての管理不全空き家等が新たに設けられました。この管理不全空き家等の勧告を受けた場合、固定資産税が6分の1になる住宅用地特例が解除されます。また法第13条第2項により町は、特定空き家に移行することを防止するための具体的な措置について勧告することができます。さらに、この状態が放置され、特定空き家等に育成された場合は、その処遇について所有者に報告を求めることができるようになりました。町では、これまで空き家等の適切な管理を促進するための必要な措置として、危険空き家の段階で法第12条の通知を行い、超危険空き家等解体費補助事業の周知を行うことで解体を促して参りました。今後につきましては、この通知を受けた後一定期間経過しても何らか対応の回答がない場合には、法にのっとり管理不全空き家等となる旨通知し、減免措置がなくなることや、解体費補助が利用できなくなること、さらに特定空き家等として勧告を受けた場合は、その後の処分について、報告徴収権が発動することを順序立てて周知し、危険空き家増加の抑止力の一助として参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、非常に厳しくなってきたということなんですけれども、その管理不全空き家となる町が把握している件数っていうのは、どれぐらいいいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現状におきまして、この対応により、一定の回答が得られない場合に、管理不全空き家となる件数は28件でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども特にですね、管理不全空き家で、既に崩壊している家屋もですね、町内には点在しています。そして周辺住居環境に好ましくない影響を与えております。例えば、崩壊による周辺住民に危険をもたらしている。あと崩壊や不法侵入のリスクが高まる。衛生環境が悪化。周囲の地域の景観や資産価値を低下させているというようなことがあります。これらについてですね、状況によっては、町として強制的に代執行を行う考えはありませんか。代執行とは町が法に基づいて解体を施行することなんです。お考えをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長、長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家法が改正されたとはいえ、建物が私権を有する以上、町が取り壊しをお願いするスタンスに変わりはありません。町が所有者に代わって執行するためには、解体費用の予算措置や、当該経費の回収が可能であるかという担保が必要であり、資産調査など煩雑な事務手続きも生じます。こうしたことから、町が所有者に代わって取り壊しを行う考えはございません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですが、まず改正ではですね、代執行の円滑化が図られています。例えば、緊急代執行制度の創設、通常代執行では、命令等の手続きが必要だったがこれは省略されてると、あとは代執行費用の徴収円滑化も検討されているということですね。手続きや相続の関係で、何年も崩壊した家屋が実はあるんですね。皆さんも目にすることがあると思います。町としてもですねやっぱり周辺住民の安全確保も考えなきゃいけない。また町ですね持続的発展計画のために崩壊した空き家を放置し続けることはできないと思うんですね。今まではお考えのお答えのようにですね、町が取り壊しをお願いするというスタンスであったと思いますが、そのままでは進まない現状もあります。従って、改正を機に、代執行の検討を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。放置された空き家問題につきましては、町としても大きな課題であると承知しております。しかしながら、代執行には、私権の問題や費用の回収、土地の利活用など様々な課題もあり、慎重な判断も求められるところでもあります。

こうしたことから、先行する自治体の実例などを研究する中で、今後検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これからですねステージを1段2段上げた対策が必要になると考えます。ご検討をお願いいたします。（6）に移ります。町民の中にはですね、空き家になったが、誰に相談したらいいかわからないのでそのままにしていると、また司法書士がですね業者に直接聞くのは敷居が高いと。また必要な手続きがよくわからないといった声を聞きます。パネルをご覧ください。パネルの下の方なんですけども、皆さんにはタブレットに入っております。これはですね、これは近隣の市町村でですね既に実施して効果を上げている、空き家無料相談会のチラシなんです。一応許可を得てパネルにしました。これは実はお隣の南アルプス市の例なんです。ここではですね司法書士協会、宅建協会の協力を得て、2013年から開始します。今では年4回実施して効果を上げているということなんです。私も見学に行かせていただきました。その日はですね8名の相談者が来ていまして、2か所で相談をやったんですけども、場合によっては県外の所有者からも相談来ると、県外に居住してるんですけども、その例えば市の中に、土地または家屋を所有しているという方ですね。そこでですね、わが町も空き家所有者または空き家にある可能性がある町民に対して、空き家無料相談会を開催する計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、空き家の対策の取り組みといたしまして、空き家に関する無料相談会を東京にありますふるさと回帰センターで年2回実施しており、また町では、政策秘書課の窓口におきまして、空き家に関する相談に随時対応しております。これらの取り組みを踏まえ、さらに町民の皆様からのご要望に応える形で、より身近な場所での相談会を開催し、空き家問題の解決に向けて、具体的な支援を検討して参りたいと考えております。

こうしたことから、今後、県の司法書士会など関係機関への協力を依頼し、無料相談会の開催につきまして取り組んで参りたいと考えております。以上になります

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、町が主催する相談会は、町民の空き家に対しての周知啓発にも効果があると思います。わが町も無料相談会開催に向けていよいよ取り組んでいくとのことなんですけれども、これ一步前進だと思います。ところでですね第1回目は目標としていつごろをめどに計画される予定なのか、現時点でわかる範囲で教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。無料相談会の実施計画につきましては、今後、県の司法書士会と協議を重ねることで進めていきたいと考えております。町では、年複数回の実施を目指していることから、大体7月8月夏前の開催に向けて取り組んで参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

開催に向けて進めていただけるということですのでよろしくお願ひいたします。それでは（7）に移ります。先ほどですね、無料相談会の開催と実施とともにですね、空き家に関する知識を広めるために、空き家Q&A集疑問に対して答えるという。作成してですね、空き家について広く町民に周知する計画があるか、伺います。例えばですね、福井県の越前町ではですね、町のホームページに、空き家対策というコーナーを設けて、その中の空き家相談のよくある質問という中でですね、Q&Aを公開しております。認識を高めるのは、非常に効果がある仕様と考えますこの中では例えばですね、空き家の何が問題なのですか。所有者等にはどのような責任があるのですか。自分で空き家の管理ができない場合にはどうしたらいいのでしょうか。空き家を相続しましたが、住む予定はありませんどうしたらいいのでしょうか。解体の支援を受けたいのですがありますか等ですね、クエスチョンですね、疑問を全部並べてそれに対して、一つ一つその回答をされてるんですね。それを見て、皆さん基本的な空き家の対策についての知識をまず得ると、わからなければ、例えば相談の相談会に行くというような手法もあると思うんですよね。ですからこのようなですね、方法で周知するということは、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町ではより多くの方々へ、空き家についての正確な情報を提供し、理解を深めていただくには空き家に関するQ&A集などを作成して、町のホームページ等で周知することが重要であると考えています。

こうしたことから、空き家に関して、町に寄せられた様々な質問に対する回答を盛り込むことで、空き家問題に対する理解促進と課題の解決に向けた空き家の管理方法や利活用などを記載したQ&A集を作成して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ありがとうございます。町長から直接お答えをいただきました。それではですねお答えをいただいたところで、これは無料相談会にも結びつけてですね、空き家対策の一助とする方法が良いと思いますけども、これについても目標として、大体第1段はどれぐらいを目途に作成される予定なのか、わかったら教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほど議員さんのお話の中でも出てきておりますとおり、空き家に関する大きな問題、おそらく管理の部分ともう一つは相続、法律に関する問題が大きなのところではないかと町では考えております。

こうしたことから、その回答につきましては、やはり県の司法書士会の意見などを聞くなどして作成を考えていきたいと思っております。

こうしたことから、この無料相談会の開催に合わせるような形で、このQ&A集の作成を行っていききたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。それでは最後に町長にお伺いします。空き家対策はですね、もう次のステージに切り替わる段階に来てると思います。また今回質問と同時にですね、いくつかの提案をさせていただきました。担当からは提案に対して積極的に進めるという前向きなご返答をいただきました。しかしですね実際には相当な仕事量になると思います。言う方は簡単ですけども、受けた方が結構な仕事量だと思います。従ってですね、それに見合う体制作りも必要だと思います。それらを含めてですね、総括として、町長のお考えをお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。まさに空き家対策、また空き家政策というのはですね、これからの富士川町の未来を占う重要な政策の一つでありますここに力を入れていかなければですね富士川町の持続的、持続可能なまちづくりというのは困難になってくると思います。やはり空き家対策によってですね住環境の整備や移住定住、観光、また人口減少対策にもなってくるこの政策をしっかりと進めていきたいというふうな思いでございます。議員からも数々の提言をいただきました。またより調査研究をしていただきながらですね、提案をいただいたことをですね踏まえながらですね、町でもこの空き家対策、これがですね、さらにステージが上がるようなですね、そういった組織体制もですね、模索しながらですね、今後力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。一つよろしく願いいたします。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告3番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告4番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

○1番議員（宇田川朱恵さん）

通告とおり一般質問をさせていただきます。大きい一つ目は、町の公共交通施策についてになります。富士川町の公共交通をパネルにまとめましたので、ご覧ください。タブレットをお持ちの皆様には、タブレットの中に入れてあります。

富士川町の公共交通はですね、主にデマンド交通、ホリデーバスそしてコミュニティバスが町が主体で、運行の委託をそれぞれタクシー会社や山交さんなどに委託をしております。公共交通は、主に運転ができない人が用事を済ます。単なる足となるばかりでなく、出かけることで人に出会い、体を動かし、体験することで健康を増進し、心も幸せにする大切な手段の役割を担っております。岡山市のハレ活ハレはカタカナで活は活動の活なんですけれども、そのハレ活プロジェクトでは、マイカーではなく、歩いてお出かけをすることでポイントが貯まる仕組みを作り、健康寿命を延ばす取り組みをしております。また、マイカーが少なくなることにより、交通渋滞や交通事故の減少を防ぎます。さらに、移動に伴う二酸化炭素の排出量は、生活全体の約4分の1を占めており、移動を見直すことは、温暖化防止に大きな意味があると言われております。2023年は、公共交通再構築元年と言われました。持続可能な地域公共交通をこれからどうしていくのか、議論をし、実行していく、新しい都市と国土交通大臣が述べています。現在、我が町でも地域公共交通計画策定に向けて動いています。免許の返納が不便な公共交通生活と直結しているのでは、豊かな老後とはかけ離れています。高齢者に限らず、子供、観光客など、運転できない人も楽しく前向きにお出かけができる公共交通施策にしてほしいとの思いから、今回一般質問をさせていただきます。

では、(1)の質問になります。現在の町の地域公共交通計画策定の現状についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。地域公共交通計画は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化および再生を推進する計画として、地域公共交通の活性化および再生に関する法律の中で、その作成が努力義務として定められておりま

す。これを受けて町では、地域公共交通活性化協議会において、作成に向けた協議を行っております。昨年12月に町民に対して、地域公共交通計画に向けたアンケートを実施して、その結果を取りまとめ、現在計画素案の作成を進めているところであります。今後は作成した素案を協議会に諮り、パブリックコメントを行うことで、町民の意見を広く集め、必要な修正を加えた上で、本年6月の計画策定を目指して参ります。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますこの計画策定をする目的についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。町の公共交通施策のマスタープランとして、地域公共交通の方向性や、公共交通を確保、維持するための施策の根拠として活用することを目的としております。またこの計画を作成しておくことで、町の公共交通事業に対して、国の支援が受けやすくなるため財源確保の意味でも重要な計画となります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。この計画の期間、スパンですね、こちらは何年を考えていますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。今回、町では初めての計画となるため、計画期間を5年としまして見直していくことを考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

公共交通はわが町だけではなく日本中で課題があります。まず人口減少、今まで、民間が収益を確保できる形で公共交通になってきましたが、それが不可能になっています。しかしながら、免許返納者は増加していき、さらに若い方が都市へ流出し、高齢者の方のみが多く居住する地域が増えています。そのため、通院や買い物など自力で行くことができない方が増え、公共交通空白地帯の解消がより求められています。そして、元々低賃金、長時間労働であった運転手の減少が、公共交通の維持確保の難しさに拍車をかけていると言われております。2024年の4月には、運転者の改善基準告示が施行されることもあり、2024問題と言われておりますが、運転者の確保も大きな課題と言われております。

2番目の質問になります。富士川町の公共交通には、どのような課題があるとお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長、長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現在町の公共交通機関としては、山梨交通の路線バス、JR東海身延線の鉄道、町内3社が運行するタクシーおよび町が運行している。コミュニティバス、ホリデーバス、デマンド交通などがあります。また周辺交通として小中学生の通学のためのスクールバスや、峡南地域医療センターの富士川病院と、市川三郷病院を結ぶシャトルバス、ファミリーサポート富士川や社協のちょこっとさんといった、有償ボランティアによる移動支援があります。こうした周辺交通を含めた公共交通の課題としましては、生活様式の変化や人口減少に伴う各公共交通機関の利用者の減少が挙げられます。利用者の減少は、減便や稼働車両の削減に繋がり、持続可能なサービスの提供が困難になっていきます。そのような中で高齢化が進み、運転免許の返納などにより増加していく交通弱者の移動手段としての公共交通の重要性が高まることが予想されることから、これらの公共交通市公共交通の資源をどのように維持し、町民の移動手段として確保していくかが課題となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

利用者は減少していくけれども、公共交通の需要は高まるということだと思います。富士川町の令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価を見させていただきましてところ、利用目標には到達しなかったということが書かれておりました。それを解決するための策として、定時定路線は運行時間や便数を検討する。他に広報誌やチラシなどによる周知を行うという、いったようなことが書いてありました。

再質問になります。課題を解決するために、具体的にどのような策を考えているでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。利用者の減少に対しては、町民に対して公共交通の利用を呼びかけることで、利用の促進を図って参ります。交通弱者への移動手段については、現在取り組んでおりますデマンド交通を維持しつつ、新しい技術を積極的に取り入れる中で、効率化や利便性の向上を図っていきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

やはりここでも公共交通の利用を呼び掛けて利用促進を図っていくということが一番大切というお答えだったと思います。

再質問になります。新しい技術とは具体的にどのような技術になるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。ここで言う新しい技術につきましては、自動運転を考えております。昨年は富士吉田市に試乗に伺いましたが、茨城県境町のような先進事例を研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

自動運転私も試乗させていただきました。しかし、まだまだもう少し実用には時間がかかるということもあります。

そこで再質問ですデマンドのバスの予約なんですけれども、こちらをインターネット上でできるようにするなどの施策はいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。インターネットを用いての利用の予約ということですが、まだまだインターネットという技術の浸透がまだ図られていないと考えておりますので、今後についてはそういった手法も考えていきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

高齢者の方が多く使用されるため電話の方が便利というのは理解できますけれども、だんだんインターネットに親しんでくる高齢者の方も増えておりますので、ぜひ将来的には導入も必要かと思っておりますので、考えていただければと思います。

再質問になります。高校生ですね、特に山間地域の高校生が電車やコミュニティバスに乗り継げないという課題も聞いております。こちらについての対策は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。通学の足としての交通機関としては、路線バスや鉄道を想定しております。鉄道への接続としてコミュニティバスを運行しており、補完する交通と

してデマンド交通、定時定路線を御用意しておりますが、限られた資源の中で全ての需要を現在満たしていないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

公共交通のコアターゲットは3K、Kはローマ字のK、なんですけれども、とも言われておりましてそのKの一つ目は子どもで主に高校生でもう一つのKが高齢者で、最後のKが観光客とも言われております。自力で高校通学ができない地域は15歳で人口が流出しやすいと言われております。子どもが自由に動けるということは地域存続のためにとっても大切なことですし、子どもが冒険心を持っていろいろなところに行きたいという気持ちをサポートする町であってほしいと私は思っております。

ここでちょっと一例を挙げさせていただきます。瀬戸内海の小豆島に小豆島オーリーブバスというのがあります。ここは二つの町がありまして、一つの町はそれぞれ、富士川町くらいの規模になります。バスは二つの町で共同運行しています。小豆島オーリーブバスは、高齢者を総合病院へ行きやすく、高校生は島で一つの高校に行く、観光客は瀬戸内芸術祭に来る方をターゲットに目標を絞って改善したところ、乗客数は、なんと2.1倍になりました。バスの料金はかなり安く設定しておりまして、利益を生み出すということを目指していませんけれども、高校生が自転車で通学した場合とバスに乗ったときの安全面、つまり交通事故のリスクを比較して、島のどこに住んでいてもバスで通えるようにしたと聞きました。自転車、原付バイクで通学したい子にはその意思をもちろん尊重してあげたいと考えますが、公共交通がないため怖いけれど自転車や原付バイクで通学しないといけない子どもがいることは、考えていただきたいと思います。しかしながらですね、便数が調整できないという現実も理解できますので、便数が調整できないのであれば、待合スペースを居心地の良いものに工夫するという手段もあるかと思えます。例えば快適な公共施設の中で、保護者のお迎えを勉強しながら、安全かつ快適に持てるようにしてもらおうというようなことです。

そこで再質問になりますがこのような待合スペースの充実についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。待合室として活用できる施設として、役場町民ギャラリーや町立図書館、町民会館については、開館時間内にご利用いただくことが可能でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれどもその三つの施設はですねフリーWi-Fiも使えるということで、非常にやっぱ高校生にとっては魅力がある建物だと思います。そういった使い方を、こ

ういう方法で、ここに来てここで待ってますという形を、広報してもらうことは可能でしょうか。例えば役場や図書館でしたら、コミュニティバスを利用すれば駅から直結でその場所まで来ることができますので、そのような広報の仕方は可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。利用者が利用しやすいように、そういったこと情報を得やすい環境というのは必要だと考えております。今後につきましては、広報誌等で情報発信できるように検討して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。もう一点ですね、鯉沢口駅前についてです。ここはこの駅は特急も停まる駅ですが待合スペースが非常に寂しい、観光客への案内もない駅になっています。高校生だけでなく、観光客への情報提供と、またこの駅を降りたときに旅行が始まるっていうわくわくとした高揚感を高めるためにも、ちょっとずつ改善していただきたいと思っておりますけれども、待合室の改善や観光客への情報掲示については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。鯉沢口の駅舎を活用していただければと考えておりますが、インフォメーションについては、駅舎の掲示スペースの利用についてご協力いただけるよう、JR東海に働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひよろしくお願ひいたします。では、3番の質問になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん、質問の途中ですがここで暫時休憩といたします。
なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

では3番の質問からさせていただきます。先ほど、利用者の減少という課題に対して利用を促進していくという答弁をいただきました。12月に行われました公共交通のアンケート結果を見させていただきましたところ、「興味はある」、「乗ってみたいが、乗り方がわからない」という意見が、デマンドバスを利用していない人へのアンケートの自由記述では23回答中3個で、自由記述アンケートでホリデーバスについては23回答中6、同じく自由記述でコミュニティバスについては19項中3個ありました。これらの方々は、興味はあるけれども、よくわからないためにこの公共交通に乗れないという方です。公共交通は、不便なのではなくて不安だとも言われます。公共交通は乗り方が難しい。そして初めて乗るときは、料金はいくらなのか、いつ支払いをすればいいのか、目的地にちゃんと行ってくれるのか、降りるときはどう降りるのかと、確かに不安だらけではあります。公共交通の利用促進のためにどのような周知方法を考えているか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。町の各公共交通を維持していく上で、その利用の促進は重要な課題であると認識しております。

こうしたことから、町では、広報紙を通じてこれらの公共交通機関の特徴や利用の方法の周知を行うことで、利用促進を図っていきたくと考えております。その手順として初めに、3月25日配布の広報ふじかわ4月号で、路線バスについて紹介することとしております。その後、定期的にその他の交通機関についても御紹介するとともに、掲載後は同様の内容をホームページで公開していきたくと考えております。

また、毎年県が主催する山梨公共交通フェスティバルに参加し、県内の公共交通機関や、自治体と一緒に公共交通のPRに努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。これからやっていただけるということで、大変ありがたく思っております。前回の地域公共交通活性化協議会を傍聴させてもらったときに、山梨県の職員の方だったと思うんですけども、ある地域では非常に乗車する方が多く、理由を聞いてみたら保護者やおばあちゃんたちに、お子さんやお孫さんがこういう乗り方ができますと、伝えていると言っていたと記憶しております。実際に乗ってもらいたいターゲットにまず乗ってもらう工夫として、町政バスの一部を公共交通にして乗ってもらう、また各地区で試乗体験会をする子どもの絵をホリデーバスなどに掲載して、保護者や祖父母に乗ってもらうなどのアイデアがあると思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。町政バスを実施している政策秘書課と連携していく中で、行程に組み込めるか検討して参ります。

また、試乗体験につきましては、路線バスを運行している山梨交通が、バス出前事業を行っているため活用できればと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問ですけれども、最後絵を飾るとかということについては可能なかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

これにつきましても、町政バスを実施している政策秘書課と協議をする中で進めて参ります。また別の公共交通機関につきましても、主体の団体と協議をして参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますが、例えばですねデマンド交通のバスをゆずにゃんなどのラッピングバスにするという考えについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。デマンド交通の車両につきましては、各タクシー会社の所有となっているため、各社の協力が必要とはなりますが、費用対効果も考慮する中で、公共交通の周知の方法の一つとして検討して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

なかなか経済の状況とかいろいろ暗いことが多いので、ぜひ明るくなるようなことに予算を使っていたきたいなと思うんですけれども、費用対効果というお話がありましたが、こういったことは町の皆さんが頭を悩ませて予算を作るのではなくて、できればクラウドファンディングですとか町民の方から本当に100円からでも募金をするといった形でやっていただいて、みんなのバスであるってことをまた高めていただければなというふうに思います。

再質問になります。広報紙に掲載後、ホームページに掲載予定と先ほど答弁をいただきました。動画で予約の仕方、乗り方から降りるまでを掲載する。また併せて、ちょっとキャンセルの方が多いというようなお話も聞いたので、キャンセル時には連絡するなど、マナーを

守ってもらおうよう周知するなど、こういった動画を使ってわかりやすく掲載するというようなアイデアについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。利用の方法については、動画も含め、どのような周知方法が効果的であるか、研究を進めつつ、周知に努めて参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。またホリデーバスについてですけれども、ホームページの観光のページを見ますと、富士川町への電車のアクセスが、鰯沢口駅までの案内で止まっております。そこからどのように行くのかも書いていただければと思いますし、また大柳川溪谷のページに飛びますと、駅からタクシーという形でのみ表示になっております。例えば、これ何線のどこの駅で降りるのかですとか、あとあのタクシーで行くと非常に高額なんですけど、ホリデーバスですと200円ですので、そういった紹介もしていただけると良いと思います。

またホリデーバスで周遊ツアーみたいなものを組んで掲載、広報するのも一つの方法かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。産業振興課と連携する中で周遊プランの作成や、周知が可能かについて、検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれどももう一点ちょっとアイデアということで、このような公共交通の使い方を広く町民から募集するというのも一つの案かなと思っております。私も今回の一般質問で調べるまで知らなかったのですけれども、旧増穂エリアにあるこの富士川町役場から、旧鰯沢地区にある図書館へデマンドバスで行けるということは、私も知らなかったんですね。先ほどのアンケートには、電車とホリデーバスを乗り継いでかじかの湯に行くってということも書いてありましたので、再質問になりますが、町民から広く募って便利な乗り方を広報などに掲載していくという考えはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。今後広報紙やホームページへの掲載をしていく中で、掲載内容として検討して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

いろいろとアイデアを述べさせていただきましたが、このアイデアは私1人のものではなくて、やっぱり様々な方と話し合いをすることから生まれてきたものです。また東京都武蔵野市のムーバス、これはコミュニティバスの走りと言われておりますが、そのバスの大成功で各地に広まったんですけれども、そこの元々ムーバスの立ち上げまでは何度も市民の方、事業者の方、武蔵野市が協議をしたと聞いております。そこで、人口が多くて狭い道路が多い、武蔵野市にぴったりのバスという形で大活躍することになったと聞いております。まず、住民の声を聞くことが成功の一步かと思っております。そこで4の質問になりますが、利用者の声をより反映するために、地域公共交通活性化協議会の委員を公募する考えはあるでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現在協議会の委員につきましては、利用者の代表として、中山間地の区長に委嘱しております。またデマンド交通については、毎年利用者アンケートを実施することで、利用者ニーズの把握に努めております。現在協議会では、地域公共交通計画の策定を行っており、協議の継続性を維持する必要があることから、直ちに委員の構成を変更することは考えておりませんが、計画策定後につきましては、さらに利用者の声を反映するために、委員の公募についても検討して参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

公共交通計画も新しくできますので、さらに町民の方と一緒に作り上げ、実行する計画、また共同で富士川町らしい公共交通を作ってほしいと思います。もう一つ再質問なんですけれども、やっぱり若い方とちょっとグループ討議をしたときに、非常に斬新で面白いアイデアをたくさんいただきました。そこで公共交通に関しても高齢者の方や保護者の方、高校生との意見交換会ができないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現在、公共交通で意見交換会を行う予定はありませんが、これまで町では、ホットミーティングやまちづくりワークショップ、若者模擬議会など町民の意見を伺う機会を作って参りました。今後も同様の機会が実施される際には、積極的にご参加いただけたらと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

今回の公共交通計画で、町民がより便利で使ってみたくなるような公共交通計画ができることを期待しております。前の文でも述べましたけれどもお出かけは楽しいものです。お出かけして楽しければ、また次も行きたいと思えますし、出かけることで健康にもなります。人を運ぶ物を運ぶ以外にも楽しさの視点をぜひ公共交通計画に取り入れていただいで、たくさんの方が利用してくだされば嬉しいと思えます。

ではですね、大きな質問、2番の方の質問に移らせていただきます。先日町長の対話集会がありました。令和5年度ももう終わろうとしております。町長が力を入れていくとおっしゃった子育て支援策について質問をさせていただきます。パネルでは対話集会で取り上げられました子育て政策について掲載しております。タブレットは2ページ目をご覧ください。では、1番の質問ですこれまで取り組んできた町の子育て支援策について、その成果と課題について伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、子育て支援策として、医療費の無料化、保育料の無償化、学用品のリユース、病後児保育の提供といった取り組みを行って参りました。これらの取り組みにより、子育てしやすく、また、切れ目のない環境を整えていくことができたかと考えております。しかしながら、給食費の無償化につきましては、引き続きの課題となって残っております。今後、町としては、この課題に対応するため、必要な予算の確保や見直しを行っていく予定であります。

こうしたことから、子育て支援策の更なる充実を目指し、住民の皆様が安心して子育てができる環境を整えて参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますが、給食費の無償化が課題であるということは、町としては無償化について、早急に取り組んでいきたいというような解釈かなと受け取りました。予算の確保や見直しと言われましたが、現在無償化が実現されないという理由は何か、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。給食費は、ご承知のとおり保育所、小中学校ともにその一部は無償化となっておりますので、既に減額免除されている金額がございますが、その他に数値といたしましては、今後見込むべき数字として、今定例会に提出している、歳入予算の数字から計算を試みますと、13款の分担金の中に保育所の保護者の負担金として

1億1500万円ほど。また同じく、分担金の中に小中学校分として4250万円ほどが計上されております。ここからおおよそ小中学校の教職分の1割を減じたとしても、あわせて5000万円程度と考えられますので、このような財源が必要かと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

では、(2)の質問に移らせていただきます。男性の育児休業は、子どもと家族にとって良いというだけではなく、少子化問題の解決策の一つとも言われております。父親が育児休業を取得した家庭は、第2子以降出産率が高い。さらにですね東京大学の山口教授の家族の幸せの経済学という本によりますと、父親が育児休業を取得した場合、なぜか16歳のときの子どもの偏差値が1上がるとも言われております。日本の育児休業は非常に整っていると言われております。が、日本ではなかなか男性の育児休業の取得率が上がらないのが現状です。富士川町での取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町では、役場の男性職員の育児休業を推進するため、配偶者の出産を控えている男性職員への育児休業等の取得の呼びかけや、制度の周知、意識啓発などを行い、育児休業等を取得しやすい環境の整備を進めているところであります。

また、男性職員の配偶者出産休暇および育児参加休暇については、町で策定しております特定事業主行動計画において令和8年度までに、取得割合を80%以上にすることを目標としており、令和4年度および令和5年度については、100%の取得率となっております。

今後は長期の育児休業等についても、積極的な活用を推進して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。先ほど課長がおっしゃいました長期の育児休業ですね、こちらが進まない理由についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。男性の育児休業取得が進まない要因につきましては、長期の育児休業については、自身の業務に支障をきたすことや、職場の課員へ迷惑をかけてしまうこと、また休業期間中の収入が減少することなどが、取得が進まない要因の一つではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それらの問題がある中で再質問になりますが、意識啓発などの取得しやすい環境の整備というのは具体的にどのような整備を行うのか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。配偶者の出産を控えている男性職員への育児休業等の取得の呼びかけや、制度の周知などの意識啓発を行っております。今後は、育児休業取得に向けた管理職と本人の面談や、男性の育児休業の取得は当たり前というような雰囲気作りを行うなど、育児休業の取得しやすい環境の整備を行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ノルウェーは男性の長期の育児休業取得率が非常に高い国で有名であります。それなりに合計特殊出生率も上がってきたのですけれども、やはりノルウェーでも初め男性が取得するということが非常に不安があったと聞いております。日本でも1人ずつ増えていけば、その一歩を確実に踏み出していいただければと思っております。

またあのですね、他の県で言われている福井県などで結構男性が育児休業の取得をしているのですけれども福井県の場合ちょっと課題が挙がっておりまして、男性が取得した場合、育児を相談する場所が、女性がほとんどですので、ないと社会で孤立しやすいということも挙げられております。ぜひ育児休業、育児休業取得後のフォローなどもぜひ考慮していただければと思います。

また民間の方や自営業の方は、やっぱどうしても取りたくても取りづらい取れないという現状もあると思いますので、またぜひ役場の方から推進していただければと思います。では3番の質問に移らせていただきます。他市町村では、子育てや子ども向けのイベントがあり非常に楽しかったという声や、富士川町でもぜひやってほしいという声を聞きます。それらのイベントでは保護者が子どもを遊ばせながら自ら出展できたり、またいろいろな人と出会えたり、また久しぶりにそのお母さんたちがお金を稼ぐことができたりなど、社会と接する楽しさを挙げる声も聞かれます。子育て世帯の繋がりを強める居場所作りやイベントの実施などを町民と協働して行う子育て支援事業について、町は取り組んでいく考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。町では、児童センターの子育て広場を中心に、子育て世代が気軽に集まれる居場所作りとして、子どもたちが自由に遊べる場所や、保護者が情報交換を行える場所を設けております。

また、愛育会をはじめ富士川町社会福祉協議会の協力のもと、子どもが楽しめる企画や、親子と一緒に参加するイベントを実施しております。今後、こうしたイベントに対しまして、地域の皆様に企画や運営、また出展していただくことによって、町民同士の交流が深まり、子育て世帯への理解と支援の広がりにつながると考えております。

こうしたことから、子育てしやすい環境作りを推進するとともに、子育て世帯が安心して暮らせるまちの実現に努めて参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ありがとうございます様々なことが無償になる経済支援も、もちろんベースとして非常に必要なんですけれども経済支援の競争が市町村間で激化している今、それだけでは富士川町が子育てしやすい町、住み続けたい町にはなかなかいかないのかなというふうに考えております。お母さんたちと話してみても、多くの方が求めていることは人との繋がりであったり、社会との繋がりであったり、また小さい子がいても企業などにチャレンジしてみたいというそういった思いが、実現できるということであったりっていうのを感じました。奇跡の出生率を記録しました奈義町なんですけれども奈義町の出生率は2.95ですね富士川町は1.35ぐらいなんですけれども、その奈義町のお話で、やはり職員さんが無償のサービスだけでは、1人は産んでも2人3人産むことには繋がらない。やっぱりここで安心して子育てができるという安心感。それには町民同士が核になって繋がっていく必要があるとおっしゃってました。お母さんたちお父さんたちがお客さんではなくて、主役になってお互いに助け合うような子育て支援を、もう町がお手伝いするという形がベストなのではないかなというふうに感じております。新しいことを立ち上げるのはなかなか苦労が多いと思いますけれども、富士川町の子育て支援もだんだんと土台が整いまして、また町民が主役になる新しいステージに進んでいただきたいと思っております。

では4番目の質問に移らせていただきます。町の子育て支援策として、対話集会で、パネルに掲示したものが挙げられました。既に実行しているものを上に書かせていただきました。おそらくこれから実行していくものを下に書かせていただきました。これらの政策をなぜ進めるのか、子育て支援NO.1のまちとして町が、最終的に何を目標しているのかについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、子育て支援策としてこのパネルにあるようにですね医療費の無償化、保育料の無償化などの経済支援や子育て世帯が集まれる居場所作りなどのサポートを実施して参りました。今後はですね、今定例会にも予算上をさせてい

ただいております産後ママの応援事業、また在宅育児を行う家庭への応援金、これはこの表によると在宅児童応援オムツ助成という部分ですね、ここを予算計上させていただいております。

またこれから目指すものとしてですねパネルにあるとおりですね、学童環境の充実、働く環境の拡充、給食費の無償化などの実現が目標であります。こうした事業の実現のため財源の確保と、創意工夫を凝らした解決策を探求し、子育て支援の充実を図って参りたいと考えております。

また先ほど議員がですね事例に出されました奈義町、その先進事例をですね、私もしっかりと勉強しながら、まだまだですねそのレベルには行ってませんが、その一つのモデルとしてですね目標としてですねわが町富士川町もですね、子育て支援で本当にNO. 1になるトップレベルになる。そして合計特殊出生率もですね上がっていく、こういうまちをつくることによって将来的に持続可能なまちが実現できるというふうに、考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

町長から答弁ありがとうございました。ちょっと再質問なんですけれども、先ほど答弁でおっしゃっていただきました学童環境の充実、あと働く環境の拡充について、もう少し具体的にお話できればぜひ説明の方お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今質問のありました学童環境の充実と働く環境の充実ということでございます。学童環境の充実というのはですね、やはり学童保育ですね、学童に預けたいけど預けられないとかちょっと時間的な制約とかがあるという部分ですね、そういった町民のニーズをですねできる限り把握して、全員がですね学童環境を受けられるようなそういう環境を作っていくという目標を掲げ、またですねこの働く環境充実という部分なんです、これは奈義町でも実施している部分なんです、実は子育て中のお母さん方時間がちょっと空くと、1時間2時間空くと、ここで働く何かですね収入を得るようなことができないかということを考えていたところを、奈義町ではですね例えば、職員がやっている袋詰めの作業とかですね、例えば本当に職員でなくてできるような軽微な作業とかですね、様々な町内にはですね様々なそういった軽微な作業という部分があるので、そこをですね集約させてそして手の空いているお母さん方、またね、手の空いてる方々にですね、ちょっとお手伝いをしてもらって収入を得てもらおうというようなこういう仕組みをですね、奈義町ではやってるということをお聞きしております。こういった部分を研究しながらですね、またどういふふうに進めていいかということですね、また議員各位皆さん方とですね協議しながらですね、一步一步実現に向けていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

答弁ありがとうございます。私もですねちょっと最近新聞で岐阜市が、やっぱり障害のある方ですとか、あとちょっと病気があって長く働けないっていう方たちにそういう短時間雇用で図書館の本を乱れた本棚を綺麗に並べる仕事などを行っているっていうのを記事で読みましたので、ぜひ需要はあると思いますし、また1番の質問で公共交通について質問させていただいたのですがドライバーさんが非常に不足していくっていうところで1時間でも2時間でも、そういった女性の方が運転するっていうのも一つのアイデアかなというふうに思っております。

ではですね、5番の質問です。先ほどちょっとお答えもいただいたかと思うのですが、新年度から新たに取り組む子育て政策について、もう少し詳しく伺いできればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では二つの新しい支援策を、令和6年度当初予算に計上したところであります。まずは在宅育児応援金支援事業であります。これは満3歳までの未就園児を家庭で育てる保護者への経済的支援として、育児にかかる費用負担を軽減するため、月2000円を支給するものであります。次の支援といたしまして、産後6か月までの産婦さんにお弁当を提供する産後ママ応援事業であります。産後の体力回復を図り、子育ての不安や悩みを解消し、さらに地域の方々との繋がりを深めることも目的としております。以上が新年度から新たに取り組む子育て支援策でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

もう一つですね再質問になるのですが、3月定例会の町長の所信表明で、国際交流を積極的に行い、次世代を担う若者国際感覚を高めるための政策を展開するというお話があったかと思うのですがこれについてももしお聞かせ願えればお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。私も就任当初からですね、この我が町の子どもたちの国際感覚、そしてですね英語力の向上という部分ですねそういったところを視点にですね、より一層国際交流を深めていきたいということで活動してきたところでございます。様々な部分でですね実は水面下でチャレンジをしておりました。実現したのはですね、ウィーンの交響楽団の方々に来ていただいたウィーンとの交流ですね、それとですね個人的にはですね実はですねニュージーランドの大使館にも伺ったりとかですね、そしてですねフィリピンの

大使館の方にも伺ったりしながらですね、国際交流の機運をどうやって高めていこうかということを考えていたところまででございます。民間の方々にもお願いしていろいろと繋がりを持たせていただきました。ニュージーランドについてはですね、そのブドウ農園の方々、向こうでブドウも栽培している日本でも栽培しているの方々をお願いして、民間レベルでの交流を探りました。

また、フィリピンについてはですね実はですね語学交流という部分がですね、非常にですね、活発に行われていると、日本とフィリピンのはですねそんな中でですね民間の方々のその伝えをたどってですね、実はラプラプ市というところにですね、訪問することが実現ができたということでございます。その中でラプラプ市のはですねチャン市長という市長の方と、お会いすることがですね実は急遽実現することができましてですね、そこでですね子どもたちの国際交流を中心にですね、語学の向上をですね、そういったことを仕掛けていきたいなというふうに思っているところです。まだ発表できる部分はですねここまでであります。順次ですね、準備ができ次第町民の皆様また議会の皆様に、この経過をですねご報告をしていきたいなというふうに思っております。その根本といいますか考えの根本はですね、皆さんも視察に行かれたと思います酒井町ですね、酒井町もフィリピンと姉妹都市提携を結んでおりまして、そこで酒井町の目標はですね社会に説法皆さん研修に行かれましたんで、高校卒業までにですね英検2級を全員取らせるっていうね、いう目標を掲げた町でございます。ですからですね、同じような形ですねわが町も英語力を高めていくということ。またですね、うちの町の姉妹都市である大洗ですね、大洗についてもですね実はラプラプ市とですね、姉妹都市提携を結んでALTを派遣してですね、そしてですね英語力をすごく高めているというようなことが実施されているところでございます。私もですね幼少の頃ブラジルの旧増穂町ブラジルの方々とはですね実は交流がありました。そのときに私はサッカーをやっていてですね、非常に本当にブラジルの本場のサッカー少年とですね、サッカーをすることによって国際感覚というか世界は本当にテレビで見た中じゃなくてですね、本当に動いているんだと実際にこういう方々が活動してるんだという視野が広がったという思いがあります。我々のこの富士川町のはですね、後世の子どもたちにもですね、ぜひそういった国際感覚を磨いていただいて世界に羽ばたくような人材を作っていきたい、そのための礎を築いていきたいというふうに思ってるところでございます。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

コロナでしばらくやっぱり国際交流などもちょっとストップしておりまして、子どもたちもだいぶうちにこもりがちっていうのは私も心配しておりましたので、ぜひこの策が本当に成功してたくさん子どもたちが海外に興味を持ったり、実際に行けたりすると良いなというふうに思っております。有名な明石市の元市長、泉氏ですけれども、この方は子育て支援策というのは未来への政策だと語っております。その結果明石市も人口が増え、市の税金も増えました。そこで高齢者にもお金を回すことができましたというふうに語っております。そのそれが非常に有名なんですけれども、この泉氏は、その他にも図書館の開発などに力を

入れたり、あと養育費や面会交流の取り決めに記入する書類を、離婚届と一緒に配布するこれ法的な根拠はないんですけれども、そういったことでお子さんやお母さんたちが有利になるようにするということですね。あとコロナ化で非常に打撃を受けた貧困世帯に就学金として所得制限なしで、入学準備金30万円を給付型で行ったことなど、やはり子どもファーストの政策も行ったということも、非常に有名であります。ぜひですね富士川町でもどんな家庭に生まれても、やっぱり夢と希望を持って成長できる子どもファーストの施策、これとともにお母さんたちを支える子育て支援策にぜひ取り組んでいただきたいと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告5番 6番 秋山仁君の一般質問を行います。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それでは通告に従いまして質問させていただきます。今回はですね消防団員の確保についてということでありまして。今年ですね1月1日に能登半島地震がですね、午後4時10分ですか発生しですね震度5から7で、石川県、新潟県、富山県福井県などが甚大な被害がありました。この地震の発生時はですねこのようなことがありました。災害被災地に向かうためにですね自宅で制服に着替えていた現役消防団員がですね、倒壊した下敷きになり、着替えた制服の状態で見つかったことの報道がありました。こういうふうなときにですねやはりいち早く現場などにですね駆けつける消防団員の役割は非常に重要であります。全国どの地域でもですね火事や災害時の頼りになる消防団ですが、団員確保が近年非常に問題になっています。先ほどのですね亡くなられた消防団員も、自分たちの町は自分たちで守るという強い精神で責務を全うしたのだと思います。本町も九つの分団があり、定数270人ですが、実団員が218名、機能別ですね現場に駆けつける団員ですねこの方が19名で、33名の団員不足が生じております。

そこで質問ですが（1）です。消防団員確保に向けた、本町の取り組みの現況を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。消防団は、自らの地域は自らから守るという精神に基づく地域住民を中心とした組織であり、地域の安全安心を確保するためには、団員確保は重要な課題であると考えております。本町では、団員の負担軽減を図るため、団員の声を反映した諸行事の見直し、また団員確保を図るため、町内の事業所、店舗などの支援により、団員および団員の家族に対し、優遇措置を講ずる、消防団、消防団員サポート事業や、火災および緊急時の災害時のみ、出動する機能別消防団員制度、女性消防団員制度の創設などの確

保対策を行っております。その他、町では、山梨県消防保安課および甲斐市と消防団員確保対策について調査研究を行っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

以前に聞いたときにですね、上席の役職をやった方がですね、また下の団員からというふうなことでこれは団員不足だからというようなことの地域柄が結構あるようだと思いますけれども、やはりうちでも本町でもやっていますけれども、諸行事の見直し、こういったものも取り組んでますけれども、やはり女性消防団ですねこの方たちにも、制度の対策なんかもですね、いろいろやってるようなんですけれども、なかなか厳しいように思われます。（2）ですけれども、本町にはですね機能別団員制度がありますけれども、現状19名が在籍ということで聞いております。特にですね、山間地を中心に活動しています。状況を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします現在、機能別団員につきましては、第5分団に3名、第6分団に9名、第8分団に2名、第9軍団に5名の計19名が登録されております。活動としましては、発生した火災や緊急時の各種災害時のみ出動していただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

やはり団員不足が生じてきますとやはり、このような制度の機能別団員制度ですかね、現場に向かう消防の方ですかね、現場のみということだと思えるんですけども、今後このような人が主流になるかなと思われます。（3）ですけれども消防団にですね入団するのにですね、魅力を感じるような団員ですね、優遇措置がある現状を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。町では団員確保対策や、消防団員が活動に際し、魅力を感じていただくよう消防団員サポート事業を通じて消防団員に対する優遇措置を設けております。この事業は、消防団員が団員証や専用のカードを提示することで、団員とその家族を含め割引等のサービスを受けることができます。現在山梨県の加盟店が21事業所、富士川町の加盟店が27事業所であります。この加盟店には、消防団員サポート事業の看板が掲げられており、サービスが受けられるか、容易に確認ができます。

また、令和4年度には、このサポート事業について、峡南5町で相互利用の協定を締結しており、峡南地区の他町の加盟店についても利用が可能となっております。その他、準中型

自動車免許を必要とする消防団員に対して、免許取得費補助金を交付する助成も行っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

いろいろ優遇制度を設けてるようですけども、結構この優遇制度をですね、知らないと言いますか、家族も含めてですね団員も結構いるかなというふうに思われるんですよ。やはり4年度ですが峡南5町で、相互利用協定これを結んだということなんですけども、やはり町内27事業所があるとは言いつつもですね、やはりもっと利用頻度を上げるようなですねことをですね今後課題として考えなければならないじゃないかなというふうに思われます。

次に4番ですけども、(4)ですね、町民にですね、消防団の活動をですね理解してもらうような広報活動が、必要だと思います。現状を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。消防団活動に関する広報につきましては、公式LINEも含め、現在、団員任命式、春季秋季、火災予防運動に伴う防火パレード、出初式および団員募集について周知しているところでございます。このうち団員募集の掲載記事の中では、消防団の活動内容についてもより知ってもらうために、今後も引き続き周知して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

消防団のこの活動ですね、これがやはりどうしても私も消防も、30数年前に入りましたけども、非常に理解と周知を的に絞ってということですけど非常に難しい部分がありますから、やっぱりこれは当局でも、当局ばっかじゃないですけどもやはり今後の課題だというふうに思われます。(5)の質問に入りたいと思います。団員確保の方策として地元事業者事業所へのですね、働き方が最良だというふうに考えるですけども、その辺を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。消防団員は、その多くがサラリーマンであるため勤務先の理解と協力については、団員確保対策として重要視しております。この勤務先につきましては、団員1人1人につき、富士川町消防団活動に対する消防団員の協力方についてという依頼文を、町長および消防団長の連名で、勤務先宛に発出しており活動や緊急出動への理解と協力を努めております。

また、町内事業所につきましては、平成27年に富士川町消防団協力事業所表示制度を設け、団員確保に積極的に協力していただける事業所に、協力事業所表示証を交付してござい

す。近年では、団員の勤務先の多様化により、町外の事業所が多くなっておりませんが、当該事業所の協力なくして団員確保対策が進まないことから、今後とも積極的に働きかけて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

町長消防団長名です文書の発出をしているということなんですけども、文書もですけどもやはり事業所へですね、定期的な訪問をするとかですね、本町に入居っているのか、入ってくる事業所ですね直接面談をするっていうことがやはり必要かなというふうに私としては思います。やはり文書だけではどうなのかなというふうにちょっと思うんですけども、6番の質問に入りたいと思います。若年層などをですね対象とした研修交流会などの実施が有効だと思いますが伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。消防団員は、日頃の訓練や親睦活動を通じて、団員相互の繋がりや信頼関係を築くことが重要であると理解しております。今後は、さらに若年層の団員のニーズを把握し、上がってきた意見を参考に、必要とする研修や交流の機会を積極的に設けて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

交流の場、消防団員ですね、規律正しい礼式とかこういうのはですね、町民の方も非常に重要といたしますか、大事なことかなというふうに思われますもんでね、積極的にこういうふうな交流などはやっぱり当局中心にやっぱりすべきかなというふうに思われます。7番に移りたいと思います。次世代ですね団員育成の一環として、小学生から高校生に、地域の防災訓練や体験入団を通じて、理解してもらうことが重要であると考えますが伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。消防団員の確保活動につきましては、これまでは、新社会人やUターンやIターンなどで富士川町に居住する若手人材の情報をもとに、各消防団の勧誘活動を主として行って参りましたが、将来的な団員予備軍である、町内の児童生徒に様々な活動や体験の場を提供していくことも重要であります。町では、そうした将来人材の育成としまして、先日、小学生消防車体験会を開催しました。これは春の火災予防運動の初日の消防団防火パレードに、3年生以上の小学生の親子を招き、乗車体験と火災予防の啓発活動を体験してもらうものです。

また今月16日には、児童センターにおいて、避難所体験会の中で消火器の使用体験を、
峡南消防本部の指導で行います。このように、幼少期の体験を、故郷を守るという次世代の
団員育成と確保対策に結びつけて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

小学生のですねやはり消防車の体験ですかね体験会っていうんですかね、これは県内あま
りやってるところはないのかなというふうに思われます。小さい頃の体験というのは今後の
団員確保にはですね、非常に期待したいと思っております。

次に、8番の質問に入りたいと思います。団員確保にですね、地域の協議会の設立が必要
と思いますが考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。消防団員の確保対策は、現在、山梨県を挙げて取り組
むべき大きな課題であります。このため、山梨県では、消防保安課が中心となり、県内の団
員確保対策のモデル地区として、甲斐市とともに、富士川町が選出されました。現在、この
3者において、他県の事例研究やアンケート聴取による本県の課題等の洗い出しに取りかか
るところでございます。

こうしたことから、この活動により一定の方向が示された場合は、協議会の設置も団員確
保のための選択肢として参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

財源確保のですねモデルの町として富士川町と甲斐市ということが選定されていることな
んですけれども、私の地元の第1分団最勝寺と大久保、天神中條なんですけれども、ある主要の
ですね、役員にですね、やはり地元からその協議会というふうな言い回しでもなくでもす
ね委員会でもいいんですけれども、そういうものを設置したらどうなんでしょう、そして団員
確保というようなことをですね、話したんですけれども、やはりそうでもしないと団員確保と
いうのは非常に厳しいかなというふうに私としては、思っております。（9）の質問に入り
たいと思います。この3月議会でもですね消防団の処遇改善、これが上程されておりますけ
ども、年額報酬と出勤手当ですねその他もありますけれども、今回は特にですね下の団員の
下級の団員というんですかね、そういう方の処遇を厚くしたということなんですけれどもその辺
を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。消防団員には階級に応じて支払われる年間報酬と災害警戒訓練等の職務に従事する場合に支払われる出動手当を支給しております。消防団員の処遇改善につきましては、消防団員の安定した確保を図るために、今議会に富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償の額について、所要の改正を行う条例を提出し、団員の処遇改善を図って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

今回の議会に上程されてますけども、標準年額が3万6500円ということで理解してるわけですけども、やはり今回上程された金額では、まだまだ隔たりがあるといいますか、標準の金額にはあると思うんですけども、やはり計画的にですね処遇改善というなことをしなきゃならんと思うんですけども、ここ再質問でお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。消防団員の処遇改善につきましては、引き続き計画的に行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

これはやはり必ずっていいですか、やっぱすべきことだと思いますよ。町長お聞きしたいんですけども、消防団の団員確保、現状団員が非常に苦勞して団員確保しているというのが私の認識ではあるんですけども、町長として今後この団員確保をどのようにお考えか。

通告にない質問をしました。消防団はですね、職業を持った地域の住民がですね、自分たちの町は、自分たちで守るという郷土愛護の精神に基づき、崇高な気持ちで活動しております。団員確保には現役消防団員も、特にご苦勞があります。やはり地域でも、災害発生時、頼りになる消防団員確保を積極的に取り組むべきと考えます。本町では県からモデル地区になりましたが、一層対策を考えて入団しやすい消防団作り、処遇改善に力を注ぎ、また、町民の方々も、消防団確保にはですね地域の深い理解が大切であることを強く考えております。これをもちまして質問を終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告5番 6番 秋山仁君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時13分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告6番 8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

○8番議員（小林有紀子さん）

初めに、昨年9月1日に関東大震災から100年目を迎え、その4か月後の本年1月1日、最大震度7の激震に見舞われた能登半島地震。そして、昨日3.11は、東日本大震災から13年の月日が過ぎました。犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。石川県には、本町の職員の方が被災地での任務に当たられたと伺いました。大変な環境での任務に感謝でいっぱいです。ありがとうございました。石川県新潟県、富山県福井県の公明党の地方議員も自ら被災しながらも、発災直後から懸命に、被災者の窮状を打開するため奔走しています。1日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、災害に強いまちづくりについてお伺いをいたします。今回の能登半島地震の被災地では、家屋の倒壊、土砂災害、火災、津波、液状化、インフラの甚大な被害など、激震の爪痕はあまりにも深く、想像を絶するものでありました。高齢化が進む地域での発災で、230人以上が犠牲になりました。一時避難所に約1万人が身を寄せ、電気ガス水道などのライフラインが寸断され、凍てつく寒さに耐える過酷な避難所での生活を余儀なくされました。災害時に助かった命が、長期化する避難所生活により、災害関連死が増加することが深刻な課題です。避難所で命を守る対策が必要です。1番目の質問として、町では、長期の避難所生活などを原因とした災害関連死の対策について、どのように取り組む考えかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。避難生活における災害関連死につきましては、今般の能登半島地震においても懸念されていた課題であると考えております。町としては、トイレや清掃、消毒、あるいは健康管理に関する情報提供と行った衛生面での配慮、個々のスペース確保やカウンセラーの配置といった、心情面での配慮および栄養バランスのとれた食事の提供などの食の改善面での配慮などが考えられます。こうした様々な配慮や、地域の特性を生かした工夫等を通じて、避難所環境の整備や被災者支援を行い、2次的、3次的に発生するとされる関連死の対策に取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

答弁をいただいたことは、本当に言うのはたやすいですけれども、実際の災害を想定した状況での計画や訓練はどこまで行っているのか。本当に、実際には災害発生時の避難所開設ぐらいまでではないでしょうか長期の避難所生活はほとんど想定した訓練を行っていないのではないのかというふうに思っております。

再質問ですけれども、町が想定する長期の避難所生活とは、どれくらいの期間を想定しているのでしょうか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。具体的な期間は災害の種類や被害状況により大きく異なるため、決まった期間を定めてはおりません。おおむね数週間から数か月程度と考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

数週間から数か月ということですが、その想定で備えは盤石でしょうか。2016年の4月の熊本地震では、地震による直接の災害時の4倍以上が関連死であったそうです。発災直後は、混乱していますが、数週間や数か月の実際の避難所運営には、地域の被災した住民が携わることになります。支援物資の管理や配分、ゴミの処理や清掃といった役割は、被災者自身が分担することになります。避難所生活の中で、特に重要になるのは、衛生面の管理例えば、避難所のトイレは、電気も水も止まり、水も流せない状態になれば、トイレはそのままでは使えません。しかし、被災してすぐに水や食事は我慢できても、トイレは我慢できません。多くの方がすぐに利用してしまって、結局汚物が溢れた状態になってしまいます。また、多くの方が同じ空間で生活するため、避難所内でのコロナやインフルエンザ等の感染症が集団発生することもあります。病気や感染症の蔓延を防ぐため被災避難者の1人1人が衛生面に対する意識を持って行動することが大事になります。先ほどおっしゃられた、栄養のバランスのとれた食事の提供ということですが、本当に各避難所で提供されるのは、支援物資は非常食、インスタント食品は数日たてば、パンとかおにぎりとかってものをよく目にしますけれどもやっぱりこれまでの被災地の避難所から、そういうことが想定をされます。栄養が偏った食事やトイレに行きづらいとのストレスなどで体調を崩すことが大いに想定されます。今回の能登半島地震では被害の大きい珠洲市では、2か月以上経っても断水が続いて水が出ない、水が流せない、トイレの問題が本当に非常に深刻な状況です。

そこで2番目の質問としまして、大規模な災害発生後、避難所の既存トイレが使用できなくなるのが想定されます。阪神淡路大震災の震災被災者に一番困ったことは何かと、それはトイレの問題だと、トイレパニックという言葉が出るくらい、衛生面にも問題が出ました。東日本大震災のときには、仮設トイレが、避難所に行き渡るまでに4日以上かかったとのことです。災害大国日本。今後、南海トラフ地震が発生すれば、愛知県や静岡県などへの支援が先になり、山梨県は孤立しまうのではないかと不安を募る方もいらっしゃいます。支援が遅れることを考え、トイレの確保策は大変重要です。町として、災害時のトイレの確保についてどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。今般の能登半島地震においても、トイレの確保については、住民においては、想像を超える苦難であったと考えております。これを機に、全国の自治体でこの問題に取り組むものと考えております。本町におきましては、確保できている備品については、災害用トイレ11基、災害用簡易トイレ94箱、ダンボールパーテーション13組でございます。また、マンホールトイレにつきましては、町内7か所に計34基整備してございます。今後も、他の備蓄品と合わせて、予算の範囲内で確保して参ります。

また、避難所のトイレにつきましては、町施設でない指定避難所もございますので、管理主体の皆様は日頃の点検等につきまして、改めてご協力をお願いして参りたいと、考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、災害用トイレ11基、簡易トイレ94箱の備蓄ということで、災害用トイレってというのは例えば介護用の便座のようなものでしょうか。またそのダンボールパーテーション13組ってというのはその介護用トイレを仕切る。仕切るというか、囲むものでしょうか、そういうのって考えてよろしいでしょうか。94箱の簡易トイレってというのは、一つの箱にセットになっているっていうふうに思うんですが、この簡易トイレのセットってというのは、何人分を一応想定しているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。災害用トイレにつきましては、介護で使うようなもので便器の下に汚物を溜める機械が、ためるものが付いているものでございます。簡易トイレにつきまして、1箱に大袋が20セット、配置されておまして、単純に1人1枚と考えますと、94箱掛ける20で、1880人分となります。ただし、非常時のトイレの前提という理解が必要でございますが、袋の容量までは使用できますので使用回数はそれ以上も可能でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

一枚の袋にいっぱいになるまで何日も何日も何人も使用をするということは、本当にとっても大変な、とてもできないと大変に不衛生でしかありません。少しの量でも匂いがありますし、臭いとか汚いとかっていうことで、本に実際に避難所では、もう大変なそういう経験をされているということをお聞きします。本当に避難生活は大変なストレスになります。一番甚大な被害に見舞われた珠洲市に入られたボランティアの方からオンラインでお話をお聞きしましたけれども、本当に最初に現地に入って、まずトイレからあふれた汚物から片付け、清掃を行ったというふうにお聞きしました。処理場も被害を受けて稼働できない。その中で

毎日毎日汚物を入れた袋が山積みになっていく状態だと、もう手がつけられないという現状をお聞きしました。もう災害時のトイレの問題は、もう最重要課題であるというふうに改めて再認識をいたしました。これまでの大規模災害でトイレに行きたくないために、水分や食事を控えて我慢をして、体調を崩される方も多く、またエコノミークラス症候群などの事例も多数報告されております。仮設トイレが設置されても、夜は暗くて怖いと防犯上も大変な不安を訴えられるのが現実です。

そこで再質問ですが、先ほど深澤議員もマンホールトイレの質問をされていらっしゃいましたが、マンホールトイレは処理場を下水道管に繋がっていること、下水道管が破損した場合は、使用できないデメリットがございます。こういう環境衛生共同組合や一般廃棄物収集運搬とか、そういうところとの協定っていうのはどうなっているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。町では、し尿処理に関して、町内3社と協定を締結しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

わかりました。しかし珠洲市のように、地元のし尿処理場が被災して処理できない場合もございますので、今後は広域での検討もぜひしていくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

再質問ですが、この避難所の発災直後の避難所のトイレは下水道施設の点検が済むまで、基本的に使用できないので、簡易トイレを使用するようになります。災害用トイレが11、簡易トイレが94個ということで、今おっしゃられました。そのトイレに関する備蓄は大変少ないように思います。これは、町内にどのように配布をする計画なんですか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。限られた資源であるため、各避難所に配置数を設けてはおりません。現状においては、避難所からの要請と、その緊急度、優先度を勘案して現地に配給していくことを考えております。また、今後も計画的に備蓄して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも備蓄の方よろしく願いいたします。3番目の質問ですが、今回の能登半島地震発生後いち早く、北杜市の移動設置型トイレ、トイレトレーラーが被災地に向かい、現地で被災されている方々に利用され大変に喜ばれております。この移動式トイレを導入した自治

体が災害に助け合う仕組みを、一般社団法人たすけあいジャパンが主導してネットワークを構築しています。地震発生時に助かった命が、避難所生活の中で失われてしまう関連死の要因として、トイレに行く回数を控えることが大きな要因です。町民の命を守るため、また全国の被災地の方々のため、本町でも広域で活用できる移動設置型トイレ、トイレトレーラーを導入すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。災害時のトイレトレーラーにつきましては、県内でも北杜市などで導入しており、その機動性を生かして、能登半島地震にも派遣されたと聞いております。移動できることに加え、汚水タンクの容量まで約1200回の使用が可能であることなど、非常時の有用性は想像以上であると認識しております。一方で、導入に大きなコストを要すること。牽引の免許が必要になること。タンクの汚物処理の処理方法等について、活用の課題も散見しております。今後はトイレトレーラーの導入実績を把握するとともに、機能面で優れた様々な非常用トイレが発表されていることから、多様なトイレ事情を調査研究し、併せて財政状況や活用方法を勘案する中で検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

能登半島地震の発災後、すぐに北杜市の職員が3日の早朝にトイレトレーラーと給水車を現地に向けて出発をし、現地で今も利用されております。実際には水がなければ使用できないので、給水車と一緒に現地に向かったわけですけれども、これは国で給水体制を整えてほしいと北杜市の公明党議員が国に訴え、給水体制を国土交通省で迅速に整えて、現在、全国から約20台が現地で利用できるようになりました。

再質問ですけれども、この災害時に使えるトイレトレーラーは、令和2年9月に導入した北杜市ですが、初めは全国第1位で導入した第1号として導入した静岡県富士市に職員が視察に伺って、職員から導入したいとの思いが強かったと伺っております。毎年牽引免許を取得し、現在10名の職員がトレーラーのけん引免許を取得しているそうです。このトイレトレーラーは、牽引車でどこにでも移動ができ、洋式水洗トイレの個室が4つあり、個室の中は広く、屋根には太陽光パネルが設置されていて、バッテリー電源で照明も換気扇も対応できます。給水タンク、お水タンクを備えているので、到着後すぐに使用することができます。1回の給排水で、4室合わせて約1200回から1500回の使用が可能です。夜間や停電時でも、避難生活が長引いても、電力の心配がなく使用できます。防犯上も、被災地の夜に安心安全を届けることができます。被災された方にとって、トイレは清潔で安心して使用できることが非常に重要です。本当に着いたときに本当に嬉しいと言って泣いて、使用されている方がいらっしまったということで報告がありました。特に高齢者の方はもちろん、障害を持った方、妊産婦、女性の方、小さなお子さん連れの方は2人で一緒に入ることもで

きます。長時間の使用にも、衛生的な環境を保つことが可能です。購入費用はおおむね1台1500万ですが、その全体の7割が国の緊急防災減災事業債として地方交付税に充当され、残りの3割の実質負担分は、クラウドファンディングで導入しています。クラウドファンディングにご協力いただいた全員の名前がトイレトレーラーに記されています。このように、軌道面も財源確保も有効だと私は考えますが、再度、この導入についてぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。トイレトレーラーの導入につきましては、その有効性や課題について、他の自治体の導入実績等を研究する他、財政状況も考慮する中で、今後検討したいと考えております。また一時的にトレーラーにこだわることなく、機能面で優れた様々な非常用トイレについても、あわせて研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、実際に行ったところの方々、また被災地の方々にもまたお話を伺ったり、検証していただければと思っております。災害のない平時には防災訓練時に、他には、消防団の出初式や各種イベントやお祭り会場などで活用し、防災の周知や防災意識の向上に啓発を兼ねて活用されております。また、災害派遣ネットワークプロジェクトみんな元気になるトイレというネットワークプロジェクトで、全国のトイレトレーラーを導入している自治体のネットワークを通じ、被災地に出向き、支援をする取り組みになっております。本町でも、町民や全国の被災者の命を守るため、健康や避難所の衛生環境を確保するためにも、ぜひとも導入を考えていただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして4番目の質問としまして、元旦に起きた能登半島地震では、家族や親戚などが集まって新年をお祝いしていたお正月にまさか本当にこのような巨大地震が発生するのかと、本当に予想だにしていませんでした。富士川町にとっても、他人ごとではなく、今後、南海トラフ沿いの大規模地震、マグニチュード8から、マグニチュード9クラスは今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態です。いつ起きてもおかしくないと言われております。自治会や町の防災訓練の充実を図り、町民の防災意識の向上に努め、1人も被害に遭う人が出ないように、災害時を想定した、自治会や町の防災訓練の充実を図る取り組みが必要と考えますが、町の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。毎年、防災の日の直近の日曜日に開催しております町総合防災訓練では、各区長様をはじめ、自主防災組織の皆様にご協力いただき、それぞれの地域の特性に応じた防災訓練を実施していただいております。しかしながら、各地区の会員や、当年の役員様の防災意識の違いから、訓練内容に差が生じていると伺っております。町としては、防災訓練の充実を図るためには、地域の最小単位である組織において、1人でも多く、防災意識を持った方を育成していく必要があると考えております。その取り組みの一つとして、本年度開校した防災リーダー養成講座を継続して毎年度開催し、地域にまんべんなく防災リーダーが配置されるよう取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、地域防災リーダー養成講座の実施に関しては、何度も訴えて参りましたが、ようやく第1回目が開校いたしました。大変にありがとうございました。まんべんなく人材の育成をと課長の心強い決意を伺って、本当に第一歩が踏み出せるんだったなど。まずは災害に強いまちづくりの第一歩だなというふうに思っております。しかし、毎年の自治会や町総合防災訓練がどれだけ実際の災害時を想定して実施しているのか、どれだけ危機感を持って防災訓練を行っているのか、その本当に特性に応じた防災訓練を実施していただいているとのことですけれども、防災交通課で各区や、国の防災訓練の飛び取り組み方について、実際に危機感を持って災害時を想定した防災訓練を行っていけるよう具体的に指導アドバイスをすべきと考えます。防災意識が高く、積極的に防災訓練を行っている区も中にはございますが、町内全域を考え、町民の命を守るため、使命感を持って真剣に訴えていただきたいと思っております。そこで、まずは町内全域に渡り取り組める具体的な取り組みとしまして、本年令和6年3月発行の富士川町ハザードマップが全戸配布をされましたが、これを活用した防災訓練を区や自主防災組織に指導することはできないでしょうか。お伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん、それは4番の質問でよろしいですか。それとも先ほど質問したのが4番でこれは再質問でしょうか。

○8番議員（小林有紀子さん）

そうです、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。新たに作成したハザードマップにつきましては、各地区や自主防災組織の防災訓練等にご活用いただけるよう啓発して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

今回発行していただいた富士川町ハザードマップの一面には、これまで私が訴えてきました視覚障害の方のための音声コードや気象行政情報に合わせて災害発生までの時間を予測しながら、各自の避難行動の計画を書き込んでおく我が家のマイタイムラインが作成できるようになっております。町内全域のハザードマップには、浸水想定区域や指定避難所や福祉避難所が掲載されております。情報収集の仕方や、地震への備えとしての家の中の安全対策、また非常持ち出し袋および備蓄品、備蓄の新しい方法としてのローリングストック法など、日頃の防災対策として、この一冊があれば、ほとんどの基本的な防災対策が身につく優れたものだと思っております。素晴らしいハザードマップを作成していただきましたので、これを活用しながら防災訓練を行い、1人1人や各地域の防災対策の強化を図っていただければと思っております。推進をよろしく願いいたします。

再質問ですけれども、このハザードマップにもある指定避難所となる体育館などいざというときのために実際の避難経路を歩いてみるなど、高齢者や手助けが必要な方の避難をどうするか実際の被害を想定した避難訓練を、区や区民に促すことが必要ではないかと思いますが、そのような指導はいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。現状の地区や自主防災組織のエリアを超えた避難訓練も重要であります。訓練内容には様々な要素も想定できることから、町としても、今後庁内の関係各課とも協議する中で検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

地域のマイタイムラインを考える機会として災害発生を想定して避難指定避難所の学校や体育館に行く訓練ができるよう努めていただければと思えます。

5番目の質問としまして、町民の皆様の避難所となる学校施設は、富士川町の将来を担う子どもたちの学習生活の場であり、災害時には、避難所として役割を担う重要な施設です。計画的効率的な長寿命化対策とともに、適切な維持管理を行い、安全性機能性を確保することは、町民の命を守るために不可欠です。能登半島地震においても多くの学校施設が地域住民の命を守るための避難所となりました。せっかく避難した指定避難所が倒壊したり、避難ができない状況にならないように、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策として、令和7年までの重点的かつ集中的な修繕や改修に取り組んでいく、国の方針が出されております。の計画をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。防災減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においては、令和3年度に増穂小学校外壁塗装改修事業を実施したところであります。今後の修繕や改修の計画といたしましては、増穂小学校の給排水設備の改修事業を実施していく計画であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、外壁ということで増穂小の修繕をしていただいたということ本当に全国的に老朽化した学校施設での外壁が落下する事故が相次いでおりましたので、ここをしていただいたということは本当によかったと思っております。外壁落下防止や熱中症を防止するための体育館のエアコン設置、衛生面に優れ、誰もが使いやすい洋式トイレの改修、バリアフリー化により、障害者や高齢者にも利用しやすい環境の実現など、学校施設の老朽化対策、防災機能強化を早急に対処しなければならない重大な課題として、文科省は緊急点検として、建築基準法第12条に基づく調査点検により、改善箇所を把握するよう、また、さらに12月には法令等に基づく専門家による点検の適切な実施、日常的な点検等で異常を発見した場合には専門家に相談するなど、学校施設の維持管理の徹底を図る旨が教育委員会に通知されております。現在点検の状況を把握されておりますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町内学校施設、学校の関係施設等につきましては、法令に基づいた連携を定期的に行っており、その都度、専門業者から報告をいただき把握をしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。再質問ですが、災害時に誰もが安全安心かつ快適に利用することができるよう、教育課環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要として、国は中長期的な将来推計を踏まえ、トータルコストの縮減に向けて、計画的、効率的なハードソフトを組み合わせた施設整備を支援しています。近年の頻発化、激甚化する気象災害、そして南海トラフ地震に備え、地域住民の避難所としての機能を強化することが早急に求められています。町内の全ての小・中学校の校舎、体育館の長寿命化改修をしっかりと対処していくべきと考えます。中学校の校舎を新築することですけれども、その他の小学校と各体育館について、災害時に誰もが安全安心かつ快適に利用することができるよう、教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が早急に必要と考えます。中学校新築により、本当に財政が本当にわからない点は私もありますけれども、その他の学校体育館の対策が滞ることのないよう、既存の建物の防災減災トータルプランをしっかりと示して計画を進めていただきたいと思います。例えばですが、現在、町民体育館がないため、体育館を利用するスポーツ少年団の

子供たちが今、中部体育館を利用しなければならない。ということで、その保護者の方からも、和式のトイレで古くて大変、暗くて使いづらいという声をいただいております。先日の体育館建設検討委員会でも同様のご意見がありました。子どもが使用したくない。和式トイレは高齢者にも、全ての方にも不便であります。災害時の避難所開設時には高齢者が多い地域ですから、高齢者の方々が利用しにくいトイレでは大変に困ってしまいます。避難所の関連死の問題としても、庁内の指定避難所となる学校施設の老朽化対策、防災機能強化に財政的に早急に取り組むべきと考えますが、このような中部小学校など、今、体育館が、町民体育がないということになっていますが、地域の避難所になっております。こういうところなどはどのように考えているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。中部小の体育館につきましては、社会体育施設として、今現在活用をしております。中部小の体育館、確かに和式のトイレでございますが、洋式のトイレに組み替える場合ですね、やはりですね、トイレが和式用になってございます。洋式になる場合は、壁を取っ払ったり、土工事が大変必要になりますので、今現在ですね、和式のトイレをそのままご活用いただきまして洋式のトイレにつきましては、当面ですね考えていくような方向性をちょっと示したいと思っております。いずれにしましても、たくさんの土工事が必要になります。どこの今、結構社会体育施設の中でも和式が多いものですから、その辺も考えておりますが、洋式に変える場合は、とにかく扉、なんていうか、スペースですね。スペース等も全て変えなければなりませんので大規模改修が必要となってございますのでその辺につきましてはまた研究をさせていただきたいと思っておりますので、そのような回答でお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも町内全域の避難所となる施設に関しては、検討していただければと思っております。

それでは6番目の質問ですが、公式LINEを活用し、防災意識を高めるための収支を定期的に発信する取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。昨今では、若年層のみならず、高齢世代につきましても、公式LINEにて町の情報を得ている方が増えております。他町と比較して情報発信ツールとしては有効であると考えますが、全町民が対象となると、いまだ限定的でありますので、防災意識を高める情報の定期的な発信には、主として広報紙の活用が有効であると考え

ます。今後につきましては、引き続き広報紙と公式LINEも活用しながら、様々な方法で情報を発信して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

今回の3月の広報富士川には、防災対策について掲載をされておりました。とても素晴らしい内容であったと思っております。じっくり目を通す方もいる一方、やはり今は、情報がSNSから得る方が幅広い層に浸透されております。先ほども、高齢世代も、公式LINEにて町の情報を得ているという方が増えていると言われました。情報ツールとして有効だと考えともおっしゃいました。SNSを利用される方はほぼ毎日、SNSから情報を得ています。その中でも特にLINEはあらゆる世代で利用されております。町の公式LINEを活用し、防災の情報を発信し、防災意識を常に日常の中で高めていただくためにタイムラインに沿ってできるデジタル防災訓練というものがあります。そういうものも一つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。昨今では、働き方の多様化により、居住地区の防災訓練等に参加できない方も増えてきております。こうした方々を含め、町民の様々なニーズに対応できるよう、今後検討して参ります。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

あらゆる手段を使って、防災意識を、日常に取り入れる方法を工夫することをぜひとも取り入れていただきたいと思います。最後に互いに寄り添い、互いに学び合い、誰も置き去りにしない、防災をど真ん中にして、災害に強いまちづくりを進めて参りたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告6番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

令和6年

富士川町議会3月定例会

3月25日

令和6年第1回富士川町議会定例会（4日目）

令和6年3月25日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 請願第 1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める
請願
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分承認を求めることについて（令和5年度富士川町
一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 4 議案第 4号 富士川町庁舎会議室及び町民ギャラリーの使用に関する条例
の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 富士川町犯罪被害者等支援金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 富士川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定につい
て
- 日程第 7 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服
務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第12 議案第12号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 富士川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第18 議案第18号 富士川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例につい
て

- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 富士川町奨学金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 令和 5 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 5 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 5 年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 令和 5 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 6 年度富士川町一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 令和 6 年度富士川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 令和 6 年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 令和 6 年度富士川町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 令和 6 年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 令和 6 年度富士川町奨学金特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 令和 6 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 令和 6 年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 6 号 令和 6 年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 7 号 令和 6 年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 8 号 令和 6 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 9 号 令和 6 年度富士川町水道事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 4 0 号 令和 6 年度富士川町簡易水道事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 4 1 号 令和 6 年度富士川町下水道事業会計予算
- 日程第 3 8 議案第 4 2 号 令和 6 年度富士川町営農飲雑用水事業会計予算
- 日程第 3 9 議案第 4 3 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 4 0 議案第 4 4 号 富士川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 1 認定第 1 号 富士川町道路線の認定について
- 日程第 4 2 同意第 1 号 富士川町監査委員（学識経験）の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 3 同意第 2 号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 4 同意第 3 号 富士川町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 5 発委第 1 号 富士川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 6 意見書案第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求めることについて

- 日程第47 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
 日程第48 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
 日程第49 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
会 計 管 理 者	河 原 恵 一	教 育 次 長	秋 山 忠
政 策 秘 書 課 長	中 込 浩 司	財 務 課 長	望 月 聡
管 財 課 長	渡 辺 成 昭	税 務 課 長	長 澤 康
防 災 交 通 課 長	長 田 博 幸	町 民 生 活 課 長	一 之 瀬 三 千
福 祉 保 健 課 長	遠 藤 悦 美	子 育 て 支 援 課 長	大 久 保 公 生
産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美	都 市 整 備 課 長	井 上 勝 彦
土 木 整 備 課 長	山 形 謙 一 郎	上 下 水 道 課 長	依 田 正 紀
教 育 総 務 課 長	小 林 恵	生 涯 学 習 課 長	井 上 誠

5 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 原 田 和 佳
 書 記 井 上 直 人

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和6年第1回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、本会議および委員会において慎重にご審議をいただきました第1回定例会も、本日が最終日となります。引き続きご審議の程よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

なお、本日追加案件として、条例改正案1件、人事案3件、発委案1件、意見書案1件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。ご審議を、よろしく願います。

なお、教育長古屋三千雄君から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご了解願います。なお、報道機関から議場内での写真撮影の申し出がありましたのでこれを許可します。

ここで産業振興課長望月奈緒美さんから、齊藤欽也議員の答弁保留の質問について答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

3月11日の質疑におきまして、保留となっております。齊藤議員の、まほらの湯のトイレの修理について、現指定管理者から町に要望があったのか、なかったのかとの質疑にお答えをいたします。今回の件につきまして、全員協議会の中で曖昧な回答をしたことから確認をしたところ、修繕につきましては、管理運営に関する基本協定第14条で規定されている負担区分の確認を行うため、指定管理者から報告とともに、見積書などを提出いただき、協議を行っていくこととしておりますが、今回のトイレの修繕につきましては、見積書等の提出がなく、協議は行っていないことから、要望はございませんでした。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 請願第1号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める請願書について」

を議題とします。

去る3月8日の本会議において、ひとづくり常任委員会に付託しました請願第1号について、委員長の報告を求めます。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、ひとづくり常任委員長の報告が終わりました。

望月委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、請願第1号の委員会審査報告について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、請願第1号の委員会審査報告について質疑を終わります。

望月委員長、自席にお戻りください。

これから、請願第1号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、請願第1号について討論を終わります。

これから、日程第2 請願第1号について採択します。

お諮りします。請願第1号に対する委員会審査報告は採択とするものです。委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ な し ）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会審査報告のとおり採択とすることを決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第10号））

を議題とします。

これから、承認第2号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、承認第2号について討論を終わります。

これから、日程第3 承認第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第4 議案第4号 富士川町庁舎会議室および町民ギャラリーの使用に関する条例の制定について

日程第5 議案第5号 富士川町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第6 議案第6号 富士川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について

以上の3議案は、条例制定案件でありますので一括して議題とします。

去る3月11日の本会議において、ひとづくり常任委員会及びまちづくり常任委員会に付託しました議案第4号から第6号までについて、委員長に報告を求めます。はじめに、まちづくり常任委員長の報告を求めます。

6番 秋山仁君。

○6番 (秋山仁君)

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で、まちづくり常任委員長の報告が終わりました。

秋山委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから議案第4号の委員会審査報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。以上をもって議案第4号について、質疑を終わります。秋山委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって議案第4号について討論を終わります。

これから、日程第4議案第4号について、採決します。

お諮りします。議案第4号に対する委員会審査報告は可決とするものです。委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし の声)

異議なしと認めます。したがって議案第4号は委員会審査報告のとおり可決することに決定しました。

次にひとづくり常任委員長の報告を求めます。

7番望月眞君。

○7番議員 (望月眞君)

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上でひとづくり常任委員会長の報告が終わりました。望月委員長その場でしばらくお待ちください。これから議案第5号および第6号の委員会審査報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第5号および第6号について質疑を終わります。望月委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから議案第5号および第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第5号および第6号について討論を終わります。

これから日程第5議案第5号および日程第6議案第6号について採決します。お諮りします。議案第5号および第6号に対する委員会審査報告は可決とするものです。委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。 の声 ）

異議なしと認めます。従って議案第5号および第6号は委員会審査報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 7 議案第 7 号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について

日程第 8 議案第 8 号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 9 号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第10号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第11号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第12号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第13号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第14号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第15号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第16号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第17号 富士川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

について

日程第18 議案第18号 富士川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

日程第19 議案第19号 富士川町奨学金条例の一部を改正する条例について

以上の13議案は、条例改正案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案第7号から第19号まで一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと、認めます。

以上をもって、議案第7号から第19号までの討論を終わります。

これから、日程第7 議案第7号から日程第19 議案第19号まで一括して採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から第19号までは、原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第20 議案第21号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

日程第21 議案第22号 令和5年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

日程第22 議案第23号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算 (第4号)

日程第23 議案第26号 令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

以上の4議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第21号から第23号までと、議案第26号を一括して討論を行います。
討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。以上をもって、議案第21号から第23号までと、議案第26号の
討論を終わります。

これから日程第20 議案第21号から日程第22 議案第23号までと、日程第23 議案第
26号を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号から第23号までと議案第26号は原案
のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第24 議案第28号 令和6年度富士川町一般会計予算

日程第25 議案第29号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計予算

日程第26 議案第30号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 27 議案第 31 号 令和 6 年度富士川町介護保険特別会計予算
 日程第 28 議案第 32 号 令和 6 年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
 日程第 29 議案第 33 号 令和 6 年度富士川町奨学金特別会計予算
 日程第 30 議案第 34 号 令和 6 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
 日程第 31 議案第 35 号 令和 6 年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
 日程第 32 議案第 36 号 令和 6 年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別
 会計予算
 日程第 33 議案第 37 号 令和 6 年度富士川町峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
 日程第 34 議案第 38 号 令和 6 年度富士川町峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
 日程第 35 議案第 39 号 令和 6 年度富士川町水道事業会計予算
 日程第 36 議案第 40 号 令和 6 年度富士川町簡易水道事業会計予算
 日程第 37 議案第 41 号 令和 6 年度下水道事業会計予算
 日程第 38 議案第 42 号 令和 6 年度営農飲雑用水事業会計予算

以上の 15 議案は、令和 6 年度の当初予算案件でありますので、一括して議題とします。

なお、本予算案につきましては、去る 3 月 8 日の本会議において、予算特別委員会に付託
 しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

10 番 青柳光仁君。

○10 番（青柳光仁君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

青柳委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、議案第 28 号から第 42 号までは質疑と討論を省略します。

青柳委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、日程第 24 議案第 28 号から日程第 38 議案第 42 号まで一括して採決します。
 お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（ 議案第 28 号に異議あり ）

異議がありますので、起立によって採決します。議案第 28 号に対する委員会審査報告は
 可決とするものです。委員会審査報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
 起立多数です。したがって、議案第 28 号は委員会審査報告のとおり可決されました。着席
 願います。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ここでご報告申し上げます。ただいま発議第1号議案第28号令和6年度富士川町一般会計予算の執行に関する附帯決議についてが提出されました。

お諮りします。この際、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。 の声 ）

異議なしと認めます。

よってこの際、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

発議第1号 議案第28号 令和6年度富士川町一般会計予算の執行に関する附帯決議について

を議題とします。

はじめに、提出者の説明を求めます。

9番 齊藤欣也くん。

9番議員（齊藤欽也君）

————— 附帯決議文朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君、その場でしばらくお待ちください。

これから発議第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

それでは齊藤議員の発議に対して質問いたします。

まほらの湯かじかの湯の指定管理料について、来年度以降の年次協定締結に際しては今後1年間の経理業務状況を精査した上で年次協定内容を決定することと書かれてありますが、これは当然のことであって、附帯決議で言わなくてもいいんじゃないかと私は思っています。指定管理が年度を通して、実績報告を必ず上げなきゃならないことになっておりますのでその指定管理の行政報告を見ながら、新たな指定管理料はその都度、経理業務状況で検討していくこれは当たり前のことなので、新たにここに発議として、提起する必要はないと私は感じておりますがいかがでしょうか。

○9番議員（齊藤欽也君）

お答えします。本年度の予算について言うならば、これは先ほど特別委員会での議論、討論の内容が報告されておりますけれども、要は、その討論でも述べましたけれども、現状では、これを認めたということなんですけれども、これも既に議会で議決していることですから、とやかく今、ここで言うことじゃありません。ただしそうはいつでも、先ほど質問された望月眞議員がおっしゃりましたが、やっぱり年次協定においてしっかりと精査ってことは、

やはり改めてここで、附帯決議として当局にしておかなければ、言わば、あそこに出されている年次協定の内容で行けば、今後ずっとそれがそのまま続くのではないかという危惧を一方では抱いていますので、あえてこれを附帯決議として、しっかり当局に届けておくということが必要だろうと思って、やっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

質疑なしと認めます。

以上をもって発議第1号について質疑を終わります。齊藤欽也君、自席にお戻りください。これから発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。11番、鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは、附帯決議に反対の立場で討論させていただきます。

まず新中学校校舎建設に関する町民説明会を実施することは、透明性や民意の反映を図る上でももちろん重要ですが、このような説明会を行うのは担当課の業務の一環であり、また、ことあるごとに議会からも説明会を実施するよう訴えておりますので、それを附帯決議の対象とする必要はないと考えます。

また、指定管理者への管理料の決定に関しても、経理業務状況を精査して決定することは、経済的責任を持つ上で重要ですが、これも通常の業務遂行に含まれるべき事柄であり、附帯決議の対象とする事項ではないと言えます。

しかし、町当局もこういった声があることは、しっかり心に留めて業務を進めていただきたいと思います。従って今回の付帯決議の内容は、議会として決議するまでもなく、町当局の日常業務に関するものであるため、附帯決議にそぐわないものと考えますので、反対いたします。議員各位には、賛同していただくことをお願いし、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に附帯決議に賛成者の発言を許します。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

附帯決議に賛成の立場で討論をさせていただきます。平成22年の合併から富士川町では、効率的な行政執行により、健全な財政運営に努めて参りました。町内に分散していた町の施設を統合することにより、住民の利便性の向上と効率化および経費の削減を図るため、平成27年に公共施設再配置計画を策定し、取り組んで参りました。さらに本庁がリニア中央新幹線の、建設予定地となり、補助金や交付金を活用して、しっかりとした財政計画を立て、町民の皆さんから求められる行政サービスの質を低下させることなく、7大事業を行って参りました。本定例会初日の所信表明で、町長は、これまでの事業による借入金の増大などにより、将来負担比率は年々悪化し、さらに厳しい財政状況になっていくことが予測されており、その改善の道りは険しいものとなっています。今後予測される困難を乗り越えるためには皆様の力が必要です。連携し、支え合い、私達の富士川町の未来をともに切り開いて参りいきたいと思います。であるならば、令和6年度当初予算に統合中学校校舎建設事業の基本設計として、令和5年度4689万3000円、実施設計として、令和6

年度1億887万8000円が計上されていますが、未だ基本設計が示されておりません。このままでは、合併推進債の活用ができるのか、あまりにもタイトなスケジュールになることが懸念されます。未だに新中学校校舎建設の概算事業費総額が議会に示されないまま、これを検討する時間がないまま継続費であるからと、予算が可決することに疑問を抱かない議員はいないはずです。昨年、優秀な建築専門のアドバイザーを登用しましたが、機能しているのか、どのようなアドバイスを受けて進めているのか全く何も見えません。増穂中学校に新築すると決断された町長が責任をもって示すべきではないでしょうか。これまで新庁舎建設のときには、基本設計が令和2年2月に完成するまでに、町民懇談会を3回と、

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん、はい。途中ですが、要旨を簡潔にしてください。

○8番議員（小林有紀子さん）

もうすぐ終わります。はい、3回と町民説明会を開催し、多くの町民のご意見をいただきました広報ふじかわにも、概算事業費総額や借入金、今年度は負担額など、

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。趣旨を簡潔にしてください。途中でやめてください。

○8番議員（小林有紀子さん）

詳しく公表してきました。今回の新中学校校舎建設の実施設計を委託する前にも、町民の皆様には十分な説明を行いまして、町民の皆様のご理解が十分に得られるよう、町民説明会の実施を希望し、附帯決議を賛成いたします。

まほらの湯かじかの湯の指定管理料についても、今後1年間の収益の状況を精査し、決定するよう求め、附帯決議に賛成いたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ここで議長から注意を行います。発言する人は趣旨を簡潔にしてください。自論は述べなくて、趣旨を簡潔にしてください。

次に附帯決議に反対者の発言を許します。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

附帯決議に反対の立場で意見を述べさせていただきます。統合中学校につきましては、基本設計が、令和6年の3月に提出される予定ということで実施設計が来年の2月までに出るわけですが、やはり一つの計画に基づいてやってることだというふうに私は理解しております。このことについては、やはりいろいろな議論がある中で、やはり町民に説明とは言ってこれはまた、改めてするにしてもやはりこのことよりも今は計画どおりどのように進めるかなということが非常に大事なというふうに思われます。

それから、まほらの湯かじかの湯の指定管理ですね。これにつきましては選定委員会の結果に基づいてですね一つの計画、ブラッシュアップ計画5か年計画なんですけども、この計画の中で、初年度が13万3000人の入館者ですけども、非常に厳しいとは思いますが。しかしこの計画書に基づいてやはり指定管理者も行うということを知っております。まずはやはり、今回指定管理料払いやっただき、また聞くところによると追加の指定管理ももう

行わないというのはことですから、ぜひですね、今回は指定管理料払い、そして二つの施設がやはり町民にとって本当に大事だということを、便利さもやっぱり考えれば大事かなと思います。ということで意見にさせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

次に附帯決議に賛成者の発言を許します。

2番神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいでは、私は附帯決議賛成という立場で述べさせていただきます。私はやはり中学校がですねまだ基本設計の方が出てきていないということの中でですね、非常に3月に出る予定だというお話で進んでいたものが、遅れているということに対して疑問を思っております。その中でやはりそこが出てからでも遅くないのではないかとこの気持ちがある中で今回ですね、当初予算を通すわけなんです、その中でやはり町民に出た段階で、説明をする義務はあるかと思っておりますので、その辺を当局の業務の一環ではありますが、そこをそう思っている町民も多いということで、賛成をさせていただきたいと思っております。

また、まほらの湯かじかの湯につきましても、やはり指定管理料が今回多いのではないかなというお話もある中ではありましたが、反対それを否決されて、可決されますので、次年度につきましても、やはりそういったものをちゃんと精査する中で、見定めていただきたいということで、ぜひお願いしたいということで、賛成をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（堀内春美さん）

次に附帯決議に反対者の発言を許します。

5番小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは附帯決議に反対の立場で述べさせていただきます。これで最後になるかなと思っておりますけども、この建設ですね、費用については、実は実施設計でも大いに影響が出ます。実施設計のやり方で費用については、左右されるということがあります。そして、この二つは並行して進めるべきと思っております。一つが終わらないからといって一つをやらないということではなくて、時期的なこともあるので並行して進めるということから一番の統合中学校建設についての付帯については反対いたします。

2のまほらの湯これについては前に述べたことと重複しますが、やはり我々はどんなときでも2800円を払うわけですから、それについてのチェックは必要ということから、ここに書くまでもなく私はそういうことからこれについても付帯についても反対をいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に附帯決議に賛成者の発言を許します。

それでは討論なしと認めます。以上をもって、発議第1号について討論を終わります。

これから発議第1号について採決します。お諮りします。発議第1号に賛成の方は起立願います。

起立少数です。従って発議第1号令和6年度富士川町一般会計予算の執行に関する附帯決議については否決されました。着席してください。

これから議案第29号から第42号まで一括して採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。 の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第29号から第42号までは委員長報告のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第39 議案第43号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更および規約の変更についてを議題とします。

これから議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。以上をもって議案第43号の討論を終わります。

これから日程第39議案第43号について一括して採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。 の声)

が、異議なしと認めます。従って議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第40 議案第44号 富士川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に議案第44号について補足説明を求めます。

福祉保健課長遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それでは、議案第44号、富士川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

タブレット2ページをお願いいたします。今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する企業基準等の一部を改正する省令の改正に伴いまして、所要の条例改正を行うものであり、5条建てとなっております。

はじめに全てのサービスの共通事項につきましては、管理者の業務範囲の明確化、また書

面揭示規制の見直し、次に、身体拘束等の適正化の推進について、短期入所系サービス等については、身体拘束等の適正化のための措置で、委員会の設置などが義務付けられ訪問系サービスについては、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとしております。

次に、医療機関との連携について、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、その他居宅介護支援、介護予防支援に係る基準等の改正になります。それでは改正される4つの条例について、タブレット35ページからの新旧対照表でご説明をいたします。

まず、富士川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第1条関係でございます。先ほどご説明いたしました主な項目のほか、利用者の安全、並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策、を検討するための委員会設置を義務付けることについて、定めております。

次に、タブレット99ページをお願いいたします。富士川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の新旧対照表第2条関係になります。こちら先にご説明いたしました項目と同様の改正となります。次にタブレット124ページ。富士川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の新旧対照表第3条関係になります。こちらでは、先ほどの主な項目のほかに、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて、指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について定めてございます。最後にタブレット139ページをお願いいたします。富士川町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表第4条関係では、主な項目のほかに、ケアマネジャー1人当たり取り扱い件数、配置基準について改正をしております。タブレット33ページにお戻りいただきたいと思っております。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の1号から4号までの改正規定は、令和7年4月1日から施行するとしております。

また、第2条、身体的拘束等の適正化につきましては、施行日から令和7年3月31日までの間、次の第3条と4条につきましては、施行日から令和5年3月31日までの間、経過措置を設けております。以上、議案第44号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

これから議案第44号について質疑を行います。質疑はありますか。

9番齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

一点だけちょっと気になるのでお聞きしておきたいんですけども、要は改正案によつてですね、事業者、あるいは町やはりかなりの負担が来るんだろうと思うんですけども、経過措置が一応1年と、いうことなんですけども、その辺の詳細についての検討というのは、多分まだ条例改正したばっかなんでこれからだろうだろと思うんですけども、今後どのような

形でこれがスムーズに移行できるような形で財政面も含めた対応されていくのか、その点だけ一言お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。今後の経費等の心配ということですがけれども、現在考えられるとすれば、この状態であれば、特に金額が大きくなるという心配は今してございません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君。）

ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第44号について質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。以上をもって議案第44号について討論を終わります。

これから、日程第40議案第44号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。 の声 ）

異議なしと認めます。

したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時11分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

日程第41 認定第1号 富士川町道路線の認定について
を議題とします。

これから、認定第1号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、認定第1号について討論を終わります。

これから、日程第4 1 認定第1号について採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第4 2 同意第1号 富士川町監査委員 (学識経験) の選任につき議会の同意を求める
ことについて

を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。

この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については質疑と討論を省略します。

これから、日程第4 2 同意第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第4 3 同意第2号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について

を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。

この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については質疑と討論を省略します。

これから、日程第43 同意第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第44 同意第3号 富士川町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること
について

を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。

この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については質疑と討論を省略します。

これから、日程第44 同意第3号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第45 発委第1号 富士川町議会委員会条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

提出者から、発委第1号について、提案理由の説明を求めます。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、齊藤委員長から、発委第1号についての提案理由の説明が終わりました。齊藤委員長その場でしばらくお待ちください。

この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については質疑と討論を省略します。

齊藤委員長ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、日程第45 発委第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第46 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める
意見書提出について

を議題とします。

提出者から、意見書案第1号について、趣旨説明を求めます。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

————— 趣旨の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、望月委員長から意見書第1号について、趣旨説明が終わりました。望月委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、意見諸案第1号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、意見書案第1号について質疑を終わります。望月委員長ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから日程第46意見書案第1号について採決します。お諮りします。本案は原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。 の声)

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第47 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第48 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第49 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。 の声)

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長 (堀内春美さん)

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全て終了しました。

当初予算、条例制定、条例改正、補正予算などの重要案件をご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明、答弁等にご協力をいただきありがとうございました。

富士川町の更なる発展のため、住民の皆さまが安心して、笑顔で暮らせるまちづくりのため、その重責を果たし、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年第1回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時25分